

博士學位論文

わが国の引当金会計制度の研究

—企業会計原則、商法（会社法）および税法を中心として—

2018 年度

永吉 昭和

熊本学園大学大学院

商学研究科 商学専攻

「わが国の引当金会計制度の研究」(内容要旨)

論題を「わが国の引当金会計制度の研究」としたのは、わが国の会計制度、特に企業会計原則と商法(会社法)、それに税法(法人税法)の引当金規定から、その特徴や内容の検討・分析を行うことにより、引当金の「基本的解釈」を試みたいからである。ここで用いる引当金の「基本的解釈」とは、特に、「引当金計上の基本原則」である「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の解釈を試みることである。また、この「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の規定を分析する立場を「引当金の基本的視点」と定義して論考している。

本論文の主な内容は、(1) 企業会計原則と商法上の引当金上の特徴と解釈等、(2) 企業会計原則と商法規定の引当金の違い及び接点等、(3) 負債性引当金と負債との関連性、(4) 商法(会社法)と企業会計原則の特色からの比較等、(5) 資産負債中心観と収益費用中心観における引当金認識方法の比較と解釈、そして(6) 税法上の引当金の検討である。

簡単な目次を示すと、以下のようである。

序章 — 研究目的 —

- 第1章 企業会計原則における引当金の設定経緯
- 第2章 企業会計原則にみる引当金の特質
- 第3章 発生主義と引当金 — 一番場・阪本論争を中心に —
- 第4章 商法における引当金
- 第5章 商法第287条ノ2の解釈における「広義説」と「狭義説」
- 第6章 引当金の見積り
- 第7章 資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念
- 第8章 税法上の貸倒引当金と回収不能金銭債権の問題点
- 第9章 改正法人税法第33条と貸倒損失に係る解釈

終章

以下、章を追って要旨を述べることとしたい。

本論文には、先ず第1に、引当金の主たる歴史的経緯をさきかげとして、その発展段階における特徴などから、その後の引当金会計への影響等を考慮しつつ、基本的な解釈として重要なところから入筆した。そのため、引当金の基本規定とされる「企業会計原則」と「商法」における歴史的な内容等から検討を始め、歴史的な特徴を抽出して分析を行うアプローチでもって、引当金の基本的解釈解明の手がかりにした。

現在、わが国会計制度は国際会計基準の流入は避けられない現状がある。これまで使用されてきた引当金が存在しなくなる可能性があるとなると、引当金が企業実績を真に反映し、財務会計に長く果たした功績等から、疎外されるようにならないとも限らない。

そのため、それらの対処策について、更なる検討がなされるべきという観点から論議の題目にあげた。

第2に、1974(昭和49)年企業会計原則は、引当金の計上要件である注解18が新設され、計上要件を規定したが、その内容からその意義や特徴などを探求した。新設の注解18は多くの見解がみられ、特に利益留保性引当金計上を容認する規定もみられたため、引当金計上の基本原則上から引当金に該当しないと解釈されたことで、規定には内容的に問題があったといえた。そこで問題は、同規定上の引当金は利益処分による規定が許されるのか、債務性の引当金と債務性がみられない引当金の計上を容認したのかなどを検証した。「債務性」とは、過去に発生した事象が当期に認識され、当該事象が将来、発生の可能性が高いとされる条件下で認識され、さらに、その事象が予定の見積であるときは「負債性引当金」とされる。また、「債務性がみられない引当金」計上は、果たして、負債性の引当金として計上が容認されるかが問題となったことなどで、諸見解から縷々、論議した。

第3に、第1章(4)「修正、注解・注18の規定についての問題点」で、創設の注解18または修正注解18の両規定のはじめ(書き出し)の規定は、文言に問題がみられるのではとして、提言した。

前者規定は「将来の特定の費用(又は収益の控除)……」、後者は「将来の特定の費用または損失」としているところは、引当金計上時にいずれも「費用の繰入れ」での表示である。そこで、文面からでは理解に苦しむことから、これを一つとして読めるような見直しの案として、次のような提言をした。

「引当金は予想される特定の損害による費用または損失について計上し、将来、当該費用または損失の発生ときは、経済的資源の流出がみられ、又は引当金による補てんがみられることを目的とした費用又は損失の繰り入れであって、その発生が当期以前の事象に起因し……(以下、注解と同規定)」と規定し、または、「引当金認識時は、将来の特定の費用又は損失であって……(以下、注解と同規定)」という規定で、引当金繰り入れ時と引当金使用目的を明確にすることが理解できるのではと提言とした。

第4に、1982(昭和57)年企業会計原則は、それまでの評価性引当金を除き、固定資産につき、一般に使用されてきた減価償却引当金を「減価償却累積額」と修正したことで、否定論か肯定論の「減価償却」をめぐる二大論争(番場・阪本論争)となった。これらの論議は、「引当金」の解明には欠かせないことであつたので、これらの論争の中身を精査して、引当金の基本的解釈としては「引当金」としての解釈の方に妥当性がみられるとして提言した。

第5に、第4章の「商法における引当金」について、商法改正の経緯等、さらに1981(昭和56)年商法第287条ノ2改正の問題点については、2005(平成17)年会社法に改訂したので、引当金関係で内容の検討を行った。会社法が、引当金会計について、収益費用中心観(損益法アプローチ)を採り入れたとみられたが、同時に資産負債中心観(財

産法アプローチ)の立場でも比較検討した。

第6に、第5章の「商法第287条ノ2の解釈における『広義説』と『狭義説』」については、商法第287条ノ2の解釈からは避けて通れない研究対象であるため、それぞれの主張を解明する必要があった。

広義説は、商法の引当金規定が任意解釈といえたことから、負債性引当金を意味しているのではなく、特定の支出または損失に備えるための引当金として、そのため利益留保性の引当金を容認することから、引当金計上要件(事前発生原因当期存在、将来当該費用の支出の確実性、金額の合理的見積)には決別したとされた。そのため、「特定引当金」としての特別措置を認めたため、会計上の引当金と区別したといえた。

狭義説は、条件付き債務の引当金と債務性のみられない引当金(修繕引当金等で注解18計上引当金)を認め、利益留保性引当金は否認し、商法第287条ノ2の解釈の改正規定を限定的とするとして論究した。

第7に、会社法における問題点として、特に第6章「引当金の見積もり」については提言での足掛かりとして論じた。2005(平成17)年、商法に代わり「会社法」が施行された背景はグローバル化による時代変革に対応すべき改革であった。それまでの商法の規定は、資産もしくは財産評価にかかる「時価評価」によるべきとはあったが、引当金については具体的な評価規定はみられなかった。

会社法は、会社計算規則を定め、同計算規則によると、重要視される「負債の評価」に関する独自の規定を設け、引当金は「債務額」によると規定上明示し(会社計算規則6条1項)、かつ、その計上については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」によることとしながら(会社法431条)、引当金については、「債務額」ではなく事業年度末における「時価」または「適正な価格」により評価することができる旨を定めている(会社法計算規則6条2項)。

ただ、この適正な価格の典型的例には、退職給付引当金の設定に当たっては、「退職給付債務の額」ではなく、それを一定の割引率で割り引いた「現在価値」をもつてすることができるかと解されている。引当金の評価については、企業会計原則や商法規定などに具体的詳細はみられない。これは、引当金の基礎とされる帳簿価格、取得価格が現実的に流動的で、変動が恒常化しているからとみられた。

したがって、引当金の評価については、企業会計原則の「注解」もしくは会社計算規則において合理的で、適正性がみられるように、過去資料や実績値、平均値等の数値等を計算対象とするなど、公正な評価額で具体的基準の評価が求められているのではないかといえる。

第8に、第7章の「資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念」については、種々の議論で、一つは費用の認識に誘導される引当金を計上する思考(本論文では「損益法アプローチ」と称している)と、他の一つは一定の要件を満たした負債の発生を認識することで引当金を計上する思考(同じく「財産法アプローチ」と称している)であ

る。この思考は、国際会計からの影響も無視できないことから、いずれの会計上の立場を採れるか、また、各立場からの解釈でいかなる影響や効果が生じるのかについての各種の検討で、研究の対象とした。そのうえで長年、実務上も認めてきたわが国会計基準を支えてきた「収益費用中心観」を重視した視点から「資産負債中心観」と対比しながら種々、論考した。

第9に、第8章及び第9章で「税法上の貸倒引当金と回収不能債権の問題」と「改正法人税法 33 条と貸倒損失に係る解釈」の項目において、税法上唯一残った引当金について考察した。特に、税法上の引当金の研究が、何故必要であったのかについて些か触れた。

1998（平成 10）年以前は、当初、税務上の引当金は貸倒引当金、退職給与引当金、製品保証引当金などの 6 種類で構成されていたが、1998（平成 10）年の税制改正で、法人税率の引き下げに伴う収税減の補填を目的として引当金の廃止と縮減が行われた。

税法上の引当金は、税制改正で課税ベースの拡大を目途に、廃止と縮減が図られたが、特に、貸倒引当金の制度は全額回収不能での要件としていた金銭債権の貸倒れを緩和する役割を担った。かかる状況下での中小企業や一定の金融機関を除いた貸倒引当金の制度廃止は、実務上の経営面や資本充実への影響を考慮すると疑問と感じた。その例として、第8章と第9章で税法上の貸倒損失と貸倒引当金における問題点、また金銭債権の回収不能における貸倒れの要件の緩和の問題を洗い出して、一部分ではあるが研究の対象にして記述した。

最後に、「終章」として、資産負債中心観のアプローチでも、引当金の計上余地は見い出せないのかについて、私見を述べている。一般には、資産負債中心観では、債務は外部への債務であり、修繕引当金のような期間損益計算上の引当金、つまり費用の企業内部での期間的な見越し（いわゆる期間的な貸借）によるものは認められない。また、貸倒引当金は債権の評価の中で扱われる。

しかし、貸借対照表の貸方は、負債と資本（純資産）しかないのであり、負債といっても法的な債務のみを指すのではなく、負債は正確には「負債勘定」である。そうであるならば、複式簿記の機構に基づいて取引が会計処理されるのであるから、期間と期間の貸借も「会計上の負債」として認めてもいいのではないかと考え、資産負債中心観での引当金計上の肯定論を展開し論述した。

目次

序章— 研究目的 —	1
第 1 章 企業会計原則における引当金の設定経緯	10
(1) 引当金規定の主な歴史的経緯	10
(2) 負債性以外の引当金計上	13
(3) 新設、注解 18 の負債性引当金設定の意義と影響	17
① 1982（昭和 57）年修正企業会計原則の成立過程	
② 修正、企業会計原則注解 18 の特徴	
③ 注解 14 の削除理由	
④ 注解 18 の修正の理由	
(4) 注解 18 の規定の問題点	22
第 2 章 企業会計原則にみる引当金の特質	27
(1) 企業会計原則にみる引当金会計	27
(2) 引当金の費用認識	29
① 費用発生主義	
② 費用収益対応の原則	
(3) 引当金会計のあり方	34
第 3 章 発生主義と引当金 — 番場・阪本論争を中心に —	39
(1) 引当金論争の概要	39
(2) 引当金論争の内容と問題点	39
(3) 引当金の発生概念の論点	41
(4) 特別修繕引当金の特徴	42
(5) 退職給与引当金の論点	43
(6) 引当金計上の保守主義的見方についての思考	44
第 4 章 商法における引当金	48
(1) 商法改正経緯の引当金の特質	48
(2) 1981（昭和 56）年商法第 287 条ノ 2 の改正の問題点	50
① 商法改正の過程	
② 商法第 287 条ノ 2 の改正理由	
(3) 1981（昭和 56）年改正商法における利益留保性引当金の排除	55

第5章 商法第287条ノ2の解釈における「広義説」と「狭義説」	-----	60
(1) 広義説	-----	60
(2) 狭義説	-----	64
(3) 「広義説」と「狭義説」についての総括	-----	67
① 多数説と少数説		
② 企業会計原則依存と独自性		
(4) 企業会計原則上と会計上の引当金の概念についての提言	-----	71
第6章 引当金の見積り	-----	77
(1) 引当金にかかる負債評価について	-----	77
(2) 会社計算規則の負債性引当金	-----	79
(3) 引当金額の見積もり	-----	82
第7章 資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念	-----	85
(1) 資産負債中心観と収益費用中心観の研究目的	-----	85
(2) 資産負債中心観の観点から	-----	87
① 引当金認識		
② 引当金基準の特徴		
③ IAS第37号改定案について		
(3) 収益費用中心観の観点から	-----	93
① 引当金認識		
② 引当金基準の特徴		
第8章 税法上の貸倒引当金と回収不能金銭債権の問題点	-----	99
(1) 引当金の縮減と部分貸倒損失への流れ	-----	99
(2) 企業会計原則及び商法上の引当金の改正経緯	-----	100
① 導入期の貸倒引当金と評価性引当金		
② 特定引当金の否認と引当金概念の整理		
③ 金融商品会計基準及び会社法の制定と貸倒引当金の取扱い		
(3) 法人税法における貸倒引当金と債権償却特別勘定	-----	104
① 法人税法における貸倒引当金規定の変遷		
② 債権償却特別勘定制度の規定		
③ 金銭債権上の引当金関係		
④ 個別評価引当金と一括評価引当金の特徴		
(4) 評価ベース拡大による影響	-----	108

第9章 改正法人税法第33条と貸倒損失に係る解釈	114
(1) 改正法人税法第33条と貸倒損失に係る解釈	114
(2) 通達規定の問題点	114
(3) 改正の経緯と全額回収不能の根拠	116
① 2009（平成21）年度改正前	
② 2009（平成21）年度改正	
③ 2011（平成23）年度改正 一貸倒引当金の原則廃止（52条）	
(4) 法人税法上での貸倒損失の計上の是非	120
① 部分貸倒れの可能性	
② 部分貸倒れの検証	
③ 法人税法上の貸倒損失	
(5) 改正法人税法第33条の「損失」に係る「確定」の解釈	125
終章	128
(1) 収益費用中心観と引当金	128
(2) 資産負債中心観と引当金	130
(3) 沼田嘉穂氏の「会計負債」の理論による引当金の肯定	132
(4) リスク・シェアリング会計による引当金の肯定	134
(5) 期間的貸借概念と会計上の負債	135

序章— 研究目的 —

論題を「わが国の引当金会計制度の研究」としたのは、わが国の会計制度、特に企業会計原則と商法（会社法）、それに税法（法人税法）の引当金規定から、その特徴や内容の検討・分析を行うことにより、引当金の「基本的解釈」を試みたいからである。ここで用いる引当金の「基本的解釈」とは、特に、「引当金計上の基本原則」である「発生主義」、「収益・費用対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の解釈を試みることである。また、この「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の規定を分析する立場を「引当金の基本的視点」と定義して論考している。

本論文の主な内容は、（1）企業会計原則と商法上の引当金上の特徴と解釈等、（2）同原則と商法規定の引当金の違い及び接点等、（3）負債性引当金と負債との関連性、（4）商法(会社法)と企業会計原則の特色からの比較等、（5）損益法と財産法の比較と解釈、そして（6）税法上の引当金の検討である。

現在、会計学界や実務界では、国際会計基準（IAS）の主導による国際化への企業環境の変化に対応する問題の論議が集中しているが、そのような中、わが国の高度成長を支えた 1960 年代以降、「引当金」利用による実務面での会計上の操作についての論議がみられた。現在は、景気低迷期に入り、企業会計上の引当金問題は下火になったとはいえるが、代わって税法や税務会計上では、引当金の縮減・廃止が問題になっている。本論文は、このような時期だからこそ、改めてわが国の引当金制度の成立から展開期までをみることで、今後の引当金会計の維持発展を推進したいということを研究の目的としている。

以下、具体的に、研究のいきさつと今後の方向など大略記述してみたい。

論文の研究は、現在、見直し対象となっている「引当金」会計について、長年行ってきたが、引当金の実質的な意義や実務上の使用実績などから、引当金計上の継続を維持するとともに、引当金計上を実効性のあるものにするため、引当金の存続の方向へ導く方策を探るための研究である。

過去に約 40 年に渡る自らの会計関係実務や教育経験等から、「引当金」に関する多くの実務例や引当金の多様性を、そして実務面での使用における影響の大きさを肌で実感されられた経験があった。また、過去約 25 年位前に、鹿児島を中心とする簿記会計の研究グループの結成に参加し、その中で、多くの論議のある問題のなかで、特に「引当金」関係は論議の対象としては、最もディスカッションのみられた論題でもあった。その頃（1990 年代）の引当金に関する議論の中心は、広義説と狭義説の議論の最中であつたが、利益留保性引当金の問題や、引当金は「負債」に属するのか、または「資本の部」に収容されないのかなどの説もあり、論議が錯綜していた。会計研究のテーマとし

て、引当金研究が最も究めたいと考えられ、取り組む価値があると研究グループ内での合意もあり、グループの少数名と「引当金」会計を研究対象とすることにした経緯があった。

本論文には、先ず第1に、引当金の主な歴史的経緯をさきかげとして、その発展段階における特徴などから、その後の引当金会計への影響など基本的な解釈として最も必要などころから入筆した。そのため、引当金の基本規定とされる「企業会計原則」と「商法」の歴史的な内容等から検討を始めるが、この理由は、企業会計原則と商法は、引当金を具体的に規定しているため、それらの解釈から始めることで、引当金の果たした役割や会計に与えた影響などの探索には欠かせないところであったからである。この史的経緯にかかる問題点についての解説や見解等は、未だ十分でないところもあったので、できる限り歴史的な特徴を抽出して、分析を行うアプローチでもって、引当金の基本的解釈解明の手がかりにしたいと考え、起稿した。

現在、わが国は国際会計基準の導入は避けられない現状である。資産負債中心観の立場⁽¹⁾を採る同会計基準は、企業の将来のキャッシュ・フローの予測利用に資するような利益に関する情報などの提供が求められ、更にIASB（国際会計基準審議会）は従来の「引当金」の名称を「非金融負債」へと用語を置き換えるなど、「負債性引当金」計上を否定する立場である。わが国において、これまで使用されてきた引当金が存在しなくなる可能性があるとなると、引当金が企業実績を真に反映し、財務会計に長く果たした功績等から、疎外されるようにならないとも限らないため、そのため、それらの対処策について、更なる検討がなされるべきという観点から論議の題目にあげた。

また、国際会計基準は資産負債中心観の立場で、予見に基づく引当金を「負債」としての見地を重視する規定で縛りをかけられている。これは、予測による引当金といえども、将来、確実な資源流出がみられなければならないとしているからである。そのための条件は、現在認識される「債務」には法的又は推定的な義務と責任を確実に負わせている。

他方、引当金会計の収益費用中心観の立場では、企業会計原則注解18にみられるような引当金計上要件のもと、費用配分の原則、さらに収益費用対応による貸借平均の立場での計上が容認される。両者それぞれの立場での「引当金」解釈の違いの研究と論議をとおして、引当金会計の解明の一視点とした。

ただし、「引当金」解釈には、基本規定となる企業会計原則や証券取引法(金融商品取引法)、または税収の確保を目的とする税法なども収益費用中心観の立場での費用認識に誘導された思考(これを以下、「損益法アプローチ」という)あり、「商法」も原則は資産負債中心観の立場での負債の発生を認識する思考(これを以下、「財産法アプローチ」という)とされるが、引当金の計上規定たる商法第287条ノ2規定は損益法アプローチの解釈であるといえる。現在、商法が「会社法」に代わっても規定上は、損益法アプローチとみることにもできる。この「引当金」の解釈は、いずれが正しいのか、そうで

ないのかは論議ではなく、それぞれの立場から議論して、引当金の解明のために記述したものである。

第2に、1974（昭和49）年企業会計原則は、引当金の計上要件である注解18が新設され、計上要件を規定したが、その経過内容からその意義や特徴などを探求した。新設の注解18は多くの見解がみられ、特に同規定には利益留保性引当金計上を容認する規定もみられたため、引当金計上の基本原則上から引当金に該当しないと解釈されたことで、規定には問題があったといえた。

そこで問題は、同規定上の引当金は利益処分による規定が許されるのか、債務性の引当金と債務性がみられない引当金を負債性の引当金として計上を容認したのかなどを検証した。「負債性」とは、過去に発生した事象が当期に認識され、当該事象が将来、発生の可能性が高いとされる条件下で、「負債性」が認識され、しかし、その事象が予定の見積であるときは「負債性引当金」とされる。そこで、「債務性がみられない引当金」は、果たして、負債性の引当金として計上を容認されるかが問題となる。

さらに、引当金規定上解釈は、利益留保性引当金計上の対処措置としては「特定引当金の部」創設なのか、または特別法への措置なのか、さらに当時の税務処理関係の租税特別措置法を視野にしたものかなどで疑問がみられた。筆者としては、特別法の引当金の処理額は一般的に莫大で、獲得利益からの処分であり、租税特別措置法の準備金等は税法上損金にされることから、「特定引当金」に組み入れられるべきと考えている。この引当金と準備金の関係は相関性があるといえるので、同様な研究の対象項目として対処した。

その上で、負債性引当金以外の引当金計上につき、1974（昭和49）年新設の注解18に「特定引当金」の計上を認めた注解14規定では、損益計算書に当期純利益の次に「特別」科目を臨時的に設け、そこへの記載を認めるということであったが、表示規定としては引当金計上の基本原則である費用配分の原則、また費用収益対応の原則に当たらないことから、1982（昭和57）年の修正注解18の規定として改訂されたと考えた。同修正注解18は、改訂した条件のもとで引当金を規定し、負債性引当金以外の引当金計上についての注解14規定は問題があるということで削除されたが、そこで引当金解釈のため、諸種見解のみられる先達の議論を探索をして、引当金解明の途しるべになればと考えた。

第3に、第1章（4）「修正、注解・注18の規定についての問題点」で、創設の注解18または修正注解18の両規定のはじめ（書き出し）の規定は、文言に問題がみられるのではとして、提言したものである。

前者規定は「将来の特定の費用(又は収益の控除)……」、後者は「将来の特定の費用または損失」としているところは、引当金計上時にいずれも「費用の繰入れ」での表示は、〔(借)引当金繰入×××／(貸)○○引当金×××〕と仕訳して記載する。この貸借関係は、引当による「費用又は損失」の発生の具体的な認識がみられる。しかし、

両注解の規定ぶりでは、将来、発生するのは、損失の補てんによる支出や発生した損害を回避のための補てんのための処理や機能回復の目的の対処で、「将来の特定の費用・損失」ではないといえる。そのためには、計上された引当金が有効に機能し、計上した引当金の利用が生かされるためには、発生した費用又は損失が将来において、計上された「引当金」が有効に利用されて始めて引当金の役割が達成されるからである。そのためには、企業が将来、損失や費用が発生したときに対する予防的効果を発揮し、それによる被害を最小限におさえ、損害や費用の回避の目的のために、将来の発生以前に費用として均等に各期に割り当てて、「引当金を費用」として計上することが引当金計上の目的である。

ここで、「債務保証損失引当金」の例をとると、引当金繰入は将来、発生の損害回避のための支出や引当金の取崩しによる損失補てん処理の目的であり、その上で、将来発生するであろう「保証債務」が一度にみられたとき、企業側は損害の保証をやわらげるため、損害発生事象対策として、当然に同引当金での支出や損失の補てんのために当てることで、最大限に損失を回避できるであろう。

「債務保証損失引当金」が、「将来の特定の費用又は損失」という将来の発生損害の予防措置であるならば、引当金計上時の認識時は、「費用または損失の支出又は補てんを目的とする引当金の繰入れは、将来の支出又は損失発生の予防に保証すべきことを目途に計上する」という趣旨の規定であるならば、引当金繰入れ時の解釈が明確に判断できるのではと考える。

そこで、注解 18 については、上記の趣旨から一つの見直しの意見案として次のように提言したい。

「引当金は予想される特定の損害による費用又は損失について計上し、将来、当該費用または損失の発生のときは、経済的資源の流出がみられ、又は引当金による補てんがみられることを目的とした費用または損失の繰り入れであって、その発生が当期以前の事象に起因し……(以下、注解と同規定)」と規定し、または、「引当金認識時は、将来の特定の費用又は損失であって……(以下、注解と同規定)」と規定すれば、引当金繰り入れ時と引当金使用目的を明確にすることになるといえると考え、提言とした。

第 4 に、1982（昭和 57）年企業会計原則で、それまでの評価性引当金を除き、使用されてきた減価償却引当金を減価償却累積額と修正して、引当金に該当しないという企業会計審議会の解釈指針をめぐって論議が展開された。当時、簿記会計で長く減価償却引当金に慣れ親しんできた引当金が、「累計額」となったことに戸惑いを感じ、その理由について、いろいろ調べたりして探索したことを、筆者自身も覚えている。

当時、商法上の引当金規定の解釈を巡る「広義説」と「狭義説」の論争と会計上の「減価償却」論争は、二大論争であった。これらの論議は、「引当金」の解明には欠かせないことであったといえるため、これらの議論の中身を精査して、引当金の基本的解釈をより深度のある理解としたいと考え、第 3 章「発生主義と引当金一番場・阪本論争を中

心に一」で論ずることとした。

当時、引当金の修正に関与された番場嘉一郎教授が、「引当金は、専ら将来発生する費用や損失を計上する場合、減価償却費については『既発生』費用であり、それを予測として、見積の要素をいかに多く入れ込んでも、貸方科目は引当金としないことにした」⁽⁴⁾と述べられた（以下、「番場説」という）。この点について、阪本安一教授のスタディ・グループは、「引当金発生的事象としての費用が既に、当期に認識される場合、その金額の判定が見積りによるものであって、金額が未確定なものを計上するから、これは引当金として計上される」⁽⁵⁾（以下、「阪本説」という）ということで、見解が分かれた。

これについては、番場説の「既発生」費用としての減価償却費のとらえ方は、引当金の計上時期には、期間は既に経過して、減価償却について見積の要素がみられても、引当金とはみられないということで「累計額」であるとした。しかし、「累計額」は予測での計上で、既経過期間と見積予測における両期間における計上金額についての関係については、詳細には述べられていない。他方、阪本説は、期間経過によりも、見積りの要素における引当金計上に重点を置き、引当金金額の見積りの要素が引当金計上の原因とされたが、既経過期間分についてと金額との関係については、いずれの要素からも具体的な原因ないしその根拠の説明がみられなかった。

筆者は、減価償却については、期間経過分についての部分は、計算の正確性を条件に「累計額」と考え、決算期以降のこれからの将来期間についてのみ、「引当金」計上とすべきではと考える。すなわち、期間的経過分については、直接法により対象減価償却資産を減額し、将来の繰延べ減価償却資産分については見積予定額計算で「引当金」計上し、決算で二つに分けて会計処理を行えば、経過分と未経過期間にかかる部分に分けて対処できる方法もあると考えた。ただし、修繕引当金などについては、将来の費用の見積り見込みの関係上、期間経過の問題は対象にはならないといえる。この減価償却問題は引当金の基本的解釈のための今後もテーマの一つであると考えている。

第5に、第4章の「商法における引当金」について、商法改正の経緯等、さらに1981（昭和56）年商法第287条ノ2改正の問題点については、2003（平成15）年会社法に改正したので、引当金関係で比較検討を行った。引当金関係では主に、貸借対照表の負債の部に流動負債と固定負債に、一年基準の区分での計上が見られるが、損益計算書では区分関連の引当金関係は見当たらない。財産法アプローチによる視点からのものといえるが、会社計算書類規則において「工事損失引当金」（同規則77条）、「貸倒引当金」（同規則78条）などが見当たるが、このほか、規定上の推測から「土壌汚染」や「不利な契約」など偶発事象にかかるものについても注記事項で認められるとされる。

また、同計算書類規則第6条には、退職給付引当金の揭示がみられ、特に役員賞与の税務処理関係で役員賞与と役員報酬が職務執行の対価としての性格上、本来は株主総会

の決議が前提となることから、当該決議事項とする額は、その見込額を「引当金」に計上できるとされている⁽⁶⁾。

商法が会社法に代わって、引当金に関して適用をうけるとみなされる規定に、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」、その他「企業会計の慣行の準拠ないししん酌規定」を唱えているから、引当金に関する経理も企業会計原則と同じ規範とみられるといえる⁽⁷⁾。つまり、会社法上の引当金会計が、会社法の規定や企業会計原則注解 18 の規定を「しん酌」して引当金の計上要件を充足したうえで、引当金として認識するものと考えられる。かかる理解は、会社法が、引当金会計について、収益費用法(損益法)を採入れたことを意味するので、わが国の引当金会計は、今後も損益法の立場に立って引き続き進展できるかという問題意識の下、引当金の持続を推進し、その後押しができればと考えて研究の対象とした。

なお、負債性引当金に関して、債務性の有無につき会計上と商法上の引当金の問題で、旧商法計算書類規則第 33 条 3 項（「商法第 287 条ノ 2 の引当金で引当金の部に記載しないものは、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金であることを注記しなければならない」）の規定が、商法では「債務性がみられない引当金」のみが該当すると解釈できるとされたが、会社法の計算書類規則では、「債務性の見られない」だけを引当金とするような規定は見受けられないことから、会社法は「債務性」には拘らないとすれば、要件を満たせば引当金計上は会計上と同様に容認されることが考えられる。

この点に関しては、私的な見解ではあるが、法律上の観点からみて「債務性のみられる引当金」は特に「見積負債」として処理し、一方、「債務性のみられない引当金」については「引当金」で処理して両者の区分を行い、企業会計原則注解に「注解 18(2)」として新たに規定することにより、費用性の引当金の存在を解釈できるようにする。そうすることで、「負債性引当金」の解釈が明確になり、「引当金の会計」の基本的解釈の重要な視点になると考える。その上で、留保性の引当金は、処分性の引当金として資本の部に計上して区別されることで区分計上が、より明確になるのではと考えて提案した。

第 6 に、第 5 章の「商法第 287 条ノ 2 の解釈における『広義説』と『狭義説』」については、商法第 287 条ノ 2 の解釈からは避けて通れない研究対象であるため、それぞれの主張を解明する必要があるとされた。

広義説は、商法の引当金規定が任意であることから、それ自体は負債性引当金を意味しているのではなく、特定の支出または損失に備えるための引当金とされ、そのため利益留保性の引当金を容認することから、引当金計上要件(事前発生原因当期存在、将来当該費用の支出の確実性、金額の合理的見積)に決別することになったとされた。そのため、「特定引当金」の創設が認められ、会計上の引当金と区別した。

皮肉にも多くの会計学者、当時の改正商法に携わった起草当局関係も、当該広義説に加担した。しかし、1978（昭和 53）年 2 月、大阪地裁は、広義説を否定する判決を下

し、その結果、裁判所の判決で「狭義説」が公認されたが、規定上の解釈からは、引当金計上要件や引当金計上の基本原則（期間損益計算、費用収益対応原則）と大きく懸け離れているとの判断からであったものと考えられた。

これに対して狭義説は、条件付き債務の引当金と債務性のみられない引当金(修繕引当金等で注解 18 計上引当金)を認め、利益留保性引当金は否認し、商法第 287 条ノ 2 の解釈の改正規定を認めた説であった。修正企業会計原則及び 1981(昭和 56) 年改正の商法規定からは、同説は同意できるが、注解 18 規定の「債務保証損失引当金」や「損害補償損失引当金」規定は認めたが、その他の偶発性損失引当金等は何故、外されたのか疑問が残った。また、商法第 287 条ノ 2 の解釈をめぐり留保性の引当金は除外する「狭義説」が引当金計上の基本原則 に則り是とするが、負債性引当金のうち「債務性のみられない引当金」は原則として、認められないことから、基本的に「条件付債務性の引当金」のみが狭義説に該当すると考える。しかし、注解 18 の規定から容認する説もみられる。

さらに、両説は負債性引当金、特定引当金及び負債性引当金以外の引当金などの計上にも関わっているので解明のために先行研究を収集し、検証し研究の対象としている。

第 7 に、第 6 章の「引当金の見積り」についての提言についてである。

会社計算規則によると、「負債の評価」に関する独立の規定を設け、引当金は「債務額」によると規定上明示し（会社計算規則第 6 条 1 項）、かつ、その計上については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」よることとしながら(会社法第 431 条)、引当金については、「債務額」ではなく事業年度末における「時価」または「適正な価格」により評価することができる旨を定めている（同、第 6 条 2 項）。

この適正な価格の典型的例には、退職給付引当金の設定に当たっては、「退職給付債務の額」ではなく、それを一定の割引率で割り引いた「現在価値」をもってすることができる^⑥。引当金の評価については、企業会計原則や商法規定などに具体的詳細はみられない。これは、引当金の基礎とされる帳簿価格、取得価格が現実的に流動的で、変動が恒常化しているからとみられた。引当金は、その発生金額の評価を企業会計原則注解 18 や会社計算規則第 6 条でも引当金評価額を「合理的に見積もる」と規定しており、引当金にかかる評価の測定方法は規定上は差違は見られない。

わが国の会計基準では引当金評価につき、具体的な方法や計算などが一般に規定されていない。そこで、評価の参考事例に、国際会計基準(IAS) 第 37 号規定の引当金の「測定方法」を述べることにした。

第 8 に、第 7 章の「資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念」については、現在、種々の議論がみられるが^⑧、一つは費用の認識に誘導される引当金を計上する思考である損益法アプローチと、もう一つは一定の要件を満たした負債の発生を認識することで引当金を計上する思考である財産法アプローチである。この思考は、国際会計からの影響も無視できないことから、いずれの会計上の立場を採れるか、また、各立場からの解釈でいかなる影響や効果が生じるのかについての検討を研究の対象とし

た。これについては、筆者としては、長年のわが国会計基準を支えてきた「損益法」を重視した視点から論じた。元来、引当金計上の認識の第一歩は、その繰入れ対象は損益法が担うもので、会計上の譲れない対処法である。

さらに、会計処理面では、貸借平均の原則から、費用処理は借方科目として、一般的には、後に、貸方科目を表示する。複式簿記の原則は、借方は資産・費用損失とされ、貸方は負債・資本・収益の形の貸借平均に基づく。

したがって 引当金の認識は、引当金計上の基本原則である発生主義、期間的配分、及び収益費用対応の原則を基に行われ、引当金の認識は貸借平均に基づくものである。

一方、資産負債中心観に立脚する国際会計にあつては、財産法アプローチに基づく財務諸表の把握を目途に、時価評価重視の立場をとっており、時代の潮流を取り込む手法であるといえども、損益法による処理手法の利用は欠かすことはできない。何故ならば、例えば財産法の評価は損益法アプローチの必要性が欠かせない。財産法アプローチの利点が、損益法アプローチのもつ特質と合致し、引当金計上の利用に有効に共生し、相互利用にかかる必要性の構築はみられであろう。しかし、国際会計への流れの中、引当金関係は負債としての位置付けは肯定されても、引当金関係の完全な否定ではないことから、損益法アプローチ維持の引当金研究の必要性は十分あると思っている。

第9に、第8章で「税法上の貸倒引当金と回収不能債権の問題」を第9章で「改正法人税法 33 条と貸倒損失に係る解釈」と題して、税法上唯一残った引当金について考察している。税法上の引当金の研究が、何故必要であつたのかに些か触れておきたい。

1998（平成 10）年以前は、当初、税務上の引当金は貸倒引当金、退職給与引当金、製品保証引当金などの 6 種類で構成されていたが、1998（平成 10）年の税制改正で、法人税率の引き下げに伴う税収減の補填を目的として引当金の廃止と縮減が行われた。賞与引当金及び製品保証引当金、特別修繕引当金は廃止され、貸倒引当金と退職給与引当金は縮小された。さらに、2002（平成 14）年の税制改正では、連結納税による改正の導入での税収減を補うとして退職給与引当金も廃止されて、評価性の引当金として貸倒引当金および負債性引当金としての返品調整引当金の 2 つに限り認めることとなった。そして、2018（平成 30）年度の税制改正で遂に、返品調整引当金の廃止が決まっており、残るは唯一、貸倒引当金のみとなつたのである。

このように、税法上の引当金は、税制改正で課税ベースの拡大を目途に、廃止と縮減が図られたが、その中でも特に、貸倒引当金の制度は全額回収不能での要件としていた金銭債権の貸倒れを緩和する役割を担った。かかる状況下での中小企業や一定の金融機関を除いた貸倒引当金の制度廃止は、実務上の経営面や資本充実への影響を考慮すると疑問と感じた。その例として、第8章と第9章で税法上の貸倒損失と貸倒引当金における問題点、また金銭債権の回収不能における貸倒れの要件の緩和の問題を洗い出して、一部分ではあるが研究の対象にした。さらに、筆者は長年に税務関係に従事した関係から企業の貸倒れ金銭債権の回収や支払いなどを如実に体験し、また納税者の苦悩の手助

けになればと常日頃から感じているからでもある。

最後に、「終章」として、資産負債中心観においても、引当金の計上余地は見い出せないのかについて私見を述べている。一般には、資産負債中心観では、債務は外部への債務であり、修繕引当金のような期間損益計算上の引当金、つまり費用の企業内部での期間的な見越し（いわゆる期間的な貸借）によるものは認められない。また、貸倒引当金は債権の評価の中で扱われる。

しかし、貸借対照表の貸方は、負債と純資産しかないのであり、負債といっても法的な債務のみを指すのではなく、負債は正確には「負債勘定」である。そうであるならば、複式簿記の機構に基づいて取引が会計処理されるのであるから、期間と期間の貸借も「会計上の負債」として認めてもいいのではないかと考え、資産負債中心観での引当金計上の肯定論を展開している。

(注)

- (1) 引当金には、収益費用中心観(損益法または「フロー認識法」と資産負債中心観(財産法、「ストック認識法」)の会計領域の対立がみられる(高須教夫「FASB 概念フレームワークにおける資産負債アプローチと収益費用アプローチ」『会計』第145巻1号(1994年)、42-56頁)。
- (2) 木村重義「引当金についての基本的考察」『企業会計』第16巻6号、110頁に次のように説明された。「発生主義とは、将来、実現することが予想され、その実現することの原因あるいは原因の一部が、当期の営業活動あるいは経営の状況にある場合、それを当期の損益計算に取りあげること」としている。
- (3) 平井克彦『新引当金会計論』(白桃書房、1995年)、127頁。
- (4) 番場嘉一郎「企業会計における引当金の概念」『税経通信』第38巻14号、3頁。
- (5) 阪本安一「企業会計における引当金の概念」『税経通信』第38巻14号、3頁。
- (6) 日本公認会計士協会編『会社法施行後の計算書類』「役員賞与の会計税務処理」2010年6月を参照。
- (7) 若杉 明「引当金会計の現代的意義-収益費用法と資産負債法に係わらせて-」『LEC 会計大学院紀要』第8号(2011年3月)14頁。会社計算書類規則第3条「この省令の解釈及び適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」
- (8) 若杉 明『現代会計論』(税務経理協会、1984年)、143頁。

第1章 企業会計原則における引当金の設定経緯

(1) 引当金規定の主な歴史的経緯

企業会計原則における引当金にかかる規定は、1949(昭和24)年の発表以来、1954(昭和29)年、1963(昭和38)年、1974(昭和49)年(注解18)⁽¹⁾、それに1982(昭和57)年(注解18)⁽²⁾と4回にわたる修正を経て、現在の1982(昭和57)年規定ができるに至っている。この間、改正、廃止などで推移してきたが、最初の規定である1949(昭和24)年の企業会計原則、第三貸借対照表原則においては、「納税引当金、修繕引当金等を設けたときには、流動負債の部に記載する」(四(一)(二))として、引当金を計上するには、流動負債の性格をもったものだけに限るとする引当金の内容を示したが、表示上は完成した規定とはみられなかった。同規定は企業会計原則に注解が未だ設定されていなかったことから、流動性の引当金のみの表示で、「納税引当金、修繕引当金等」として例示するのみで、固定性の引当金は例示されなかった⁽³⁾。その後、企業会計原則は、1954(昭和29)年改正の注解16⁽⁴⁾で流動性引当金と固定性引当金の区分記録を明確にし、原則的に、引当金は「負債性引当金」として計上した一連の流れである⁽⁵⁾。

この昭和29年改訂企業会計原則の注解17で、「納税引当金、修繕引当金、湯水準備金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込みのものは、流動負債に属するものとする。」とし、また、「退職給与引当金、船舶等の特別修繕引当金のように相当の長期間を経て実際に支出が行なわれることが予定されるものは、固定負債に属するものとする。」として、実現する期間が1年を要するものは固定負債の引当金に区別する形で、はじめて規定された。

このように流動負債に属するものと固定負債に属するものが併記により明確に区分する規定に改善されたが、1年基準の配列に関する表示だけの規定で、引当金計上要件を定めた規定はみられなかった。ただ注解17の「引当金について」の冒頭で、「引当金には評価勘定に属するものと負債的性質をもつものとの区別があるが」(傍点一筆者)と前置きして、一年基準での区別がなされており、「負債的性質」を有する引当金が「負債でも資本でもなく、いわばその中間的性質の資金源を意味する」⁽⁶⁾ものとして負債性引当金が登場してきたいきさつがあった。

1963(昭和38)年改正で企業会計原則注解16が定められ、具体的に引当金に評価性のもので貸倒引当金を、さらに貸借対照表負債の部に、「納税引当金、修繕引当金等は流動負債に属するものとする」(貸借対照表原則四(二)負債A)、「退職給与引当金、特別修繕引当金等は固定負債に属するものとする」(同負債B)と規定された。これは、先の1954(昭和29)年改訂と変わらない。ただし、流動負債に属していた湯水準備金が削除されている。

当初の注解 17 及び 16 はともに、流動負債に属する負債性引当金について、「将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込みのもの」、固定負債に属する負債性引当金については、「相当の長期間を経て実際に支出が行われることが予定されているもの」と規定し、将来、使用の見込みがあり、実際の支出の予定のあるものに限定されている。しかしながら、発生主義が期間損益計算を行う目的のために確立されてきた訳であるが、戦後の高度経済成長期を迎える前の時代の引当金は、当期既に発生していると認められる費用の期間限定を意味し、将来発生するかもしれないものの計上は認めないとする発生主義のもつ当初の伝統的な意味で規定されていたと考えられる。つまり、将来の予定費用を当期の費用とするような考え方は、根底にはまだなかったと思われる。

このように考える理由は、具体的には、納税引当金や修繕引当金は、既に財の減少や経済的価値の費消が発生しているとみなせるし、退職給与引当金は、従業員の在勤期間中に既に退職費用の相当額は発生しているとみなせるのであって、当期既に発生している費用に対する引当金と解釈できるからである。したがって、本規定の評価としては、単に負債性引当金を一年基準で短期と長期に分類し、それぞれの表示先を示したに止まり、引当金そのものについて具体的に規定したものではなかった。この限りにおいては、会計原則が会計実務を対処する形の実践規範であったとは言い難かった。

1960(昭和 35)年代にはいつてからは、旧商法第 287 条の 2 の特定引当金、及び税法（租税特別措置法を含む）における引当金や準備金の創設などにより、多種多様の引当金が計上されるようになった。そのため、これまで引当金設定の理論として用いられてきた伝統的な発生主義に基づいた引当金の理論では対処できなくなり、新たな理論、つまり、費用の発生原因を当期事象におき、将来発生費用の見積もりをもって引当金を計上するという理論によって正当化する方向に傾斜していった。換言すれば、当期既に発生している費用から将来発生する費用までを発生とみる費用発生原因で認識するという発生主義に移行していくのである⁷⁾。

ここでのポイントは、予想費用を当期の費用とするために、費用収益対応の原則を持ち出し、当期の収益との対応関係があるから費用であるという考えを導入して、さらに費用性として認識のうえでの勘定として負債への計上が認められたといえた。そこで、この引当金の変遷過程をみることにした。

1972(昭和 47)年の企業会計原則の修正では、企業会計原則注解 14 として、「負債性引当金以外の引当金」の設定を認め、留保性引当金の計上も容認し、負債の部に「特定引当金」の部を設けて計上を認めることとなった。しかし、これは、引当金の基本的視点と考えられる発生主義、費用収益対応の原則に準拠した要件に合わず、引当金の濫用による混乱もみられたので、これらに対する対策として 1982(昭和 57)年の企業会計原則の修正で注解 14 を削除したうえで、利益留保性引当金を排除し、新たに引当金適用要件を設定することで、企業会計原則注解 18 の規定への改正へと繋がったのであ

る。

1974(昭和 49) 年の企業会計原則の修正では、注解 18「負債性引当金について」(以下、「旧注解 18」という)では、負債性引当金について、次のように規定している。

「将来において特定の費用(または収益の控除)たる支出が確実に起こると予想され、当該支出の原因となる事実が当期において既に存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。」

一方、1982(昭和 57) 年企業会計原則注解注 18「引当金について」(以下、「注解 18」という)では、負債性を外した名称で次のように改定している。

「将来の特定の費用又は損失で、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期に費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」

旧注解 18 では、「負債性引当金について」としてあることを前提に考えなければならないが、将来における特定の支出が確実に起こると予想される場合であるので、この支出をともなわない評価性引当金は、当然、含まれないこととなっていた。反対に、注解 18 では、「引当金について」という名称を用いているので、評価性引当金も負債性引当金もともにこの規定に該当しなければならないのであって、特定の費用の支出ではなく、費用そのものが将来発生しなければならないこととなったのである。したがって、将来の支出を伴わない評価性引当金もこの規定に含まれることとなったのであるが、費用そのものが発生するとなると、減価償却費は過去における支出で、既に発生している費用であって、決して将来発生する費用ではないのであるから、減価償却引当金は減価償却累計額に改められたのであろう^⑧。

このように、わが国の企業会計原則は 1974(昭和 49) 年の修正に際しては、評価性引当金と負債性引当金の二種類があり、両者は区別されるべきとされたが、1982(昭和 57) 年の修正では、この両者は引当金として同一であるという思考の下、統一的に扱われることとなったのである^⑨。貸倒引当金、減価償却引当金、商法上の特定引当金などを含めた引当金全体を、本論文でいう引当金解釈に基づく視点で、理論的に首尾一貫したものとしようとしたと評価してよいであろう。しかしその結果は、既に述べたように、財貨・用役の消費時点で費用を計上するのではなく、その消費を誘発する原因事象が発生した時点で費用を計上する思考とされる費用発生原因まで拡大した費用認識をした上で、予想費用に収益を対応させるという費用収益対応の原則を導入して、対処したといえるであろう。

(2) 負債性以外の引当金計上

1969(昭和 44) 年 12 月、企業会計審議会は「商法と企業会計原則との調整」の目的で「企業会計原則修正案」「同注解修正案」を提示したが、その後 1974(昭和 49) 年「修正企業会計原則」として発表した。その規定は、「有形固定資産に対する減価償却引当金は、その資産が属する固定資産から控除して記載する(第三貸借対照表原則四(一)B)、受取手形、売掛金その他債権に対する貸倒引当金は、債権額又は取得原価から控除する形式で記載する(同上 D)。負債性引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金のように、一年以内に使用されるものは流動負債に属するものとする(同上(二)の A)。負債性引当金のうち、退職給与引当金のように一年以上を超えて使用されるものは固定負債に属する(同上 B)」と規定した。

さらに、負債性引当金以外の引当金につき、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令で認められているときは、引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別な科目を設けて記載し、税引前当期純利益を表示する。なお、負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する」(注解 14)⁽¹⁰⁾と規定し、「負債性引当金以外の引当金」を明示し、損益計算書で引当金繰入れを当期純利益の次に「特別」な科目を設け、そこに記載することで、引当金で「負債の部」記載されないのを収容することであった。

しかし、負債性のみられない引当金は、元々、負債性としての要件を満たさないことから、負債の部の負債性引当金には計上は認められてはいなかった。即ち、負債性引当金以外の引当金につき、引当金計上の基本的視点(発生主義、費用収益対応の原則、期間配分の原則等)を満たさないことから、引当金は当期純利益の次に納めざるを得なかった応急的対処であったといえる。同時に、同修正に合わせて規定された「特定引当金」科目としての対象は、負債性以外の引当金計上としては、引当金については「広義説」の反映とみられた利益留保性引当金計上がみられたが、これは引当金計上の基本的視点に反することから問題があるとして批判があった。

1974(昭和 49) 年企業会計原則注解 18 は、負債性引当金についての規定を掲示し、将来の特定の費用(又は損失)の支出が確実に起きると予想され、当該支出の原因となる事象が既に当期には存在し、当該支出の金額を合理的に見積ることができるなどを設定要件に、製品保証引当金・売上割戻引当金・景品引当金・返品調整引当金・賞与引当金・工事補償引当金・退職給付引当金など 7 つの具体的適用項目を掲げた。

このように、それまでの企業会計原則の引当金と比べ、適用拡大化が認められたといえる。この規定で費用たる支出の「費用」には、いわゆる費用に限らず、将来収益を獲得するのに必要な損失も含むものとして、広く解釈され、「支出」も広い概念で将来の支出だけでなく、費用発生以前の過去の支出に対するものも含むとされた⁽¹¹⁾。さらに、「当該支出の原因となる事実が当期にすでに存在し」として、発生は将来でも費用たる

支出の原因が当期にあると認められるときは負債性引当金と認識されるとし、負債性引当金としては疑問があるとされたものでも負債性引当金として認めることを明らかにしたといえる。1974(昭和 49) 年企業会計原則の修正は、同年にあった商法改正で、いわゆる監査制度の一元化で商法との調整を視野にしたものとみられた。これは、1962(昭和 37) 年改正商法による拡大解釈から、多くの利益留保性の引当金が計上され、また、証券取引法や法人税法、租税特別措置法上の引当金、準備金としての留保性の引当金がみられた。企業の財務諸表には負債性引当金をはじめ、利益留保性の引当金などの百科繚乱の極みの様相であったといえた。

1962(昭和 37) 年改正商法以後、実務では引当金計上の実態は、無原則ともいえる拡大への傾向を示してきたが、個別企業では負債性引当金以外の特定引当金としての利益留保性引当金についても、主として租税特別措置法上の項目は金額限度内にまとまる傾向を示した。このように、企業側の引当金採用の項目は拡大傾向がみられ、1973(昭和 48) 年 9 月期企業決算(第 1 部上場企業)418 社の引当金の期末残高は約 4 兆 4471 億円(東京証券取引所調べ)であり、1974 (昭和 49) 年 3 月期決算会社 564 社(第 1 部上場企業)の引当金は期末残高は約 3 兆 9,000 億円、期中増加額は 3,082 億円(日本経済新聞調べ)となっている。

この特徴は、負債性引当金より、引当金利用の負債性引当金以外の引当金計上による配当可能利益の抑制や利益蓄積の影響が企業を中心に広がったことであった。

ここで、1974 (昭和 49) 年 9 月期、決算会社(東京証券取引所調べ) 1 部上場企業 470 社、2 部上場企業 232 社、合計 702 社を対象とした特定引当金に関する調査によれば、1975 年 3 月期の特定引当金の残高は、第 1 部 1,725,865 百万円(1 社平均 3,672 百万円)、第 2 部 52,054 百万円(同、平均 224 百万円)であるのに対し、翌年 3 月期の特定引当金の残高は、第 1 部 1,455,554 百万円(1 社平均 3,097 百万円)、第 2 部 44,405 百万円(同、平均 191 万円)となっている。総資産、自己資本に対して占める割合も第一部でそれぞれ 1975 年 3 月期 2.2% (同、1.7%)、16.3% (同、15.3%)、第 2 部で 2.0% (同、1.6%)、11.4% (同、9.8%) と減少傾向を示している。件数についても第 1 部、第 2 部とも 1975 (昭和 50) 年 3 月期 1,487 件から 1976 (昭和 51) 年 3 月期 1,189 件、同 399 件から同 331 件に減少している。

このことから、特定引当金の規定は、原則的な「企業会計原則」の理論と矛盾するものであったことから、低成長期に入り準備金や引当金制度の見直しの批判の対象の的になり、1981 (昭和 56) 年商法改正における引当金改正とともに、翌年 1982 (昭和 57) 年企業会計原則の修正によって、「特定引当金」を否定する現行制度へ転換する要因ともなったといえる。

また、同期の上場 1 部企業の財務諸表表示の租税特別措置法上の準備金及び留保性引当金関係の掲示された状況をみると、項目別に件数、金額を多い順にみると、①価格変動準備金 281 件(全体に占める割合 23.6%)、147,977 百万円(同 10.1%)、②海外

市場開拓準備金 196 件(同 16.4%)、24,091 百万円(同 1.6%)、③海外投資等損失準備金 194 件(同 16.3%)、264,180 百万円(同 18.1%)、④特別償却準備金 184 件(同 15.4%)、614,496 百万円(同 42.2%)、⑤圧縮記帳引当金 99 件(同 8.5%)、198,236 百万円(同 13.6%)となっており、上記 5 種類で全体に対し、件数で 80.2%、金額で 85.6%を占めている⁽¹²⁾。

1976(昭和 51) 年当時は、高度成長期の終息の以前の時期で、いまだ経済向上の最中であったことから経営安定、資本蓄積のために引当金会計の利用がみられた。特に、退職給与引当金や賞与引当金は、多額の計上がみられ、同時に留保性の準備金等の計上の割合も 53.4 % を占め過半数に達していた。こうした傾向は、1981(昭和 56) 年の商法改正における引当金規定の改正、1982(昭和 57) 年修正の企業会計原則の引当金の修正による現行引当金制度が成立し、その施行まで続いた。

例えば、1981 (昭和 56) 年 3 月期の東京証券取引所、第 1 部上場 861 社、第 2 部上場 432 社、合計 1,293 社を調査対象とした特定引当金(租税特別措置の引当金を含む)の実態(東証調査一有価証券報告書より)は、第 1 部上場で、特定引当金の計上総額 (約) 1 兆 4,000 億円、1 社当たり平均 21 億円、株主資本に占める割合 4.6%、総資本に占める割合 0.9%となっており、第 2 部では計上総額 (約) 330 億円、1 社当たり平均 1 億円の株主資本、総資本に占める割合は、それぞれ 1.9%、0.4%となっていた。また、科目別では、租税特別措置法上の準備金にまとまる傾向を示し、特に価格変動準備金、海外投資損等失準備金、特別償却準備金、公害防止準備金、海外市場開拓準備金、圧縮記帳引当金の 6 項目によって、第 1 部上場企業において、件数で全体の 96%、金額で 81%を占め、第 2 部上場企業では件数で全体の 98%、金額で 90%を占めていた⁽¹³⁾。

ただ、中小企業については、引当金制度成立の段階では無秩序の状態、法人税法、租税特別措置法上が認める以外、船舶帰航費引当金、販売促進費引当金、株式評価引当金、価格補償引当金、車両事故引当金、ローン保証引当金など、種々の引当金が計上され、引当金制度のみでなく業績いかんで個別企業の引当金設定の状況が大きく変わったことを事態は物語っていたといえた。こうした引当金実務の減速や幅をもちながらの調整状態が、その後の安定成長期、低成長期へと続いたのであつた⁽¹⁴⁾。

1974(昭和 49) 年企業会計原則修正案は、引当金への繰入れはすべて期間費用とする取り扱いとすることで、商法と明らかに明白な対照をなすものであつた。なお、修正に先だつて作成された「試案」では、上記の立場をいっそう明白にして、特定引当金の残高は貸借対照表の負債に、負債の部と資本の部の間に掲載されるとするとともに、1974(昭和 49) 年企業会計原則最終的修正においても、引当金の繰入れと取崩しを税引前当期純利益の算定から排除するに至つた⁽¹⁵⁾。1974(昭和 49) 年の修正前「企業会計原則」及び「注解」では、「負債性引当金以外の引当金について」として、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期純利益を表示する。この場合には、当期の負担に属する法人税額、住民税額を税引前当期純

利益から控除して当期利益を表示する。なお、負債性引当金以外の引当金残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。」と規定し、負債性以外の引当金計上を「特定引当金」に記載させ、ここに債務性のみられない引当金と利益留保性の引当金を計上で区分して対処したのである。

そして、既に述べたように 1974(昭和 49) 年注解 18 (旧注解 18) として規定して、負債性引当金について具体例に負債性の引当金として、「債務性のみられるもの」を認めたのである。旧注解 18 は、負債性引当金の規定として 3 つの要件を明示した。その第 1 は、将来において、特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起こると予想されること、第 2 は、その支出の原因となる事実が当期に存在していること、第 3 に、当該支出額を合理的に見積もることなどであった。

なお、1974(昭和 49) 年 8 月、商法改正の直前に最終的に修正されたこの企業会計原則は、その前文の説明において、企業会計原則は商法の解釈指針として機能すべきことを明らかにしている。その論拠は、1974 (昭和 49) 年により設けられた商法第 32 条第 2 項の「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とした公正な会計慣行としての「企業会計原則」の性格が重視されることからであったと考えられる⁽¹⁶⁾。この 1974 年の修正企業会計原則、同注解 (旧注解 18) で特筆すべきことは、従来の規定は分類と表示形式のみを規定していた引当金に、評価性引当金、負債性引当金に加えて、新たに特定引当金に関する規定を設け、引当金を巡って行われてきた複雑な会計実務に対して、一定の基準を示したことであった。企業会計原則が 1949(昭和 24) 年に制定されて以来、評価性引当金と負債性引当金とに区分されてきた引当金は特定引当金の問題も加え、3 区分されるようになった。このうち、評価性引当金については、企業会計原則設定当初から、資産の控除の形式で記載されるような規定(企業会計原則第三貸借対照表四(一)B、同 D) としたため、評価性引当金が引当金の一項目として貸借対照表の貸方に計上されることは、評価項目上からはありえない⁽¹⁷⁾とされた。

しかし、新設の改正原則は、注解 14 に「負債性引当金以外の引当金」として、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められる場合には、当該引当金残高を負債の部の特定引当金の部に記載する」旨を定めていたため、この規定は、旧注解 18 規定の「負債性引当金」の要件に当てはまらないものを引当金(または準備金)として、当該引当金の繰入額を損益計算書に、税引前当期純利益の次に特定の引当金の科目を表示すること規定していた。したがって、負債性引当金以外の引当金としては、利益留保性の性格をもつものの計上から損益計算書の「特定」な科目に記載され、負債性引当金と特定引当金との区別を意識した取扱いであった⁽¹⁸⁾。

また、注解 14 規定については、企業会計審議会の 1982(昭和 57) 年 4 月「企業会計原則注解の修正に関する解釈指針二」では、注解 14 の規定は費用配分の原則や期間損益配分の主旨からはする引当金計上の原理からはずれているとして、注解 14 に定める「負債性引当金以外の引当金」に該当する利益留保性の性格のものは認められないので、引

当金計上から排除されるべきで、もはや同注解 14 を存置する必要性は認められなくなったとして削除された。これは、1962(昭和 37) 年商法の計算書類規則において、「貸借対照表の負債に特定引当金の部に記載する」と定め、商法第 287 条ノ 2 における引当金を貸借対照表の負債の部に計上するという解釈をとることによって、企業会計原則と商法の規定を一致させたいとする両者の調整を意識した規定と考えられていた⁽¹⁹⁾。また、企業会計原則が特定引当金を負債性引当金以外の引当金としてとらえ、それにかかる特定の支出や損失を負債性引当金と区別して認識し、さらに特定引当金の繰入額・取崩額を特別損益として表示する注解 14 の規定がみられたことは、引当金についての期間配分の原則や費用収益対応の原則としての基本的視点を反することや説明が不足したことは否めず、その結果、商法上の特定引当金に多種多様な見解がみられ、整合性を欠くものであった。

(3) 新設、注解 18 の負債性引当金設定の意義と影響

1974(昭和 49 年修正企業会計原則注解 18 (旧注解 18) では初めて「負債性引当金について」の規定がみられ、その設定基準を示した。この規定の解釈でも、1962 (昭和 37) 年商法規定における解釈と同様に、従来の企業会計原則に比べ、引当金範囲の拡大傾向がみられた。旧注解 18 の定める費用たる支出の「費用」とは、「いわゆる費用に限らず、将来収益を獲得するのに必要な損失も含まれる」として、広く解釈すべきとされており、支出も広い概念であって、将来の現金支出だけでなく、費用が生ずる以前の過去になされた支出の原因となる事実が当期に存在し」として、現実の発生は将来であっても費用たる支出の生ずる原因が当期にあると認められるときは、当該発生の引当金計上の費用は、負債性引当金と解釈された⁽²⁰⁾。

さらに旧注解 18 規定の例示では、1974 年の改正に際しては修繕引当金が、法律上の債務とみなされないが会計上では債務ではないかという主張が、大方の納得が得られなかったことから、それらの例示項目からは外された経緯があった。旧注解 18 が制定された 1974 年、及び改正の商法の施行とともに、旧注解 18 が適用開始された 1976(昭和 51) 年代のこの時期は、高度成長も終わり、一般的に企業業績は不振を極め、修正企業会計原則の引当金規定は負債性引当金を拡大する解釈であったが、負債性引当金以外の引当金である特定引当金については、企業業績の不振によって引当金の実務面では収縮傾向を示し、租税特別措置法上の準備金を別として、その他の利益留保性引当金の計上についてはそれほど大きな影響を及ぼさなかったといえる。

むしろ、特定引当金の規定は、それまでの企業会計原則の引当金の規定の理論とはあまりにも矛盾するものであったこと、低成長下と相成り、準備金、引当金制度が見直されるなかで、利益留保性引当金の計上については批判的となった⁽²¹⁾。

このような時代的背景下での利益留保性引当金の設定は、商法第 32 条第 2 項にいう

「公正なる会計慣行」規定に反するのであるから、かかる利益留保性引当金の設定を認めるような規定は早急に改めるべきであるという批判が、企業会計原則や商法等の両規定に携わる関係者などから繰り返し行われたことにより、1981(昭和 56) 年 6 月に商法第 287 条ノ 2 規定が修正されることになり⁽²²⁾、新引当金制度へと転換することとなった。

① 1982(昭和 57) 年修正企業会計原則の成立過程

1982 年(昭和 57 年)企業会計原則の修正注解 18(注解 18)は、前年の昭和 56 年の商法及び特例法の一部改正に基づく株式会社の計算・監査規定の改正を契機に行われたものである。1982 (昭和 57)年、注解 18 の改定は前年の 1981 (昭和 56)年改正の商法第 287 条の 2 の規定と協調して行われ、再度記載することになるが、注解 18 を次のごとく規定した。

「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」

特に、注解 18 の規定に引当金計上要件（「事前発生事象の当期存在性」、「将来、当該費用支出の確実性」、「当該金額の合理的見積り」等）を掲示し、当該引当金には、「当期の費用又は、損失として当期の負担に属する金額を引当金に繰入れ、負債の部に記載する」の主旨の条件を明示し、旧注解 18 の「特定引当金」の区分に相当するものはみられなかった。然るに、注解 18 の引当金規定の負債性引当金に「債務性のみみられない引当金」が掲示されたので、「債務性のみみられる引当金」のみとされていた引当金計上に曖昧さを露見し、負債性引当金の計上内容については、表示規定としては不適応な規定であったといえた。

しかし、企業会計審議会が 1982(昭和 57))に発表した「企業会計原則の一部改正について」の中で、引当金について「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」が発表され、その中で修正前の企業会計原則旧注解 18 に定める「負債性引当金について」の修正の趣旨と主たる修正理由が示された。修正前の旧注解 18 では負債性引当金の概念と範囲を定めてはいるが、負債性引当金と評価性の引当金(例、貸倒引当金)は、いずれも「将来の特定の費用又は損失の計上に係る引当項目であり、その会計的性格は同一のものと考えられる。このため、企業会計原則上、両者を引当金として一体化するとともに、この趣旨に沿って名称を修正した。」(解釈指針 1 の 1)と述べ、

注解 14 の全面的削除により、利益留保性の特定引当金計上が削除されることとなった。

このことによって、修正前の評価性の引当金と負債性引当金、特定引当金の三つの範囲に分類されたが、引当金項目のうち利益留保性の特定引当金の削除により、評価性引当金と負債性引当金に一本化された。

1982(昭和 57) 年の企業会計原則の修正は、前年規定の商法改正と関連して規定されたものであるが、以前の 1974(昭和 49) 年の企業会計原則改訂に比べれば、商法との調整というよりは、むしろ会計理論的な整備に重点が置かれていた。これは、従前に批判のあった利益留保性の特定引当金を会計上の規定から排除することにより、制度的問題を調整するものとして制定された。いわば、引当金についての概念や範囲の明確化を図ったものとみられ、1981(昭和 56) 年の商法改正によって 1962(昭和 37) 年の商法改正以来、利益留保性引当金の設定を可能した解釈や実務上の利用を可能にしたことをから転換して、引当金会計の適正化を図ろうと意図されたとみられた。

② 修正、企業会計原則注解 18 規定の特徴

企業会計原則 1982(昭和 57) 年の修正は、1974(昭和 49) 年注解 18(旧注解 18) を改訂したが、これら一連の改訂は「商法」の引当金規定第 287 条ノ 2 改正との連携をとりながらすすめたもので、商法の「株式会社の計算、公開に関する改正試案」(1979(昭和 54) 年 12 月)と「法律案要綱」(1981(昭和 56) 年 1 月)等の審議の中で、改正する商法第 287 条ノ 2 の引当金は改正前の旧注解 18 の負債性引当金と範囲が同じくするものであるかどうかなど、両規定の内容解釈につき論議された。

この商法改正に関して作成に当たった関係省庁は、商法上の引当金については、旧注解 18 とは「明確に異なり、『損失』の用語を使用している。従って、積極的支出、費用に限らず、損失のための引当金も認められる。これに該当するものは、修繕引当金、注解 18 に掲示された負債性引当金のほか、未確定(係争中)の損害賠償債務(薬害、公害、製造物責任等)のための引当金、為替差損引当金、役員退職慰労引当金等が考えられる」⁽²³⁾と述べている。また、「要綱」の段階においても、前「企業会計原則」上の負債性引当金に比して「灰色の部分が残る」「若干の余剰分があるのでは」と述べ⁽²⁴⁾、商法関係者もその引当金の範囲につき「純粋な会計理論ではなく、税法や特別法などの取扱いを勘案して公正な会計慣行を期待ししつ、決められるべきとする趣旨」⁽²⁵⁾であると述べている。

さらに、商法上の引当金規定の改正については、企業会計審議会との間に「前の企業会計原則の負債性引当金の範囲を少し広げるという了解があり……いまの企業会計原則以外のものはだめという趣旨ではない」⁽²⁶⁾とも述べている。これは、1981(昭和 56) 年の改正商法の引当金は、以前の旧注解 18 がいう負債性引当金より広範囲なものをいうとされていたので、企業会計原則上の負債性引当金を広くすることが了解されたといえるのではと考える。修正された注解 18 は、偶発損失にも引当金計上の意味を含めて、

負債性引当金の拡大が認められたといえた。これは商法の引当金規定の改正において了解されたとおり、1982(昭和 57) 年規定の注解 18 の企業会計上の負債性引当金の範囲を拡大し、商法の引当金規定と対応させたものであったと解釈できる。

また、企業会計審議会は、1982(昭和 57) 年に第 2 回目の企業会計原則の一部修正をした⁽²⁷⁾が、これは修正前の旧注解 18 に定める負債性引当金に関する解釈上の疑義を解消すべく調整したもので、主旨は次のようなものであった⁽²⁸⁾。

(a)修正前注解 18 では、「特定の費用（又は収益の控除）たる支出」としていたが、この文言は「特定の損失」（債務保証損失引当金等）も含まれるので、修正の文意を明確にするため、これを「特定の費用又は損失」に訂正した。

(b)負債性引当金と評価性引当金は会計的性格は同一と考えられるため、両者を引当金として一本化して「貸倒引当金」を表示した。なお、修正前の「企業会計原則」では減価償却の累計額を「減価償却引当金」としたが、当該累計額の性格・概念は、修正後の注解 18 に定める引当金に該当しないと考えられるので、「減価償却累計額」に修正した。

(c)修正前注解 18 では、「特定の費用たる支出が確実に起ると予想され」としたが、その内容の文言を明確にするため、「発生の可能性が高く」に修正し、「発生の確率がかなり高い」と解釈できることを条件とした。

(d)修正前注解 18 では、「偶発損失についてこれを計上することはできない」としていたが、発生の可能性が低い場合、引当金計上を禁止していることから、「発生の可能性が低い偶発事象の費用又は損失は、引当金を計上することはできない」と整理した。

これらの修正により、引当金計上は留保性の引当金は貸借対照表の負債には計上はできなくなったが、法律上の債務となる負債性のものは負債の部に流動・固定負債として記載されるが、ただ法律上の債務とみられない修繕引当金や損害補償損失引当金など負債性のみられないものまでが、注解 18 規定に例示されたため負債計上を容認する不規則なものとなったといえる。しかし、上記に掲げた引当金計上条件に適合すれば、いかなる引当金項目も、すべて注解 18 に定める引当金として正当視されることを意味するものではない。

これは、未払金又は未払費用として処理されるべき項目までも引当金として処理すべきことを要件としているのではない。例えば、賞与の引当計上が同注解 18 に定める引当金の要件に該当する場合は、賞与引当金として計上すべきことを定めているものであって、それが期間経過や確定金額として処理した未払賞与としているものについて、これを賞与引当金と処理すべきことを要求しているものではない。このことから、同注解 18 は、負債性引当金を原則とすることには完全な規定とはいえなかった。

③ 注解 14 の削除の理由

企業会計原則注解 14 は、商法第 287 条ノ 2 の引当金規定と企業会計原則上の取扱いとの調整のために、それ自体としては負債性引当金以外の引当金の解釈上の範囲や種類

を確定せず、その判断は法令に委ねたとみられた。1982(昭和 57) 年の企業会計原則の修正における「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」(企業会計審議会、昭和 57 年 4 月 20 日) では注解 14 については、次のようにその意義を説明した。

企業会計原則注解 14 は、「負債性引当金以外の引当金の計上を容認する趣旨によるものでなく、商法第 287 条ノ 2 の引当金規定の解釈上、負債性引当金には該当しないいわゆる利益留保性の引当金の計上が適法なものとして認められるのであれば、企業会計原則上、証券取引法監査と商法監査の一元化の観点から、同規定の引当金の計上を認めざるを得ないと判断したことによるものである。」⁽²⁹⁾とした。

しかし、1981(昭和 56) 年の商法改正は、利益留保性の引当金が規定により明らかに排除されたので、このような措置を採る必要性はなくなり、また、引当金は未だ発生していないが、当期の費用として認識される見越費用である。利益を留保するようなものではないという性格上、特定引当金は商法第 32 条にいう「公正なる会計慣行」に反するものであるとして、商法、企業会計原則の両法からの批判もあり、特定引当金が立法趣旨として排除されたことを受け、企業会計審議会は利益留保性引当金という区分を廃止した⁽³⁰⁾。

改正商法が利益留保性引当金を排除したことに対応して注解 14 排除されたが、特別法上の引当金については例外的に計上がみられる。そのため、この特別法上の引当金は商法に対して、特別規定により求められているといえるが、規定には問題があるとみられ、法的には矛盾はないが、引当金計上原則からは反則性が考えられる。しかし、開示等により、他の一般の引当金と混同を防ぐような措置がみられるべきであるといえた。

④ 注解 18 の修正の理由

1974(昭和 49) 年の企業会計原則は、旧注解 18 の負債性引当金につき、引当金の範囲や解釈上の概念を定めていたが、1982(昭和 57) 年の企業会計原則修正では、旧注解 18 は、負債性引当金の一項目として、例示されていた景品費引当金は、むしろ「未払金」であるとして、この例示項目から除外されるとともに、修正前の旧規定のもとでは、負債性引当金の掲示から除外されていた修繕引当金及び特定修繕引当金が、法律上の債務ではないとしても、企業会計原則上では負債であるとして、再度、注解 18 の例示の項目に表示されている。

同様に、従来の負債性引当金は狭きに過ぎないとして、損失性の引当金として債務保証損失引当金、損害補償損失引当金が新しく項目に加えられるとともに、評価性引当金の貸倒引当金も掲示された⁽³¹⁾。しかし、評価性を除き損失性のみでの理由による計上は、説明性の規定が欠落しているのではないかといえた。

1974(昭和 49) 年の修正のときに設定された注解 17 「貸倒引当金または減価償却引当金の控除形式について」は、これまでの減価償却引当金なる用語を減価償却累計額と改

めることにより、これを引当金からはずし、1982(昭和 57) 年修正では、「貸倒引当金または減価償却累計額の控除形式について」へと改められた。これについては、「解釈指針」1 の 1 にもある通り、修正前の企業会計原則では、減価償却累計額を減価償却引当金としていたが、計算上の当該累計額の性格・概念は、修正後の企業会計原則注解 18 にあたる引当金に該当しないと考えられるので、減価償却引当金は減価償却累計額に修正された。

これは、評価性引当金とされてきた減価償却引当金は、事実上は、その性質は固定資産について既に発生した損失の計上であり、一方の貸倒引当金は未だ発生していない損失に対する当期の負担額の計上であるので、従来 of 減価償却引当金は引当金の範囲から外されるべきとされたとみられた。

さらに、「解釈指針」1 の 3 では、負債性引当金の設定要件の一つとして「確実に起こると予想され」が、「発生の可能性が高く」に修正された。また、修正前の「偶発損失を計上することができない」とされていたところを「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用または損失については」と改め、偶発損失の引当金を全て否定したのではなく、発生の可能性が低い場合の引当金の計上を禁止している趣旨を指すとされた。

すなわち、従来 of 引当金概念は狭きに過ぎないとして、損失性引当金としての債務保証損失引当金及び損害補償損失引当金も例示に加えられた。「解釈指針」1 の 5 では、「修正後の企業会計原則注解 18 に掲げられている引当金項目は、実務の参考に供するための例示である」と示しているが、この例示の解釈は概念規定に準拠して判断されるべきことが求められているという。

修正後の企業会計原則における引当金規定のもとでは、特定引当金についての規定が削除されて留保性引当金の設定が不可能とされていること、また、減価償却引当金が減価償却累計額に修正されたて引当金概念のもとに統一的にとられている点等々、修正前の企業会計原則規定より多くの点で、解釈上、債務性について未だ不確定な要素がみられるなどの意見もみられた。

(4) 注解 18 の規定の問題点

注解 18 では、引当金は費用又は損失を引当金に繰入れて計上するとされるが、「将来の特定の費用又は損失」とするこの規定の「費用又は損失」は引当金認識時点での繰入れであり、引当金繰入時の費用または損失といえる。引当金の本来の目的は、発生した特定の費用または損失にかかる引当金を効果的に利用するために、将来の「支出または補てん」でもって補うという目的があるといえる。そのことを規定上に明示する必要があるとする立場を採ると、「特定の費用又は損失」は発生時点に遡るべきことであり、引当金の役割は「将来の支出又は補てん」でなければならない。

したがって、注解 18 の規定の「将来の特定の費用又は損失」とは、解釈上のタイム

ラグ（期間ずれ）があったため混乱がみられ、不適切な条文であると考えられる⁽³²⁾。引当金の計上要件のなかで、「将来の費用又は損失」と規定するが、引当金規定としては、この将来の特定の費用又は損失としての費用又は損失は、引当金設定時（当期）に発生したのであって、将来、発生するのは、設定時の引当金の支出又は補てんである。引当金の設定時（計上時）においては、当期の費用または損失であって、将来の費用または損失ではないのである。この点はむしろ、改正前の旧注解 18の方が明瞭であって、その規定ぶりは、「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起こると…」として、将来、引当金による支出やその補てんによる実質的効果が発現することに引当金の目的を置いており、旧注解 18の方が引当金が求める要件に適していたといえるのではないかと考える。

そこで、注解 18 規定を「将来において、引当金として設定の特定の費用又は損失の支出及び補てんすべき事象が確実に起こること・・・」に改めるとすれば、引当金計上のための 3つの要件がみられれば、引当金発生時と引当金使用のときの目的が、合理的に一致した規定としての解釈ができる規定といえるようになると考える。これについては、改正前の旧注解 18の方が、「特定引当金」の計上を許容する点を除いて、むしろ引当金の規定としては、引当金計上の基本的視点からは適性はあったといえる。

そして、注解 18の「将来の特定の費用又は損失であって、」という将来の特定の費用または損失という文言は、仮に引当金による効果的な実践がみられたときには、その時点で「資源の流出や損失の補てん」が行われて、企業の損失や損害が回避されることとなることを指している。将来の到達時点での「将来の特定の費用又は損失」は、費用または損失の発生の認識は行われず（換言すれば、「将来の特定の費用又は損失」は、引当金効果発生時には存在しない事象である）、引当金の支出や補てんで、少なくともそれ相応の危機は脱却できたとみるべきであるといえる。

したがって、注解 18の規定の解釈では、将来時点のものでなく、引当金計上時の費用又は損失でなければならないということであって、少なくとも引当金発生時には「将来の費用又は損失」という規定の仕方では、正確性を欠いた考えにくい曖昧な規定文といえる。企業会計上の注解 18は、引当金計上を広く認識できる目的のために制定された筈である。そのために、多くの見解や解釈ができることはよしとしても、それにより引当金計上の基幹が左右されることは好ましくない。なぜならば、多くの論議の下で制定された引当金の計上要件の制定は、引当金計上の基本原則であり基本的視点を満たしているからである。

そこで、注解 18を引当金計上の基本的視点に立った引当金認識の基本原則や計上要件に照らして有効な規定とするために、筆者は、次のように改めることを提案したい。

「既に過去に発生し、債務と認識された費用又は損失であって、その事象が当期以前に起因し、将来、当該事象の支出若しくは損失の補てんの発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合は、当期の負担に属する金額を負債性の

引当金として計上できるものにつき、貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載することとする」

いささか説明を加えると、引当金の設定時に「費用又は損失」としての「引当金」が認識されるものとし、その上で、将来、負債性引当金としての債務性の機能を発揮するため、経済的便益の資源の流出、または当該債務を補てんするなどの事象が起こる可能性が高いと予想されるときに、引当金のもつ効果を実現できることで「引当金」のもつ実務的な有用性が期待される要因にもなるのではないかと考えるものである。

さらに、基本的には「引当金」は「債務性のみられる引当金」が該当するが、1982(昭和57)年修正の引当金規定から読み解くことができるのは、掲示項目には「債務性のみられない引当金」が表示されているが、通説では将来の費用発生が確実性とみられないものは引当金計上要件からは、「負債性引当金」には該当しない筈である。そもそも、引当金計上の条件たる「負債性引当金」とは、将来の支出となる原因が、当期以前に発生しており、それを認識して、はじめて負債の性質をもつ「負債性」が認識されるといえる。そこで支出の金額が確定していないものについて見積り計上によって、「引当金」として認められたといえる。すなわち、「債務性のみられない引当金」については、「負債性」としてみられないため、「負債性引当金」計上は、原則、認められない。しかし、注解18の掲示項目には債務性のみられない引当金計上もみられることから、同規定上からは、「負債性引当金」として認めたといえる。

この掲示項目について同注解18は原則、「債務性のみられる引当金」計上とされていることから、特に「債務性のみられない引当金」項目も計上されることに関して、特段の対処規定もみられず、表示規定と例示項目には不適切な片手落ちの感が否めないといえている。そこで筆者は、「負債性」判断を明確にするために、「負債性引当金」には該当するのは「見積負債(または、予定負債)」とし、修繕引当金など「債務性のみられない引当金」を「引当金」とすることにより、負債性のものと、負債性のみられないものとの区分が明確になるといえることと考へ、一つの解決法として「負債の部」計上の道筋の案として提言としたのである。

(注)

(1) (注解18)引当金について (貸借対照表原則四(一)のDの1項(二)のAの3項及びBの2項)

将来において特定の費用(又は損失の控除)たる支出が確実に起きると予想され、当該支出の原因となる事実が当期にすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができる場合は、その年度の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。製品保証引当金、売上割戻引当金、景品引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金がこれに該当する。

(2) (注解 18)引当金について(貸借対照表原則四(一)のDの1項(二)のAの3項及びBの2項)改正後、注解 18には、次のように規定している。

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係わる費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

(3) 横山和夫『引当金会計制度論』(森山書房、2013年)143頁。

(4) (注解 16)流動資産又は流動負債と固定資産と固定負債とを区別する基準(貸借対照表原則四(一)(二))

受取手形、売掛金、前払金、支払手形、買掛金、前受金等の企業の主目的たる取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これの債権、債務のうち一年以内に回収されないものについては、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

(5) 若杉 明「修正企業会計原則をめぐる問題点」『会計』第 97 巻 2 号 8-9 頁 1949 年(昭和 24 年)、戦後の企業会計原則の引当金規定は、発生主義を厳密化と認める方向で、費用対応の原則と解され、「負債性引当金」としての認識であったとされた。

(6) 木村重義『会計原則コンメンタール』(中央経済社、1960年)295-296頁。

(7) 遠藤 孝『引当金会計制度の展開』(森山書店、1998年)135-136頁。

(8) 内川菊義「発生主義に対する二つの見解と引当金」『同志社商学』第 49 巻第 5・6 号、97-99 頁。

(9) 企業会計審議会「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」1982年4月。

(10) (注解 14)負債性引当金以外の引当金を計上することが、法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別な科目を設けて記載し、税引前当期純利益を表示する。この場合、当期の負担に属する法人税、住民税額を税引前当期純利益から除して、当期利益を表示する。なお、負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に、特定引当金の部を設けて記載する。

(11) 遠藤 孝、前掲注(7)、104頁。

(12) 同上、107頁。

(13) 経済企画庁『現代日本経済の展開』(大蔵省印刷局、1976年)、122頁。

(14) 「証券」第 29 巻第 335 号 1977 年 2 月、51~59 頁、及び角瀬保雄『経済民主主義と企業会計』(税務経理協会、1984年)122~132頁。

(15) 江村 稔「企業会計制度と商法」、黒沢清編集『日本会計発達史』(同文館 1976年)137頁。

- (16) 同上」、137 頁。
- (17) 同上、138 頁。
- (18) 内川菊義『引当金会計論』森山書店 1985 年 17 頁。
偶発損失については、これを計上することはできない。
- (19) 宇南山英夫「特定引当金に関する一考察」『商学論集』第 19 卷 4-6 号 37-38 頁。
「昭和 49 年の修正企業会計原則に、特に注解 14 の特定引当金については会計学者等より厳しい批判を受け、特定引当金の繰入れ、取崩し等を損益計算書に含めることは、期間損益計算等を歪め、経営者の恣意性が入り望ましくない。貸借対照表に『特定引当金の部』に記載されることは、負債と混同される恐れもあり、引当金の性格が曖昧になる。」として損益計算書への繰入計上と負債計上とは両立しないとことからの批判から、費用収益対応の原則や期間均等配分の原則にも反し、適正な意見とみられた。」
- (20) 斉藤 奏『特定引当金の理論と実務』 商事法務研究会 1975 年 11 頁～12 頁。
- (21) 遠藤、前掲注(7)、280 頁。
- (22) 同上、283 頁。
- (23) 内川菊義 前掲書注 (18) 18 頁。
- (24) 稲葉武威雄「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説」『商事法務』第 861 号 13~14 頁。
- (25) 稲葉武威雄「商法等改正法案要綱の解説」『商事法務』第 902 号 61。 頁
- (26) 鴻 常夫「商法等の一部を改正する法律案要項について (下)」『商事法務』第 900 号 44 頁。
- (27) 「座談会」(竹内、元木、窪田氏他)「計算・公開改正試案の重点解説」『商事法務』第 860 号 11 頁。
- (28) 改正後、注解・注 18 は、上記注(1)に掲示している。
- (29) 企業会計審議会答申「負債性引当金に係る企業会計原則の修正に関する解釈指針の 2、企業会計原則注解 14 に定める負債性引当金以外の引当金の修正について」
- (30) 遠藤、前掲注(7) 117 頁～120 頁。
- (31) 武田隆二「新引当金規定の比較研究」『企業会計』第 34 卷 4 号、138 頁。
- (32) 内川、前掲注(18)、19 頁。

第2章 企業会計原則にみる引当金会計の特質

(1) 企業会計原則にみる引当金会計

引当金について重要性のある1974(昭和49)年と1982(昭和57)年規定の企業会計原則注解18を中心に問題点をあげながら引当金の特徴などをみることとする。1982(昭和57)年注解18の改定は、前年の1981(昭和56)年改正の商法第287条ノ2の規定と協調して行われ、再度掲示するが、注解18は、次のごとく規定した。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」

この改正で、同時に利益留保性引当金の引当金容認と負債の部計上を認めた1972(昭和47)年「注解14」は引当金の基本概念に適合しないなどの理由で削除された。また、前年(1981(昭和56年))の改正商法も、いわゆる利益留保性引当金を排除したことから、前回修正の「負債性引当金以外の引当金」とされる利益留保性引当金の費用計上容認も否認した対応であった。この改正は負債性引当金に債務性のみられないものも混合し、引当金の基本的視点からはとても万全とは言い難かった。

注解18は、1974(昭和49)年修正の旧注解18の「特定の費用(又は収益の控除)たる支出」に対して、「将来の特定の費用又は損失」と改正することによって「特定の費用」と同時に「特定の損失」をも認め、さらに「収益の控除」たる引当金も同じように容認されることからは前回の修正規定より広く解釈できる(「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」とされた^①)。また、旧注解18は「……支出が確実に起きると予想され」とあったものを、改定では「発生の可能性が高く」と改めたため、旧注解18で偶発損失は計上できないことを「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用または損失については、引当金を計上することはできない」として発生の可能性が高いと判断される場合、偶発損失に対して引当金を認めると明確にして、引当金解釈の幅を上げたといえた。

企業会計原則「注解」の引当金規定の修正は、商法の引当金規定(商法第287条ノ2)の改訂と調整を図りながらすすめられたもので、「株式会社の計算、公開に関する改正試案」(1979(昭和54)年12月)、「法律案要綱」(1981(昭和56)年1月)の過程で、改正案の商法上の引当金は、旧注解18の負債性引当金と範囲を同じくするものかどうか問題となった。これについて、商法の改正に当たった法務省関係者は、「前回の修正注解18にみれた引当金について、負債性引当金に限定したことは、狭きに失すると考えられる」とし、改訂後の引当金規定に「損失」という語をそのまま残した経緯

があり、したがって積極的な支出、費用に限らず損失のための引当金も認められるとみられた。

この点に関して、稲葉威雄教授は、「これらに該当するものに、修正注解 18 の掲げる負債性引当金等のほか、未確定(係争中)の損害賠償債務(公害、薬害、製造物責任等)の引当金、為替差損の引当金、役員退職慰労金の引当金、契約上の履行損失引当金等が考えられる」⁽²⁾と述べて、「損失」概念を採用されている。また、関与の商法関係者も引当金の範囲について、「純粋な会計理論にのみによって決めるのではなく、税法や特別法も含めたうえで、公正な会計慣行によってきめられるべき」⁽³⁾とも述べている。税法や特別法も含めたのは、引当金政策論では認められるとしても、引当金の基本的視点としての公正な理論を適用しているとはいい難かった。

1981(昭和 56)年改正商法の引当金規定は、旧注解 18 の負債性引当金より広い範囲の引当金を含むとされ、それに関連して企業会計原則上の負債性引当金も拡大したと一般にいわれた。注解 18 は前回の旧注解 18 の文言による修正ではなく、そこに明らかに負債性引当金の拡大(偶発損失に対する引当金を含んだ意味)が認められ、それは企業会計原則上の負債性引当金の範囲を拡げ、前年の改正商法の引当金規定に照応したものとみられたのである。

具体的にみてみよう。旧注解 18 の題目「負債性引当金については」は、注解 18 では「引当金について」と改められて、一元化が図られた。負債性引当金と負債性引当金以外の引当金(その一部は負債性引当金に組みこまれ、一部の利益留保性引当金は排除された)は統一されて、それまでの減価償却引当金は減価償却累積額と改められて「注解」の範疇から除かれた。それまで評価性引当金とされた貸倒引当金は、注解 18 の「引当金」として統一されることとなり、商法上の引当金とあわせ引当金制度の成立をみることとなった。このことは、引当金項目の一元化が図られ、評価性引当金と負債性引当金という分類の解釈をなくそうとしたことでもあった。

この点に関して、新井清光教授は、「両者は、いずれも将来の特定の費用又損失に係る引当金の項目であり、その会計上の性格は同一と考えられるので、両者を『引当金として一本化』(負債性引当金等解釈指針 1 の①)したのである」⁽⁴⁾とされている。わが国会計制度の引当金は、一般に期間損益計算を正確に行うために計上される見積費用による貸方項目として、費用重視の収益費用アプローチの立場であるとされている。これについて同教授は、「引当金とは、将来の資産の減少に備えて、その減少見込額を当期の費用として計上するための項目である」⁽⁵⁾とされ、評価性引当金と負債性引当金の両者共に同一視点での解釈ができることとされ、引当金における費用認識からも分別されるべき意味はなかったといえた。

引当金制度は、1962(昭和 37)年改正商法以降の引当金制度、及び 1974(昭和 49)年修正企業会計原則の引当金規定による引当金規定が、引当金計上の要件に適合性がみられないことにより、引当金計上の乱発といえる混乱を来たしたので、引当金会計上の秩序

確立のため、制度の立て直しに迫られ、特に、国際会計の導入に伴う引当金会計の動向に合わせて、1981（昭和 56）年商法改正、翌年注解 18 の改定を行ない、引当金制度の確立を図ったのである。

負債性引当金とは、「債務性のみられない」ものと解釈できるのも含み、引当金の基本的視点に適した改正とはいい難かった。わが国会計制度に影響を及ぼしたアメリカ財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）の基準書（第 5 号）「偶発事象の会計処理」において、偶発損失について、将来事実の発生の可能性が大きく（Probable）、損失の金額を適正に見積もることができる場合、引当金を計上すべきことと定めている⁽⁵⁾。これを受けて、日本公認会計士協会も、「保証債務損失引当金の会計処理」（同協会公開草案第 9 号、1980 年 7 月）についての見解を発表し、偶発債務のうち、とくに問題となっている保証債務にもとづいて発生する損失についても、一定の条件に該当する場合、引当金として処理されるとし、引当金制度の形成に当たって偶発損失についても引当金を認められるべきとした⁽⁶⁾。これ点について注解 18 は、「発生の可能性の高い」と判断され偶発損失に対しても引当金計上を容認した規定であったが、発生の可能性の判断については具体的基準となるものはみられなかったため統一的な見方はできなかったといえた。

1974（昭和 49）年企業会計原則の修正における引当金計上に関して、費用性として適正さを欠く「負債性引当金以外の引当金」を期間損益計算の枠外において、引当金計上の論理を維持しようとしたものとみられた偶発性の損失につき、1982（昭和 57）年、注解 18 改正では主観的ではあるが「発生の可能性の高い」の条件で認めたことになる。しかし判断を的確に限定することは困難とみられることから、引当金設定については「引当金計上要件」としての具体的要件がみられず、説明不足の感が否めなかった。

このように、修正企業会計原則における引当金は、原則として「負債性引当金」とされるべき引当金を「期間損益計算」の理論を採用しても説明できない範囲にまで拡大した結果となった。そのため、わが国引当金制度の適格性のみられる実現のためには、論理的にまとまりのみられる合理的な規定の実現の純化⁽⁷⁾が必要であり、未だ発展過程にある。これからは、変動する経済面に真正に対応できるような引当金制度の確立がみられるべきであるといえる。

（２） 引当金の費用認識

会計学では、引当金は期間損益計算目的に立ち、適正な期間計算を行うための当期発生費用を見積計上するために設定されたものとされる。一般に、引当金は費用に対する負債概念（評価性のもは評価勘定）と規定された。引当金の本質は、期間費用の見地から見積計上のためのものとする場合、引当金計上の見積費用は一般に「費用発生主義」及び「費用収益対応の原則」によって認定されるべきとされた⁽⁸⁾。

しかし、1962（昭和 37）年の商法第 287 条ノ 2 改正当時は、引当金に関していわれた費用発生主義は、将来における予想による発生の解釈を拡大し、将来発生が予想される損費（「費用及び損失」以下同じ、）を当期に計上するために引当金は設定できるとして、発生主義も予想による発生へと拡大して解釈された。また、引当金計上の原則とされる費用収益対応の原則は、本来の個別的対応ではなく期間的対応として対処するようになり、正当な引当金基準としては説明しきれなくなつた。これは、一理には企業が利益の蓄積、資本の拡大を求めるための格好の材料として引当金が利用され、引当金の基本的視点に立脚した十分な対応がみられなかつたためでもある。

このような中、引当金の費用発生主義及び費用収益対応の原則について、いかなる状況で、どのような解釈がなされたのかそれぞれの経緯や特質などを探索してみたい。

① 費用発生主義

企業会計の成立過程で、現金主義会計から発生主義会計への移行がみられたが、その中で固定資産の利用が経済的基盤として決定的となり、この固定資産関係の会計導入により、その費用の計算には資産の長期耐用年数、巨額な金額などから会計上も現金支出での現金主義会計では不適當となり、ここに発生主義会計でなければ処理不可能の状態が生じ、発生主義の適用の転機となった。同時に固定資産会計と共に信用取引の拡大も発生主義会計の利用の起因となった⁽⁹⁾。すなわち、会計期間の期間単位を重視する損益計算は、現金主義会計から発生主義による会計へと転換していった。

このように、発生主義は、当初は当期において既に発生していると認められる費用の期間限定の基準を意味しており、将来発生するかも知れないものについての当期計上の認識は想定されていなかったといつてよい。それが将来発生のもを含むようになったのは、引当金を予想による費用又は損失として当期費用とすることから、引当金の認識は拡張して捉えられるようになり、一方で、引当金の費用性は「負債」としての計上にも合理化を与えるためでもあった。

これらの背景には、引当金計上について企業側が安全経営を求める、いわゆる引当金の保守主義の指向があつたからだといえる⁽¹⁰⁾。引当金については、期間費用の見越計上のためとみる場合、その費用性を一般に「費用発生主義」としての基準で認識される。この費用発生主義は、期間損益計算の目的のために適正な期間計算を行うための当期発生費用や当期収益対応費用を見積計上するために援用された。1960(昭和 35)年代において、引当金に関しては期間費用として見越計上する費用発生主義は、将来予想による費用にまで拡大され、さらに現在では、引当金は将来発生が予想される損費を計上するために設定されると解されている⁽¹¹⁾。引当金について用いられる発生主義も予想する「発生」にまで拡大して解釈されるようになったのである。

1960(昭和 35)年代当時、引当金については、既に発生した費用から将来発生の損費までを「費用発生原因主義」としての考え方であるとみていた。すなわち、当期は引当金

処理対象となるような事実はみられないが、引当金計上の発生原因がすでに当期に存在すると認められる場合は、当期の費用として計上し、引当金を認識する見解である。例えば、在勤した従業員については退職金費用の存在はみられるので、退職費用相当額は、その費用発生に従って当期の引当金計上費用と認識されるが、計上時には退職の事実は発生していないことから、退職給与（給付）引当金は将来発生する費用として計上する見解であった。

また、工事に対する保証費用でも、工事を行ったことによって費用計上原因が発生するのであって、発生基準により保証工事引当金として計上することができるという考え方であった。これは予想費用の当期費用化を限定するため、それを発生原因とするものあって、発生原因がその期に確認できるときは、将来の引当金の費用化は発現するという考え方であった。しかし、このように、引当金につき発生原因がみられるとして、いかなる事象にも用いることが可能としたならば、引当金計上は限りなく拡大することが予想され、場合によっては、発生原因の認定が困難であることも考えられる。

予想による発生費用を当期の費用とするためには、上に述べた費用発生原因主義が理論づけられるが、損費発生の確実性が認められなければならない。将来、引当金が有効に処理されるとして、発生の確率が高く、確実性が認められるものだけが、当期発生費用の引当金とされるべきと考える。

しかし、将来の発生の確率に対する判断は主観的なもので、客観的基準を用いることは困難であって、予想による発生を当期発生費用とすることが、必ず確定的に捉えられるかが問題であった⁽¹²⁾。

収益・費用重視の動態論会計は、費用については発生主義、収益については実現主義でもって、収益費用を認識し、期間損益を把握するものとされる。しかし、将来発生を予想して引当金を当期費用とすることを合理化しようとしたのであれば、次に説明するように、増大する引当金の計上基準の限定が曖昧となり、一般に通説とされた発生主義は原則としての論拠を失うことになるといえた。そのため、費用発生主義とは別の基準で引当金を計上する理論付けとして費用収益対応の原則が援用されたといえる。

この点に関して、発生主義における引当金設定について稲垣富士男教授は、「従来は、発生主義の発生を負債性引当金等による費用計上時点で、価値消費によって発生したとされていたが、この価値概念では負債性引当金等による費用計上に関しては説明ができない。なぜならば、負債性引当金等による費用計上時点では、具体的な特定の財貨・用役の価値消費事実が生起していない。これらは、当期における収益活動が原因となり、将来の期間において特定の費用たる支出が結果として確実に起こるときに、因果関係に着目して、その支出額の一部を当期費用とすることである。」⁽¹³⁾とされる。そのうえで、「費用は第一義的に発生主義原則の適用をうけ、第二義的に費用・収益対応の原則の適用をうけると解したほうが、発生主義による費用計算構造としてははっきりするので、発生主義の拡大解釈のきらいはあろうが、原因の生起も発生の概念で説明しておくことに

する。」⁽¹⁴⁾と説明された。

このような考え方は、実現収益に対して発生費用を対応させるという費用収益対応の原則の思考の例外的な扱いをしないという点からも、より理論的であると思われる。ただ、費用性引当金のうち賞与引当金や退職給与(付)引当金などは、引当金計上時には労働力の消費があるといえること、また債務保証損失引当金のような偶発生損失の計上は発生主義の思考でも説明ができないことから、これらに対しては発生主義による説明より費用収益対応の原則の思考に論拠を求めざるを得なかったのではないかと考えられる。

② 費用収益対応の原則

引当金を支える企業会計の基本理論は、会計期間における実現収益を的確に把握し、計上収益に対応する費用を同時に捉える「費用収益対応の原則」(principle of matching costs with revenues, matching principle)による損益計算にあるといえる。企業会計原則における費用収益対応の原則は、損益計算書原則二の1に、「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に発生したすべての収益とこれに対応する費用を記載し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない」と規定し、費用と収益を対応表示するように求めている。

しかしながら、費用収益対応の原則の基本的形態は、「費用と収益を個別的に、さらに直接的に対応する形における費用収益の把握を通して、期間的費用と期間的収益の大きさが決定される」⁽¹⁵⁾ということ、これは、企業会計原則が意図する費用と収益の対応として表示するという報告のための基準ではない。すなわち、「引当金会計の基準は、当該引当金について期間損益計算が必要な損益項目を正しくかつ、漏れなく反映し、またそのなかに非損益項目は含まれないこと」⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾とし、それによって費用収益対応の理論が適用されることであるとされた⁽¹⁸⁾。現今の企業会計は、一定の期間を区切って当該期間内の費用と収益を把握し、それを対応させることによって期間損益計算を遂行するのである。このとき、その会計期間に負担させるべきでない性質の支出を費用に計上すれば、期間利益は過少になり、逆に当会計期間で負担すべき支出が当該年度の費用に計上されなかったら、期間利益はその分だけ過大となる。

このように、費用収益対応の原則によって、期間利益の過少計上や過大計上を防ぐため、および期間損益計算を適正に、かつ平準化するために、引当金にかかる費用を見積計上しているといえる。特に、損益計算においては、期間的経常収益からこれに対応する費用、すなわち、その収益を獲得するに要した費用を差し引かなければならないことから、次期以降の収益をあげるために役立つ費用を資産として次期に繰り越さなければならない。この区分をする基準が費用収益対応の原則であるとするは通説である。中村忠教授は同原則につき、「実は発生主義だけですべての費用を把握することはできない。たとえば、ある種の引当金は、財貨または役務の消費が未だ行われていないにも

かかわらず、適正な期間損益計算のために計上されなければならない。このような費用計上を根拠づける基準は発生主義ではなく、費用収益対応の原則である」⁽¹⁹⁾とされる。

この見解は、発生主義を発生費用の消費と解し、まだ消費の事実のみられない費用の計上は発生主義よりも費用収益対応の原則に求めたものといえる。新井清光教授も、「損益会計における費用収益対応の原則は、その経済的犠牲（純資産の減少）を費用項目で表し、その経済的効果（純資産の増加）を収益として把握し、この両者を各期間ごとに対応させることによって、企業活動の成果たる純利益をみるように対処することを指示している」⁽²⁰⁾とされている。

費用収益の対応関係には、一般に「個別的対応」と「期間的対応」がみられるが、このうち個別的対応は対応関係に緊密さがみられなければならないことから、これを基準とするときは、引当金の費用計上は、相当程度限定される。そのため、個別的対応は計算の複雑性と手数を要することから、これらの対応はなくても「期間的対応」で正確な期間損益計算ができることを理由に、一般にこれは要求されないとされた⁽²¹⁾。そのために費用収益対応の原則が考えている期間的対応は、引当金計上の適正性が認められるような意味にまで拡大されたといえる。

この点に関して、江村稔教授は、「収益・費用の期間的対応の極端な場合には、個別的な給付対応は、まったく認められない。すなわち、ある期間について収益費用の対応方式の損益計算を行うにあたり、ある種の金額をその期間の収益に負担せしめるように取扱われるべきことが決定されたとき、はじめてそのような金額が費用として特色づけられる」⁽²²⁾と述べられている。このような考え方は、費用収益対応の原則が、将来の予想によるものに対する引当金の費用性を論拠づけるということではなく、対応関係の弾力化、つまり費用概念の拡大によって、予想の損費に対する引当金を増大することが可能となったとみるのである。反対に、対応関係の認められないものは、期間費用であっても正当性を限定すると、費用性の有無の判断は困難であると考えられた。

そもそも、引当金は、費用収益対応の原則に基づいて設定されるとする主張は、他の原則に優先されるものである。同原則について、佐藤孝一教授は引当金との関係で次のように述べている。すなわち、「……引当金をもって、費用収益対応の原則に基づく合理的な期間収益の決定のために行なわれる不確定費用の計上を、将来における修正確定計算を可能にすることによつて、合理的ならしめるために設けられた貸方科目として一元的に理解せんとするものである」⁽²³⁾。この文の中で「一元的に理解せんとする」とされているのは、評価性引当金と負債性引当金とを区別することなく、統一的に費用収益対応の原則に基づいて理解できる引当金と考えられたものと思われる。また、宇南山英夫教授も、「少なくとも引当金の性格ないしその設定原因は費用収益対応の原則から考えなければならない」⁽²⁴⁾と述べている。さらに、中島省吾教授も、「引当金の会計は、期間損益計算の一環として、その基準を規定されねばならない。そこで引当金会計の当否を明らかにするものは、卑見によれば、実現の会計基準と費用収益対応の原則にほか

ならない」⁽²⁵⁾と述べられている。

これらの考え方によれば、まず、実現した期間収益に対応するものとして期間費用が決定されるということである。ここにおいて、期間収益は原則として実現主義に基づいて認識されるが、期間費用はこの収益を実現させるために要したすべての費用、すなわち確定した費用だけではなく、不確定の費用も認識する必要があるということであるといえる。したがって、この不確定の費用を認識する場合に引当金が設定される⁽²⁶⁾として、期間費用は実現収益を費用との対応関係によって、引当金計上にも同じく認められると考えられた。引当金は費用収益対応の原則に基づいて設定されるとする見解は、期間費用を確定費用と不確定費用に区分した場合、この不確定費用について引当金が設定されるものであると説明できる。

すなわち、引当金は、注解 18 に、「その発生が当期以前の事象に起因し」と規定してあるように、当期に計上されるときには、原因事象の発生がみられなければならない。また、同注解 18 は、「将来の特定の費用又は損失であって」として、当該金額を合理的に見積もることを条件に、「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ」とも規定していることから、引当金は、「不確定費用」として計上される見積計上費用とされる。

したがって、引当金は、将来に確定費用として事象の処理がなされるまでは、実現収益に対応した費用として期間配分され、計上されるといえる。これらから、「不確定費用」とは、注解 18 の規定上の解釈から、将来、発生の可能性があり、見積もり予測として期間的、あるいは金額的に不確実性のある費用といえるのである。

(3) 引当金会計のあり方

会計上の引当金を解明するには、一般に、企業会計原則注解注 18 の文言を分析し、その条件を満たすことも一つの論法であるといえる。そのため企業会計原則が修正になると、その修正された企業会計原則の文言を分解して、その条件を満たすものが会計上の引当金であると説明することが頻繁にみられた。このような見方で会計上の引当金概念を説明するとすれば、企業会計原則の修正のたびごとに変化することになる。果たして、このような引当金の解釈は理論として正しいものであろうか。

企業会計原則が引当金について規定されていなかった時代の方が、引当金については一貫性のある持論がみられたといえた⁽²⁷⁾。1974(昭和 49)年の修正企業会計原則が、「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起こると予想され……」と改訂されると、企業会計原則の設定時以来ずっと引当金として例示されていた修繕引当金は、その例示から除かれた。しかし、企業会計原則が 1982(昭和 57)年に修正され、「将来の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く……」のように規定されると、修繕引当金は再び例示されることになった。

これは、「修繕引当金と特別修繕引当金は、従来も企業会計上は負債性引当金として問題のない項目と考えられてきたが、法律上の債務ではないので例示を差し控えたのであった。しかし改正法のもとではそのような配慮をする必要がなくなったので、例示したのである。」⁽²⁸⁾とか、「修繕引当金と特別修繕引当金は債務性のない引当金の典型である。それは1974(昭和49)年の企業会計原則の注解では例示から削除されたが57年の修正で復活した。」⁽²⁹⁾などと述べられている。企業会計原則が負債性引当金の設定要件として、昭和49年に「特定の費用たる支出が確実に起こると予想され」と定めて、「支出の確実性」ということを掲げていたために、債務性のみられない修繕引当金は、商法上では債務性がみられないことで例示から外されていたのであるが、昭和57年の修正企業会計原則においては「発生の可能性が高く」という表現に基づき、「支出の確実性」が問われなくなったので例示に復活したというのであった。

多くの論者は、この間においても「修繕引当金は……負債性引当金として問題のない項目」⁽³⁰⁾であるというように考えていたのであるが、引当金に「支出の確実性」という規定がなくなった途端に例示項目に戻すということは、短絡に確実性のないとみられるものは一端外すとした論法であり、果たして規定に示された文言を折り曲げて解釈することは正しい方法であるかどうか疑問といわざるを得ない。

さらに、修繕引当金を昭和49年の企業会計原則の文言では説明できないことを知りながら、負債性引当金の設定要件を旧注解18で表示したが、例えば修繕引当金は支出は必ず起こると予想されるにも拘わらず掲示されなかったということは、「支出の確実性」という文言のみでの解釈が行なわれたとすれば、十分な説得力がある解釈とはいえないのではないかと考える。筆者自身としても、修繕引当金自体は、必ず修理なり補修などは起こる可能性が高いと考えることから、何ら負債性引当金としても問題はないと考えており、したがって、修繕引当金を説明できる規定になっていないのであれば、その文言の誤りを指し、文言の修正を提案すべきではなかったのかと考える。

1982(昭和57)年に修正された注解18において、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合」というように文言が修正されたのを受けて、多くの論者は引当金規定の概念が、①損失を含むようになった点、②発生の可能性が高いものを含むようになった点において、修正前の旧注解18規定の解釈より拡大したと説明している⁽³¹⁾。

すなわち、修正前旧注解18は、「支出が確実に起こる」べきことを強調するような規定ぶりになっていたが、修正後の注解18は、「発生の可能性が高く」として発生予想の解釈を類推性ある表現にしたことと、さらに、1981(昭和56)年改正の商法第287条ノ2の規定が、「費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り……計上スルコトヲ得」として引当金計上について、緩やかで、広く解釈ができるような表現となっていたため、修正後の注解18の掲示項目も拡大した表示となったと考えられる。また、企業

会計審議会「商法計算規定に関する意見書」（昭和 55 年 8 月 1 日）は、負債性引当金の概念は拡大していると述べている⁽³²⁾ ことなどもあったことも原因であるといえた。

しかし、会計上の引当金の概念は、企業会計原則の文言がどのように修正されても引当金の基本的視点は不変であって、拡大したり縮小したりするものではないはずである。多くの論者は、企業会計原則をよりどころにして引当金を説明してきたために、企業会計原則が修正されると、修正に沿った見解等がみられることは自然であろうが、ただ規定の改正前後で意見の隔たりがあり、それは他人任せ、あるいは日和見に見え、あたかも引当金の概念がぐらついているかのようにみえるのである。会計上の引当金の基本的概念は、企業会計原則の修正によって変わるべき性質のものではないと考える。会計上の引当金の基本的概念は、何をおいても先に厳然として存在するものであり、これをどのように企業会計原則が表現するかということであって、企業会計原則が時代に則して、修正されたときでも、引当金の基本概念は変わるものではない。

例えば、現在の企業会計原則の文言に「発生の可能性の高いもの」というのがみられ、この点から引当金概念が拡大したという論者もいるが、これは基本概念の解釈で混同しているからであるといえる。また、「発生の可能性が高い」という表現のために引当金概念が拡大したというのではなく、具体的な立証できる表現をもって、この矛盾した文言を指摘し、その文言の表現を改善するように提言すべきである。その上で、「発生の可能性が高い」を、例えば「実現の可能性が高い」というように、文言の修正を提言すべきであるとする選択肢もあるのではないかと考える。

1974(昭和 49) 年以降、引当金の数は、企業会計原則が修正される度に増え、会計実務においても実に多種多様な引当金が創設されたが、これらは会計の引当金概念の拡大を意味するものではなかった。例えば、商業形態が掛売を主として行っていた時代に、引当金の例として貸倒引当金が見られ、次に、製品の保証付販売が行われるようになれば、この引当金の他に製品保証引当金が見られるようになると考えられる。また、ローン販売が行われるようになると債務保証損失引当金が見られるなど、引当金の増加は経営構造上からくるもので、引当金の概念が決して拡大したからではなかったのである。

このように、引当金の数の増加は、会計上の引当金という不変の概念に該当するものの例が商業形態や経済状況等の変化によって増えただけであって、引当金概念の拡大や変化が見られたのではない。長い歴史に裏付けされた引当金会計の基本的視点は維持されていくべきといえるのではと考える。

(注)

- (1) 遠藤 孝『引当金会計制度の展開』（森山書店、1998年）、21～23頁。
- (2) 稲葉威雄「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説(4)」『商事法務』第861号、13～14頁。
- (3) 鴻 常夫「商法等の一部を改正する法律要項について(下)」『商事法務』第900号、44頁。
- (4) 新井清光『企業会計原則論』（森山書店、1995年）355頁。
- (5) 新井清光『現代会計学[第5版]』（中央経済社、2000年）116頁。
- (6) 日本公認会計士協会制度公開草案第9号「保証債務引当金の会計処理」（中間報告）1980年7月。
- (7) 横山和夫『引当金会計論』（森山書店、2013年）480頁。
- (8) 遠藤、前掲注(1)、134頁。
- (9) 木村和三郎「発生主義会計」日本会計学会編『財務諸表論』（森山書店、1950年）111頁～112頁。
- (10) 菅原秀人『株式会社社会計論』（森山書店、1967年）第2章。
- (11) 遠藤、前掲注(1)、134頁。
- (12) 座談会「引当金および準備金の検討」『産業経理』第7巻1号、146頁-147頁(番場嘉一郎)。
- (13) 稲垣富士男『財務諸表通論』（中央経済社、1996年）、126～127頁。
- (14) 同上、127頁。
- (15) 山下勝治「費用収益対応の原則」『体系近代会計学』第2巻（中央経済社、1959年）56頁。
- (16) 中島省吾「収益費用と引当金会計」『企業会計』第16巻6号、77頁。
- (17) 木村重義は、「引当金はかならず費用予見の場合であるという命題と費用が予見される場合には必ず引当金が計上されるという命題は両方ともあてはまる。引当金勘定がもうけられ、貸借対照表に引当金があらわれる場合には、それだけ将来実現する費用の予見予測にもとずいて計上が行われるのである。また、費用が予見される場合でなければ、引当金が設定されないのである」と述べている（木村重義「引当金についての基本的考察」『企業会計』第16巻6号、108頁）。
- (18) 引当金を費用収益対応の原則との関連でみているのであるが、この原則の本質とされる個別的对応だけを強調しているのではない。むしろ期間対応にまで拡張した見解をとるものである。江村稔教授によれば、「個別的对応だけを強調するなら、引当金も当期の収益に貢献するものに限るということになる。しかし、期間損益計算であるから因果関係を個別的に媒介することはできないものもある」としている（江村稔「引当金の会計基準」『企業会計』第15巻12号、94～95頁）。
- (19) 中村 忠『新版現代会計学（全訂版）』（白桃書房、1975年）69頁。
- (20) 新井清光『現代会計学(第7版)』（中央経済社、2003年）166頁。
- (21) 経済安定本部企業会計基準審議会『税法と企業会計原則との調整に関する意見書』1952年
- (22) 江村 稔「期間費用の確定と引当金」『会計』第80巻9号、21頁。
- (23) 佐藤孝一「引当金の基本的特質」『企業会計』第16巻6号、69頁。
- (24) 宇南山英夫「引当金に関する一考」『産業経理』第17巻11号、76頁。
- (25) 中島省吾「収益費用対応と引当金会計」『企業会計』第16巻6号、80頁。

- (26) 佐藤教授は、引当金に関連して次のように述べている。「近代会計においては、合理的な期間損益を決定するために、必然的に予測による見積計算の介入を余儀ないものとしているが、それにもかかわらず、近代会計が社会制度として相対的真実性や信頼性を主張しうる所以は、近代会計制度への引当金勘定の導入に求めることができるのである。合理的な期間損益の算定ということこそ引当金設定の目的であると考えたいのである。引当金は、期間損益計算における不確定費用存在の事実と、このような不確定費用が、その後の会計期間において行われるべき確定計算によって、必然的に調整されるべき可能性を示すことによつて、かかる目的を十分に果たしているのである。」のように実現収益に対応する費用として不確定費用（引当金設定対象になる未実現の不確定費用）を含めた期間費用を対応させることによつて、合理的な期間損益を算定するためには、引当金の設定が不可欠ということである（佐藤孝一、前掲注(23)69頁）。
- (27) この時代には、佐藤孝一教授（「引当金の基本的特質」『企業会計』第16巻6号）や木村重義教授（「引当金についての基本的考察」『企業会計』第16巻6号）は、自分の言葉で「引当金」の概念を述べられ、評価性引当金も負債性引当金も含めて統一的に引当金を理解されようとしておられた。すなわち、佐藤教授は「引当金は、期間損益計算における発生主義の適用に基づく不確定費用の計上を、将来における修正確定計算を可能とすることによつて合理的ならしめる点において共通の属性を有するのであり、このような事実こそ、引当金を特徴づける基本的特質と考えることができるのである。引当金の一般的性格をこのように理解する場合には、通説の示すごとく、引当金を評価性のそれと、負債性のそれとに区分し、貸借対照表への異なった表示方法を取りあげることの論拠はきわめて希薄であるといわなければならない。」と述べている。
- (28) 中村 忠『新版株式会社社会計の基礎』（白桃書房、1988年）59頁。
- (29) 植野郁太『基礎財務諸表論（改訂版）』（中央経済社、1988年）187頁。
- (30) 中村、前掲注（19）、59頁。
- (31) 中村 忠『財務会計論』、168頁、若杉 明『現代制度会計論』、143頁。
- (32) 新井清光「引当金規制について」『企業会計』第33巻5号、92頁。「『商法計算規定に関する意見書』について」『産業経理』第40巻9号、35頁。

第3章 発生主義と引当金 一番場・阪本論争を中心に

(1) 引当金論争の概要

1982(昭和 57) 年企業会計原則は、留保利益性のある引当金を排除することによって、規定上は整備されたかにみえたが、同注解 18 の基礎概念にかかわる問題の解釈で、理論的な論争の発端となった。固定資産についての「減価償却引当金」計上に関して、将来の未発生費用をいうのか、それとも発生済みの費用としてみるべきか、または、未発生、発生済みを問わず、金額の確定上の見積り性ないし未確定性の費用を意味するののかという点での会計に関わる問題として、減価償却を期間経過による視点に重きを置いてみるかなどの論議がみられた。

「減価償却」について、「引当金」とするか、または「累計額」としてみるかにつき、当時、企業会計審議会の会長の番場嘉一郎教授と日本会計研究会の「会計基礎概念スタディー・グループ代表」阪本安一教授との間の引当金論争があったが、その発端は、このスタディー・グループが第 42 回大会で発表した 1983(昭和 58) 年の中間報告「会計基礎概念」にあった⁽¹⁾。

すなわち、前年の 1982(昭和 57) 年の企業会計原則の修正において、「修正前の『企業会計原則』では、減価償却費の累計額を減価償却引当金』としていたが、当該累計額の性格・概念は、修正後の企業会計原則注解 18 に定める引当金に該当しないと考えられるので、減価償却引当金を『減価償却費累計額』に修正した。」(解釈指針 1 の 1 のなお書き)と発表して、従来の減価償却引当金という名称を、減価償却費累計額と改正し、引当金の概念から除外したことが、減価償却につき論争を生む発端となった⁽²⁾。減価償却は、企業の経営では費用のかなりの部分で多額かつ重要性がみられ、経営規模が大きくなればなるほど、多額にもなり、しかも該当資産評価で企業成績に反映される。企業の資本の充実などにも貢献がみられ、その使命は長期にわたることから企業経営を左右する。減価償却は、予定見積りを基本とする観点から「引当金」を正当とする維持論と、「累計額」の変更論を唱える両者の論争は、引当金の本質の解明に欠かせないといえることから、引当金の解明の対象として採り上げたものである。

(2) 引当金論争の内容と問題点

番場嘉一郎教授が会長をつとめた企業会計審議会によって、1982(昭和 57) 年修正前企業会計原則のそれまでの減価償却について「引当金」としてきたのに対して、「累計額」とされるとする見解が主張された。これに対して、日本会計研究学会での阪本安一教授「会計概念スタディー・グループ」が第 42 回大会で発表した中間報告「会計基礎概

念」に表明された報告書では、「企業会計固有の概念としての引当金は、既発生たると未発生たるとを問わず費用金額の見積もりによって計上される貸方項目であり、かつ当期収益の負担にも属するものであるとして、引当金は、つぎの場合において計上されるものであることが示された⁽³⁾。

- ・既発生事象に係る費用金額の見積計上の場合
- ・未発生事象に係る費用金額の見積計上の場合

この中間報告について、番場教授から「引当金は中間報告に主張するような未発生事象に関わる費用だけでなく、既発生事象に係る費用金額の計上でも、その金額の算定に見積りの要素が加われば貸方には引当金の科目をたてるべきであるという考え方を打ち出すと、引当金の概念が不当に拡大されてしまう」⁽⁴⁾という批判をされた。

この番場教授による批判に対しては、阪本教授は、「我々は、未発生費用又は損失に係わる引当金の見積計上の場合においても、一定の会計処理の基準、すなわち費用収益対応の原則又は費用配分の原則をこれに適用することが望ましいと考える。」という反論を展開された。この批判の根底には、「会計上の引当金は、企業会計本来の目的とする正確な期間損益計算を行う必要からと、企業の経営的努力の結果として生まれる収益の計上目的、すなわち企業の業績利益の算定目的とによって設定されるものと考えられる」⁽⁵⁾とする教授の会計目的観があったと考えられる。そのうえで、阪本教授は、次のように反批判された。

「引当金の計上は必ず将来に発生を予定する事象の認識に基づくものとは限るものではなく、その事象としての発生が既に当期において認識される場合であって、金額的には未確定なものである場合にも、これを計上するものとするのである。すなわち、既発生事象に係る引当金の計上の事例は、減価償却引当金に限ることなく、修繕引当金、退職給与引当金、賞与引当金についても、それらは既発生事象の認識に基づいて計上されるのであるとするのである。それ故に、減価償却引当金だけが既発生事象の認識に基づくものであり、これを減価償却累計額とするならば、特別修繕引当金や退職給付引当金のように数年度にわたって計上される引当金についても、これらを特別修繕累計額や退職給付累計額とすべきものではないか、と考えるのである。ところが審議会が減価償却額だけを累計額と改めた理由が分からない。」⁽⁶⁾。

スタディー・グループの見解では、引当金は既発生事象に係わる費用金額の見積計上の場合と未発生事象に係わる費用金額の見積計上の場合の二つの場合に計上されるものであり、いずれもそれは金額的見積を示す見積費用を計上した場合に設定される貸方科目であるとみる。この場合、スタディー・グループは「引当金」としての問題を測定上における見積計上とみるものであった⁽⁷⁾。

一方、1982(昭和57)年の修正企業会計原則では引当金の概念が一元化され、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合」に限ると規定しており、

「将来の特定の費用又は損失」をもって、引当金の概念の基本要件としている。番場教授は現行の「引当金は将来発生する費用又は損失を当期において計上する際に記載される貸方科目であって、減価償却引当金との相違点は、引当金が当年度のまだ発生していない状態の損費を当年度に負担させる際に計上される貸方科目であるのに対し、減価償却は「当年度に既に発生している当年度負担の損費を計上する際に用いられる貸方科目である」⁽⁸⁾とされた。

番場教授は、引当金の会計的本質について、それを未発生費用のうちの当期経過にかかる対象を当期計上性に求められたのであり、一方、阪本教授は金額測定上の未確定性に求めたのである。すなわち、番場教授は、引当金の設定対象を将来の費用、未発生費用のものに限るとしたのに対して、阪本教授のスタディー・グループは、未発生費用のみでなく、既発生費用をも含み、それが見積もりによって計上されるものが引当金計上の対象とされると主張され、結局、既発生費用も見積の要素があれば、引当金の対象となるとしたのである。要は、既発生費用が引当金の対象となるかどうかについて、両者に見解の対立がみられ、論争の焦点となったのである⁽⁹⁾。

しかし、減価償却は、計算上は累計額でも計算対象は見積もり予定額であることには変わりはない。特殊性のある減価償却計算は、その基礎計算対象は予定の耐用年数・予定償却率・見積期間等々の予想値でなければならない仕組みからは、将来の費用を見積もる必要から、「引当金」として対処せざるをえないといえる。これらのことから、筆者自身は、見積計上の減価償却の相手科目は「減価償却引当金」が妥当ではなかったと考える。

しかし、減価償却は計算上の仕組みではなく、引当金計上の基本的視点からの分析が必要で、費用配分の原則や資産取得における費用と明確に対比する即時的な明示の利便性からも、引当金の揭示が求められると考えられることなどから、減価償却については、さらに、もっと論議の対象とされるべき項目ではないだろうか。

(3) 引当金の発生概念の論点

上に述べた二大論争にかかる減価償却についての引当金発生概念は、引当金解明のための基本的な点で重要性があるといえる。引当金発生概念についての論点は、引当金の対象を未発生費用のみと捉えるか、未発生だけでなく既発生費用を含むかという発生概念の違いに起因する問題であったといえる。そこで、さらに、両者の発生概念についてのそれぞれの見解について検証することとする。

阪本教授は、「会計上の発生とは会計的認識の一基準であって、現金主義、半発生主義に対する概念であるとされる。しかし、引当金については、いわゆる発生主義会計という発生であると考え。発生主義会計という発生は、現金収支に関する権利義務の成立や消滅に無関係に事象を認識し記録する会計である」とされ、また、発生主義会計と

は、「企業を中心として生起する事象、あるいは企業を中心として存在する事態を、それらが生起するがまま認識し、記録することを要求する会計である……」⁽¹⁰⁾とされ、未発生だけでなく既発生の費用を含むとされた。

これに対して、番場教授は、「将来発生する損費」は、「将来、本格的に債務が生じたり、資金が流出したりして、損費が現実に発生したときに、対象事象が生起したことを認識するにいたる、そういう損費」⁽¹¹⁾を意味するとされている。多分に、減価償却については対象資産が、将来、債務として発現し、または資金の流出がみられるときに、はじめて費用を認識する期間経過における費用認識であると考えられる。

この論争は、引当金設定対象としての費用の認識をどの「発生」の時点に求めているかの点に見解上の特徴がみられるので、次項で具体的に主な対象となる特別修繕引当金、退職給与引当金について考察する。

(4) 特別修繕引当金の特徴

阪本説では、「引当金の計上は、将来、発生を予定する事象に基づくものに限るのではなく、その事象が既に当期に認識されている場合の金額に未確定なものがみられる場合、計上する。即ち、既発生事象にかかる引当金計上の事例は、減価償却引当金に限ることなく、修繕引当金や退職給与引当金についても、それらは『既発生事象』の認識に基づいて計上される」⁽¹²⁾と述べられことから、それによって引当金解釈の参考例として採り上げたものである。

また、特別修繕引当金について阪本教授は、次のとおり述べられている。

「発生主義会計においては、修繕費は財の経済的価値の減耗という事象に基づいて、これを認識するのが原則である。このことは減価償却費の認識計上の場合も同様であると思う。ただし、修繕費は修繕を加えることによって原状に回復することのできる金額を見積もるものであり、減価償却費は財の経済価値を認識しても、これを原状に回復することのできない部分を見積計上するものである。企業会計理論上は、修繕の実施は固定資産等の経済価値の回復を図る交換取引とみるべきであり、また、将来、必要とする修繕費は発生主義会計においては、未発生の費用ではなく、既発生の費用として理解すべきである」⁽¹³⁾ とする批判を展開された。

これに対して、番場教授は、「発生というものは、修繕作業のために修繕用の材料が蔵出しされ、修繕工の労力が消費され、修繕業者のサービスが利用されという事実が発生する」⁽¹⁴⁾。したがって、「修繕引当金も特別修繕引当金も将来発生する修繕費を見積もり、その額で費用を計上する際の貸方科目として記載されるのであるから、この引当金を既発生の費用の見積もりに基づいて算定し、記帳する際に用いられる貸方科目とみるわけにはいかない」⁽¹⁵⁾とされ、修繕にかかる費用を見積もりして、その分を計上するとされた。

両者の特別修繕引当金計上の見解の相違は、修繕費の発生の捉え方の違いから生じているといえる。阪本教授は、修繕費を修繕の実施から離れて、修繕することによって回復可能な減価が発生することによって生じるとしている。つまり、修繕そのものの発生でなく、原因の発生を費用の発生と捉えている。一方、番場教授は、修繕費を修繕の実施によって発生するものと捉えており、修繕を実施するという事実の発生をもって費用を認識しようとするものである。

引当金の認識要件は、その発生が過去に既に発生していることが要件であることから、修繕の実施の可能性は、時期や金額の見積もり費用は現実では困難性が伴うといえる。その意味で、事前予防策を採るならば、引当金の計上が然るべきではないだろうか。

(5) 退職給与引当金の論点

退職給与引当金は、退職金費用の計上が重要であるが、特別修繕引当金と同様、番場及び阪本の両教授についての見解を参考にみることにした。

番場教授は、「一時金又は年金として支給される退職給与の費用の発生は、対象従業員の退職の事実の発生に伴って確定的な費用として認識されるが、退職給与の費用金額を退職の事実が発生した日の属する年度の損費と考えることは妥当でない。」⁽¹⁶⁾とされ、さらに、「ファンディング(積立てによる資金)を伴う年金費については、それが既発生の費用であるという見解は妥当であるとしても、それ以外の退職給与費用は貸方に引当金勘定(注解 18 の引当金)をたてることによって記帳されるべき未確定の将来の性質を有する」⁽¹⁷⁾として、退職金は未確定の将来費用の性質であると主張され引当金として認識されるとした。また、同時に対象従業員の各期間の発生の年金は、将来の支払義務のみられる既発生の費用であるという見解であるが、退職時における一時金については未確定の将来の性質を有する引当金設定の対象とされた。

これに対し、阪本教授は、「退職給与の額は従業員の退職という事実の生起によって発生するものではなくて、従業員の労働用役の費消という事象によって、その発生が認識されるものであり……」、その発生は「従業員の在職期間の長さ、その対処した労働の質的差異とによって見積計上されるものであるから、従業員が在勤中は、その金額は確定しない」として、退職給与は退職未定の見積費用としての引当金と主張された⁽¹⁸⁾。

しかし、退職金という費用は発生主義会計のもとでは退職金の支払いによってではなく、勤務による労働力の生産費消の事象によって捉えられるべきものでなければならない。退職給与(給付)引当金という費用の発生は、労働者が退職に至るまでの労働行為とそれによる労働者の消費に対応しているのであるとすれば、退職給与費については、阪本教授のいわれる「従業員の労働用役が長期にわたって提供され」、その「労働用役の消費という事象によって、その発生が認識されるものである」とする捉えの方が妥当性があるといえる⁽¹⁹⁾。そうすると、退職に至るまでの期間上では、労働という役務は推

し測っても、対象報酬という金銭的量はいかなるケース(労働契約や就業規則等)でも、退職金対象は予定の見積りとならざるをえないと考えられる。これは、退職給付金を見積り対象として、計上時の費用認識は引当金が認められるといえる。

(6) 引当金計上の保守主義的見方についての思考

阪本教授のスタディー・グループ報告書での「企業会計上の引当金は、正確かつ業績を反映する期間損益計算を目的として、既発生に費用に係る費用配分の原則と未発生費用に係る収益費用の対応の原則とによって導かれ、計上されるものである」(1983年(昭和58年)9月23日付報告書、5頁)との意見に対し、番場教授は引当金経理について、「将来発生する損費(将来、本格的に債務が生じたり、資金が流出したりして、損費が現実発生したという認識のなされる損費)を当年度の負担にしなければならない損費として見積計上する」⁽²⁰⁾のものであるとされ、さらに、「かかる経理を行う理由は、何よりも、まず当年度の期間損益を合理的に計算・開示しようという合理性思考(企業会計をして収益費用対応の原則を十分に満足されるものたらしめようという考慮)に求められる。」⁽²¹⁾とされた。

しかし、すべての取引経理は、このようには説明はなされていないとして、番場教授は現実の具体例⁽²²⁾をあげられ、それらからは「引当経理は見積の将来費用を各期の収益に対応させて計上するという合理的思考からは説明がつかない。それは保守主義思考を反映する経理としか説明ができない」⁽²³⁾とした。

今度は、それに答えて、阪本教授は保守主義の原則における「費用の計上については、なるべく早期に、かつ、なるべく多額にこれを見積り、収益については、なるべく遅く、かつ、なるべく控えめに金額を見積る実務である……とし、かつ一般に認められた実務である」⁽²⁴⁾とされた。さらに、企業会計の基本目的は、「企業を中心として生じた経済事象を真実公正に把握し記録し、これを企業のあらゆる利害関係者にそのまま伝達することにある。そして、企業の利害関係者が、これによって、公正妥当な意思決定をなし、彼らの将来の行動指針となる資料の提供をうけるという目的に適合することにあるのである。」⁽²⁵⁾。故に、この保守主義は「会計上の真実性を破らない範囲において、また……重要な会計諸原則を破らない範囲においてのみ認められるべきもの」⁽²⁶⁾とされた。すなわち、「番場教授が会計上の引当金は専ら未発生事象に関連して、これを見積計上するものとされ、その計上の論拠を保守主義に求められることは、……発生主義会計の基礎をなす発生について、普遍妥当性をもつ理論的説明がない限り、教授の主張は無限に適用され、恣意的会計処理に陥るおそれがあるもの」⁽²⁷⁾とされた。

これらの論争は、費用の認識が会計学の通説とされる発生主義に基づくものとして、その発生を巡る論議でもあり、「引当金は通常の発生主義では、当期の費用に計上されないものを、引当金として設定することによって、当期に費用を計上することが可能と

なるので……単なる発生主義の適用ではない。」⁽²⁸⁾という説もあることから、引当金の設定対象たる費用認識の問題はもっと詳細に検討する必要性があるといえる。

引当金設定における費用の認識は、「当期に存在する事実と将来生起する事実という2つの事実を対象に、これを基礎として将来発生する費用が、測定して認識され、その原因が当期に存在する事実に基づいて、当期に帰属すると認められる予測金額が当期の費用として計上されることにより、引当金が認識される。したがって、上記2つの事実の認識に関して論争し、対立していることは、不要である」⁽²⁹⁾として、この論争の不要を唱える意見もみられた。

しかし、先にも述べたとおり、1982(昭和 57)年の修正企業会計原則注解 18 で減価償却引当金が減価償却累計額と名称の変更があったのは、それまでの引当金の未発生の将来の特定の費用または損失を見積り計上することであるとしたのが、それを期間経過による既発生の費用とし捉えようとしたためであった。企業会計原則が 1949(昭和 24)年制定以来、期間損益計算を企業会計の主目的とされ、さらに、引当金を発生主義、収益費用対応の原則により、当期の期間費用を見越計上するため設定されものとされてきたところではある。発生主義では、当期の期間費用を捉える場合、財貨または役務の費消の事実をもって認識しなければならないことを考えると、将来の費用であっても、まだ発生していなくても、当期に財貨または役務の費消の事実が認識されるならば、引当金として計上されることになる。したがって、引当金として計上されるのは未発生、未確定の費用であって、既発生、未確定の費用としては引当金は計上されないとの意見もみられるが、未発生、未確定の費用と既発生、未確定の費用につき引当金の解釈では相違があるといえる。既発生費用であれば、引当金は計上されない。未発生、未確定の費用であれば、引当金は認識されるが、既発生、未確定の費用の同時認識では、見解が割れるところである。

減価償却対象資産についての引当金計上には、引当金設定対象の未発生事象と引当金設定対象外とされる既発生の両事象のいずれも、計上時には処理途上であることから、両者ともに見積り予定計算であることには変わらない。筆者としては、対象資産は、引当金計上時には継続使用中で、決算時には予定見積上の費用であり、かつ未処分資産であることから「引当金」として処理されるべきではないかといえる。

(注)

- (1) 熊谷重勝『引当金会計の史的展開』（同文書館、1993年）、202頁。
- (2) 細田末吉「最近の引当金論争とその基本的問題」『産業経理』第46巻4号、95頁。
- (3) 日本会計研究学会「会計基礎概念スタディ・グループ」1983年度中間報告「会計基礎概念」（1983年9月23日）、5頁。

- (4) 番場嘉一郎「企業会計における最近の問題点(3)」『税経通信』第 39 卷 4 号、2 頁。
- (5) 阪本安一「発生主義会計と引当金の概念」『税務通信』第 39 卷 3 号、10 頁。
- (6) 同上、3 頁。
- (7) 同上、3 頁。
- (8) 番場、前掲注(4)、2 頁。
- (9) 細田、前掲注(2)、96 頁。
- (10) 阪本、前掲注(5)、4 頁。
- (11) 番場、前掲注(4)、4 頁。
- (12) 阪本、前掲注(5)、5 頁。
- (13) 同上、5 頁。
- (14) 番場、前掲注(4)、2 頁。
- (15) 同上、5 頁。
- (16) 同上、5 頁。
- (17) 同上、6 頁。
- (18) 阪本安一「会計理論の用具としての会計基礎概念と引当金」『税経通信』第 39 卷 3 号、5 頁。
- (19) 熊谷、前掲注(1)、206-207 頁。

内川菊義教授は、「減価償却が見積計上額という場合と退職給与及び修繕費が見積計上額という場合の見積額の意味は、同一ではなく異質のものである（内川菊義「発生主義と引当金」『会計』第 127 卷 2 号、21 頁）。さらに、「同じ財の経済価値の減耗という事象に基づいて、見積計上され場合のその基礎となる固定資産の取得価格と退職給与及び修繕費等の支払額は、その計上の内容が同一ではなく異質のものである。同じ財の経済価値の減耗という事象に基づいて、見積計上とされた減価償却累計額と修繕引当金とか、一方は評価性のものであり、他方は負債性のものでと区分される理由はあるのか、その理論的根強が理解しかねる。減価償却費と修繕費が、二重計上される結果となる『引当金』では費用の二重計上となる恐れもある」（同、24 頁）と批判された。多分に、引当金概念を企業会計上の概念と既発生事象の確実性と未発生事象の正確性についての問題提起であるといえる。

- (20) 番場、前掲注(4)、2 頁。
 - (21) 同上、7 頁。
 - (22) 同上、2-5 頁。
- このことは、現実に行われている引当経理の具体例を次の各項目をあげて論証した。(1) 会社が自社の役員の大株主の銀行借入金の保証している場合に行われる債務保証損失の引当経理、(2) 融資先企業の財政悪化に対処した貸付金回収不能見込額の引当経理、(3) セグメント処分損失の引当経理、(4) 請負工事損失の引当経理。
- (23) 同上、7 頁。
 - (24) 阪本、前掲注書(5)、3 頁。
 - (25) 同上、3 頁。

(26) 同上、4 頁。

(27) 同上、12 頁。

(28) 細田、前掲注(2)、97 頁。

(29) 同上、98 頁。

第4章 商法における引当金

(1) 商法改正経緯の引当金の特徴

1962(昭和 37)年に商法は改正され、将来の支出の債務性いかににかかわらず、引当金として計上される会計上の慣行に法的根拠を与えるために、次のような商法第 287 条ノ 2 の規定として設けられた。

- 1 項 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ、其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於イテ明ラカニスルコトヲ要ス。
- 2 項 前項ノ引当金ヲ、其ノ目的外ニ使用スルトキハ、ソノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス。

この規定が導入されて以来、学会や実務上でその解釈を巡っての論議の中、特に、利益留保性とされる特定引当金の存在がみられるようになったからでもあった。これは、商法が主として財産計算を目的とした計算書類の作成を主眼に、引当金の中で損益上の費用処理とされない利益留保性の引当金として、特定引当金に区分表示し、他方で、企業会計原則は損益計算を目的とした財務諸表の作成を要求していることなどから、引当金計上について、商法と企業会計原則との間に乖離がみられた。それでも、商法と企業会計原則との間に商法計算書類規則の規制や企業会計原則旧注解 18 による規定上の違いを商法上と企業会計原則で引当金について一元化が図られ、統一解釈へ向け改訂されてきた経緯があった。本章では、引当金概念を究めるために商法改正の経緯から、その内容や特徴などを考察する対象とした。

1962(昭和 37)年の商法で引当金規定が新設され、それに伴い「計算書類規則」には、引当金の部を設けて、これに記載するよう規定された。同、商法規定では目的外使用や不確定な引当金計上の容認とされる解釈からは、引当金は債務性がみられないとされたため、従来、引当金として計上されていた修繕引当金といった債務性のみられない引当金は計上できなくなった。しかし、商法計算書類規則に第 33 条「条件付債務は、第 28 条及び第 30 条の規定にかかわらず、引当金の部に記載することができる。」を設け、引当金は負債の部への計上を認めた等別な規定がみられた。

1974(昭和 49)年の商法改正に伴って、計算書類規則は企業会計原則にならって商法の引当金を特定引当金の名称によって、商法上の意味の負債、すなわち債務関係のない引当金に限定した。このため 1963(昭和 38)年の商法清算書類規則規定の第 33 条は不要となり⁽¹⁾、次のように規定された。

計算書類規則第 33 条第 2 項で、第 1 項の引当金で「その性質により他の部に記載するものがあるときは、同項の規定に拘わらず、これを他の部に記載できる」ことを認め、債務となる引当金は、商法の規定する引当金の範囲から除外される結果となった⁽²⁾。さらに、同規則第 42 条第 1 項には、「商法第 287 条に規定されている引当金の目的外の

使用によるときは、その内容を示す適当な名称を付した科目を設けて、特別損益の部に記載しなければならない」として、目的外の使用による引当金は、商法の規定する引当金の範囲から除外される一方、引当金は「特定引当金」に計上を認めた。

その後、引当金については、1981(昭和 56) 年 改正の商法第 287 条の 2 の各規定に掲げられたが、特に、「特定ノ支出又ハ損失」という規定の「特定」の意義についての解釈をめぐり、引当金の計上は、広く解釈できるとする「広義説」⁽³⁾と、反対に、狭く解釈すべきであるとする「狭義説」⁽⁴⁾との 2 つの説があり、これらについても引当金の基本解釈があり一端として検討した、この 2 説については、次節(3)で詳細を述べると共に、見解等を述べた。

1962(昭和 37) 年の商法第 287 条の 2 の規定は、商法が特定の支出または損失に備えるための引当金を計上したときは、その目的を貸借対照表上に明らかにすることとして、さらに同規定第 2 項に目的外使用することも容認した規定は引当金の目的外使用については使途を明らかにすべきことを要求すると同時に、利益留保性の引当金を計上できると解された。

然るに、1981(昭和 56) 年改正商法において、1962(昭和 37) 年の改正商法第 287 条ノ 2 の第 2 項を削除して、利益留保性引当金の計上を排除し、引当金につき、周知のように「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り、之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定した。これは、利益留保性の引当金を排除しようとしたもので、利益留保性のものは入り込む余地を与えにくくして、留保性の引当金計上の排除趣旨が明確に示されたとみられた。商法の引当金規定を対応性あるものとするためには、企業会計原則、同注解に同調する内容が同時に肝要であるといえた。

1981(昭和 56) 年商法第 287 条ノ 2 規定を改訂して、「其ノ営業年度ノ費用……相当トスル額ニ限り、」とし、続けて「……負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定し、引当金計上強行規定とはいえ、前回規定の同第 2 項でみられた留保性引当金の計上は削除されたとしても、解釈次第では引当金計上は、幅広く採れる規定といえたため、前回の規定の「目的外使用」もすべて払拭したとはいえ、改訂の規定からは明確な留保性引当金の排除の主旨のものは読み取れなかったことなどから、そのため、末尾部分規定について曖昧さのみられる理解に苦しむような内容であったといえた。

2003(平成 15) 年にも商法を改正し、新たに設定された「会社法」の規定に基づく事項を定めることを目的に法務省令として会社計算施行規則が設定されたが、同規定では、商法第 287 条の 2 の規定は削除し、これに代わるものとして、1982(昭和 57) 年 1 月、引当金につき「引当金の部を設置すべきか」、あるいは引当金を存置しない場合は、商法第 287 条ノ 2 である旨の「注記」を要求すべきかにつき⁽⁵⁾、企業会計審議会は法制審議会商法部会へ提出して、計算書類規則、第 33 条を改正して公表した⁽⁷⁾。これについては、1974(昭和 49) 年改正の計算書類規則第 33 条第 1 項は、商法第 287 条ノ 2 の

引当金は「特定引当金の部」に記載すると規定していたが、1982(昭和 57) 年改正の計算書類規則の第 33 条第 1 項も、同様に記載できると規定した。これは、「特定引当金の部」の設定の企業会計審議会の意見と、「引当金の部」存置論の経済界との調和を図ったのであろうが、どちらの「部」に記載するかで異なるのは、引当金の本質的概念の理解を誤った解釈であるといえた。同時に経済界の要望は「引当金の部」計上による課税上の税金対策、または配当の削減の施策であったともみられ、引当金の基本的計上要件に反する規定であったことなどから、2006(平成 18) 年には商法はほとんど改正され「会社法」と改称された。

引当金関係では、特に、会社計算規則第 6 条や第 75 条、第 77 条、第 78 条において、退職給付引当金、返品調整引当金や工事損失引当金、貸倒引当金など、貸借対照表への記載が断片的に規定されるにとどまり、同計算規定第 3 条では、会計処理について「公正なる会計慣行」に委ねるとして、引当金会計も、特に必要性がない限り規定を置くことをせず、改正前の商法第 287 条の 2 規定よりも簡略化したといえた。

また、商法第 32 条 2 項にも、商業帳簿作成に関する規定で、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定めていたが、これは人為的、作為的な会計処理を意図するのではなく、会計を実践する企業側と規制役割の指導原理性のあるべき商法規定との迎合性を戒めたものといえる。すなわち、公正なる会計慣行のしん酌適用などの適用とは、会計につき実践側の規範性、使命感や真実性の遡及のもとでの「真正な経営成果の報告」が果たされる責任と義務を果たすべきことを目的にしているといえた。

会計上の処理につき本法や規定などで詳しい規則を設けても、会計処理上の制約になつては適当でないので、会社法第 431 条および会社計算規則第 3 条に規定する公正妥当な処理及び公正妥当な会計慣行のしん酌適用などによる会計基準の適用・解釈に任せようというものであるとみられ、会計処理適用について企業側に責任を負わせたものであるといえた。そのため、引当金会計に関して、具体的な規定がみられないことによる企業間の会計上の計上表示等につき、企業間の均等性と比較検証に欠ける恐れが懸念される。

(2) 1981(昭和 56) 年商法第 287 条ノ 2 の改正の問題点

① 商法改正の過程

1962(昭和 37) 年改正商法第 287 条ノ 2 の引当金の規定は、商法の財産法上の立場の引当金に関する具体的な条文がみられないことなどから、一般に債務性のみられないとされる修繕引当金や特別修繕引当金などの計上を認めている。同、商法第 287 条ノ 2 は、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ、ソノ目的ヲ貸借対照表ニ於イテ明ラカニスルコトヲ要ス」と規定したが、この「特定ノ支出又ハ損失」という文言から、利益性引当金を含むものとする説が、広く支持さ

れていた。

企業会計審議会では、1979(昭和 54) 年 7 月には、「商法の計算・公開に関する規定の整備・改善問題」を取り上げ、1980(昭和 55) 年には、「商法計算規定に関する意見書」がまとめられた。同意見書は、「株式会社に係る財務及び業務内容の開示制度の充実強化の見地から商法計算規定に関し、当面検討を要すると考えられる問題点」の中に、商法第 287 条ノ 2 第 1 項の文言を改めることをあげている。

これについては、新井清光教授は、「意見書の文言をみると、企業会計審議会においては、負債性引当金の拡大を意味しているとみられる。」とされ、「意見書」と「注解 18」の文言の重要な部分を対比して検討された。同意見書における重要部分として、次の 3 点をあげた。

「①将来、発生することが合理的に見込まれる、②特定の費用たる支出又は損失、③当該営業年度以前の負担に帰すべき」

これに対応して、注解 18 においては次のように重要部分をあげた。

「①確実に起こると予想され、②特定の費用たる支出、③原因となる事実が当期にすでに存在しており」

特に、③は意見書では負担または発生の時期が当期から過年度に遡っているという点で、いわば費用負担の時期の問題にすぎないが、注解 18 の重要部分についての「意見書」の①と②は、企業の経営成績（損益）の計算に重要な影響を与える実質的な修正とみられた。すなわち、「意見書」では、引当金の条件として、特に、①は「将来の特定の費用たる支出の発生」の「確実性」を「適正性」に変更し、さらに、引当金設定の対象を「特定の費用たる支出」から「特定の費用たる支出又は損失」に拡大している^⑥として費用または損失の発生を強調している。

一方、1978(昭和 53) 年、法制審議会商法部会によって株式会社に関する改正案が出され^⑦、引当金の範囲と計上の要否は公正なる会計慣行によること、さらに、利益留保性の引当金・準備金は引当金として計上できないものとする^⑧とされた。次いで、1979(昭和 54) 年 12 月には、法務省民事局参事官室によって公表された「株式会社の計算・公開に関する改正試案」においては、「現行、商法第 287 条ノ 2 第 2 項は削除し、利益性のものは計上することができないものとする」とした。

改正商法は引当金の計上が「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り」に限定する文言を加え^⑧、引当金の目的外使用を規定した第 2 項を削除することにより、期間費用として「妥当」な引当金についてだけ認め、商法上の引当金に利益留保性のものはみ認められないことが明確にした。

この改定案に対し、新井教授は「意見書が負債性引当金の範囲を拡大しているものに対し、『試案』は、上記の文言に明らかなように、現行、商法第 287 条ノ 2 の引当金の範囲は、前の範囲の広義説より縮小したといえた。これは、利益留保性引当金が設定されないようにするためであったが、企業会計原則と商法の引当金に関する考え方に、一

致が図られたとして、実務上の見地からも好ましい」⁽⁹⁾と述べている。

従来、商法第 287 条ノ 2 の引当金は、広義説によって利益留保性の引当金を計上できる余地がみられると解釈されてきたが、同改正によって、商法上で利益留保性のものは削除され、限定する引当金の範囲は、商法第 32 条 2 項にいう「公正なる会計慣行」に委ねられたといえた。これにより、会計上の慣行の転換が適正な表示の道筋になったとみられた。

② 商法第 287 条ノ 2 の改正理由

1962(昭和 37)年改正商法の引当金規定は、その広義説によって引当金会計の実務上の拡大を促し、1960 年代の経済成長期、開放経済政策などにあつて、企業の資本蓄積を促し、経営基盤を強化するなど大きな役割を果たした⁽¹⁰⁾。それはまた、企業会計上の引当金の積極的計上として「負債性引当金」を拡大し、1974(昭和 49)年の企業会計原則及び財務諸表規則の改正によって「特定引当金」も認めさせる要因にもなった。しかし、反面、引当金の基本的視点の逸脱などから、引当金会計を混乱させ、多くの批判の的になった。

この時期にわが国は、経済面で低成長の時代となり、1962 年改正商法以後の引当金制度は、その役割を終え、1981 年(昭和 56)年改正商法による引当金規定によって新たな引当金制度へ転換することとなった⁽¹¹⁾。

1981(昭和 56)年の改正は、改正商法の第 1 項「特定ノ支出又ハ損失」の解釈をめぐり、上記で記述した狭義説と広義説の二説が対立し、会計実務上も租税特別措置法の準備金をはじめ多様な引当金が設定された事象がみられたことなどから、これらの引当金のなかには多くの利益留保性のものが混在していたのであった。引当金の経理が混乱に陥った原因は、商法の引当金規定の不明確さと、規定適用の不揃いさがみられたために広義説が成立する余地を与え、根源的には引当金に対する理論的な解明が不十分で、実務的基準が確立されていなかったことであつた⁽¹²⁾。

このような引当金経理の混乱を是正するため、利益留保性の引当金を排除する 1981(昭和 56)年商法 287 条ノ 2 の改正をした。同時に、債務性のみられない引当金の貸借対照表能力を認めるために、1962(昭和 37)年の商法改正に際して設けられた第 287 条ノ 2 規定の費用損失の目的外の引当金は認められなかったが、債務性のないものに相当するものは認めうるとした趣旨の立法精神は維持され、「負債ノ部」計上目的を明示する条件付きではあつたが、同条規定上の認識では負債性重視の表れであつたといえた。

1981 年商法 287 条ノ 2 の改正は、前回改正の 1962 年商法の「特定ノ支出又ハ損失」の文言の解釈を巡り広義説、狭義説がみられたことは、前にも述べたが、引当金の会計や実務にも混乱をもたらしたため、改訂する必要性が不可欠であるとされ、商法 287 条ノ 2 は利益留保性引当金を排除のための改正であつたとされた⁽¹³⁾。企業の財政状態を正しく表示するためには、商法上の引当金から利益留保性の引当金の排除が適当であること

に加え、大会社における監査役及び会計監査人の適法監査意見の表明を前提に取締役会限りで計算書類は確定するという事情が生ずるに至ったことに基づくものであった⁽¹⁴⁾。

この点につき、「立法論としては、利益留保性の引当金を排除すべきことについては、企業会計審議会においては勿論、法制審議会商法部会においても、殆ど異論がなかった」⁽¹⁵⁾と稲葉武威雄氏も『商事法務』で述べられている。このことは、1981(昭和 56) 年の商法 287 条ノ 2 の改正規定は企業には受け入れられたとみられた。しかし、理論的、実務的にも混乱のなかにあった引当金が改正され円滑に事が進むかと思われたが、それは否定せざるを得なかった。

それは、第 1 は、改正商法の引当金にある程度、利益留保性の引当金の排除は明確化されたとはいえ、具体的に排除されるべき利益留保性の引当金とは具体的に何か、また租税特別措置法上の準備金、電気事業法等特別法の準備金はどうなのか、最も肝要な実務上の引当金の全体象が一向に明瞭になっていなかったことである。第 2 は、改正商法が「……負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」とは、任意的計上なのか、それとも強制計上なのか、につき解釈が分かれ、実務上に困惑が生じたからであった。

上記の第 1 の点は、改正商法の引当金の範囲の問題は、1979(昭和 54) 年 12 月試案(当時の法務省民事参事室「株式会社の計算・公開に関する改正試案」)において、「その範囲及び計上の要否は公正な会計慣行(商法 32②)による」(同試案二の 1 の(注)(1))とされており、改正商法においてもそのまま引継がれたと考えられるが、「公正な会計慣行」といっても、当時はいまだ文言に値する会計基準が確立されていないところに根本的な問題があったといえる。したがって、まず第 1 に、利益留保と引当金の区分基準を明確にすることが必要で、このために、前提条件として引当金設定の目的を純化、単一化することが必要であった。

第 2 は、商法規定が「公正な会計慣行」としたが、その範囲も明らかでないし、さらに、個別の「引当金」は、いかなる方法で、どの程度の金額を計上すべきかが示されていない。改正商法下においては、一般的にはその範囲とともに、計上すべき金額は重要である。仮に、計上されるべき金額が明示されなければ、商法改正の規定の費用又は損失に相当する額かどうかは判断されない。計上すべき金額を超過して設定された引当金は、利益留保性のものといえることもありうる。一方、引当金として計上されるべき金額を下回る場合、その引当金不足額は、当該商法 287 条ノ 2 の改正規定に反するとみられるおそれがあるとも考えられた。また、引当金設定の目的を「適正な利益計算」に限定したうえで、これを前提に引当金の設定・取崩し、損失補てんの基準を取り決め、これによって設定されるべき引当金の範囲および個々の引当金の設定・取崩し、損失補てんの基準を明確にすることが課題であった。

1981(昭和 56) 年商法改正を参酌して、修正企業会計原則注解・注 18 の規定も整備されたが、改正商法は、①排除されるべき利益留保性の引当金と基本となる引当金との区分する基準が不明確であること、②設定すべき引当金の範囲及びその範囲に属する個々

の引当金がいかなる状況下で、どのようにしてどれだけ取崩すべきかなどの基準が明示されていないし、③同時期に規定した注解 18 の引当金設定は強制か任意なのかなど、基準が不明確な状態にあるなどの点が基本的な問題点であるとされた⁽¹⁶⁾。

1981(昭和 56) 年商法改正につき、当時の起草当局者は試案作成の解説として、「商法第 287 条ノ 2 に定めるいわゆる特定引当金の範囲について広・狭義説の両説が対立している。……しかし、企業の財産および損益の状況を正しく示すべき貸借対照表の負債の部に、本来剰余金として『資本の部』に記載されるべき利益留保性のものが計上されることは適当でない。……取締役が留保性のものを計上することによって、配当可能利益の額を減少せしめ得ることも適当ではない。立法論としては、利益留保性のものを除外すべきことについては、企業会計審議会においては勿論、法制審議会商業部会においてもほとんど異論はなかった」⁽¹⁷⁾。なお、「商法第 287 条ノ 2 第 2 項の規定は削除され、第 2 項の規定の目的外の取崩しという事態は、利益留保性のものと考えられるからである。試案の定める引当金については、引当金計上の目的たる事象が発生したときは、当然そのために取崩すことになるし、その事象が発生しないことが確定したときは、当然特別利益として戻入れられることになる」⁽¹⁸⁾と記している。

すなわち、1962(昭和 37) 年商法の引当金規定は拡大解釈され、利益留保性のものが引当金として計上される可能性がなかったわけではないので、利益留保性のものを排除するために、改正する必要があったのである。

1981(昭和 56) 年改正 287 条ノ 2 の引当金規定は、立法趣旨から起草当局者の試案についての解説は、「引当金として計上することができる具体的な範囲に関しては、企業会計原則、注解 18 にいう負債性引当金に限定することは、若干狭きに失すると考えられる。同注解 18 は、負債性引当金の要件として、将来において特定の費用（または収益の控除）たる支出が確実に起こると予想される」⁽¹⁹⁾とあげている。しかし、「試案」は企業会計原則とは異なり、現行法にある「損失」という文言を残している。したがって、支出、損失、費用に限らず、損失のための引当金も認められることは明らかである⁽²⁰⁾。これらに該当するものとして、修繕引当金、未確定（係争中）損害賠償債務（公害、薬害、製造物責任等）の引当金、その他偶発債務のための契約損失引当金等が考えられるとした。

このような商法側の要請を受けるかたちで企業会計原則の注解 18 の見直しを行うこととなった。当時、企業会計審議会委員であった新井清光教授は、「改正商法と企業会計原則とはすでに一致する方向にある……」⁽²¹⁾と言われた。この一致の方向は「改正商法案では、引当金の範囲を費用性・損失性のものに縮小しようとしており、逆に企業会計原則では……、負債性引当金の範囲を若干拡大しようとしている……」⁽²²⁾というものであった。これは、改正商法の引当金は会計上認められているものより広いので、会計側もこれに一致されるために歩みよって、会計上の引当金を若干広げる必要があったといえる。また、会計学者の多くは、1981(昭和 57) 年当時、企業会計原則の修正によっ

て、会計上の引当金概念（評価性引当金は除き）は拡大したと説明している⁽²³⁾。

この拡大したといわれる引当金はいかなるものとみられるか。従来の会計上のものより広いとすると、この引当金につき 1974(昭和 49) 年企業会計原則注解 18 の改正で解釈される「特定引当金」につき、起草当局者の試案の標題の特定引当金を意識したものなのか、引当金概念を拡大させたならば、その引当金概念は従来からの公正な慣行に従った引当金であったか疑問があるといえた。このような公正な会計慣行からはみだした引当金について、田中誠二教授は、「会計学上多年にわたり研究され、その結果成立した概念が……負債性引当金として定められたのであるから、……これ以外に、あいまいな引当金を加え、引当金の概念を拡張すべきではない」⁽²⁴⁾と述べられたように、引当金は安易に付け加えるべきものでないとされた。公正なる会計慣行からはみ出した引当金を追加した引当金の概念は、公正な会計慣行に基づいた引当金概念からは外れているのではないかとされた⁽²⁵⁾。

（3）1981(昭和 56 年)年 改正商法における利益留保性引当金の排除

1962(昭和 37) 年以降、商法規定につき解釈では、利益留保性の引当金を認める傾向があり、1984(昭和 49) 年の計算書類規則でも第 33 条(条件付債務は、引当金の部に記載することを認める規定)では特定引当金項目を認め、留保性の引当金の収容項目の役割がみられた。しかし、1981(昭和 56) 年改正商法によって、利益留保性の引当金は、負債に計上することが認められなくなった⁽²⁶⁾ が、当時の商法改正時前の計算書類規則は、「第 33 条①項、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金は、第 25 条(負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に記載しなければならない)の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。②項、前項の引当金は、その計上を示す適当な名称を付して、記載しなければならない。③項、第一項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金であることを注記しなければならない。④項、法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。」と規定した。

1981(昭和 56) 年改正計算書類規則では、1984(昭和 49) 年の計算書類規則にあった特定引当金という用語、範疇を排除し、特定引当金の目的外の使用による利益の特別利益の部に記載しなければならないとする規定も削除され、引当金は、いわゆる負債性引当金に整理されたといえた⁽²⁷⁾。引当金の部については、これを存置すべきかどうかの問題提起が、1981(昭和 56) 年商法改正前の「意見書」においてなされ、企業会計原則と商法の各側から、次のような理由によって、「存置しないことが妥当」とされた。

すなわち、「企業会計原則側は、収益費用中心観・誘導法の原理に立って引当金概念を構築しており、したがって、債務性のみられる引当金(例、製品保証引当金等)と債務性のみられない引当金(例、修繕引当金等)を区別する考え方は採っていない。そのため、

企業会計原則側の立場は、債務性の引当金を流動負債及び固定負債の各部に記載し、債務性のみられない引当金を引当金の部に記載することを同意していない⁽²⁸⁾として、改正商法において公正なる会計慣行上から、債務性がみられない引当金が、商法第 287 条ノ 2 に規す引当金(債務たる費用性引当金は除く)として計上できることとなった。

したがって、1981(昭和 56) 年商法第 287 条ノ 2 に規定の改正の引当金に関する限りは、改訂以来、企業会計原則と同様な立場に立って、この債務性の引当金を負債の部の「特別に区分」する積極的理由はなくなったといえた。しかし、「商法上の引当金は、法律上の債務ではないので、いかに損益法の原理をもって引当てられるべき引当金であっても、『強制』して計上されるべきものではないので、計上は『許容』の範囲内で計上が認められるべきであるとの主張も、根強いことは否定できない。」⁽²⁹⁾という意見もあった。

計算書類規則第 33 条第 1 項の「別に引当金の部を設けて記載することができる」、同条第 33 条 3 項の「引当金の部に規定しないものについては、商法第 287 条ノ 2 の引当金に規定する引当金であることを注記しなければならない。」として、引当金を商法上のものとして位置付け、負債の部の計上につき、解釈上での「許容」の範囲内で計上を認めざるをえなかったといえた。1962(昭和 37) 年の改正商法の第 287 条ノ 2 規定の解釈で巨額にのぼる引当金の計上がみられ、その結果、企業会計や商法規定の求めるものにも、似て非なる引当金が多く設定され、その中には利益留保性の引当金も数多く含まれることになり、正しい財務諸表の把握ができない事態が懸念されたことは上述した。

1981(昭和 56) 年商法第 287 条ノ 2 の規定の改正は利益留保性引当金の排除目的の一環として答申された。引当金につき従来の「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ」となっていたのを改め「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り」として、当期の費用または損失に相当するものに限るものに限定をつけている。この条文の趣旨は、利益留保性の引当金を排除せんとする趣旨が明確に示したといえる。

1981(昭和 56)年改正商法の規定により、従来の税法依存から離れ、会計自体の引当金設定基準と企業の実態から個別の引当金を設定すべき必要があることであった。引当金設定の実務は多く税法に依存してきたが、監査上の取扱いも税法の範囲で設定されたものは、引当金はもちろん、租税特別措置法上の準備金であっても、すべて「公正妥当な会計基準」に準拠しているものとして取扱われなければならなかった⁽³⁰⁾。

しかし、利益留保性引当金の設定は、明らかに企業の経営成績や財政状態の適正な表示を妨げるので、この度の商法改正及び企業会計原則の修正によって、留保性引当金の設定を排除するための規定の改正が行われたことは、企業会計制度の改善で前進の方向を示すものとして、高く評価されるべきであったとされた⁽³¹⁾。

つまり、引当金につき、商法上の引当金と会計上の負債性引当金とは「公正な会計慣行の規定(商法第 32 条 2 項)を媒介して、次の関係があるとされた⁽³²⁾。

[企業会計上の負債性引当金] = [負債たる引当金(条件付債務)+商法第 287 条ノ
2 引当金]

よって、[商法第 287 条ノ 2 引当金] = [企業会計上の負債性引当金－負債たる引当
金(条件付債務)]

したがって、商法上の引当金は、公正な会計慣行によるべきとする「企業会計上の負債性引当金」の内容と範囲に関係があると同時に、負債たる引当金(条件付債務)をどのように解されるかも重要なことであった。負債たる引当金とは、条件付債務(1974(昭和 49)年改正前の旧商法規則第 33 条で使用)として、その内容は企業会計上の負債性引当金のうち、債務の性質を有する引当金がこれに該当するとみられた。この「債務の性質を有する引当金」とは、いったいどういうものか、その範囲はどこまでか、など論議があり、学説や学者により提言が異なった。1981(昭和 56)年改正商法の多くの解釈は、「負債たる引当金」は債務性のみられるものとして、企業会計原則の注解 18 に例示された引当金のうち、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給付引当金などが当たる⁽³³⁾とされた。一方、改正商法第 287 条ノ 2 引当金に関しては、その範囲は、①利益留保性引当金は含まれないこと、②その範囲計上は、公正な会計慣行によること(商法第 32 条 2 項)、③企業会計原則の注解 18 規定の修正などが勘案された。

1981(昭和 56)年の改正商法では、計算書類の確定を株主総会から取締役会の権限で行うことを重要な改正点としており、1962(昭和 35)年の改正商法において、計算書類の確定は株主総会で行われ、株主の不利益となる利益留保性引当金は株主総会で修正するとした商法第 287 条ノ 2 の広義説を認める根拠は崩れることとなったため、直接的には、この点からも改正を迫られこととなった。したがって、商法の引当金規定を実効性あるものとするためには、企業会計原則、同注解の援用も同時に肝要で、そのため、1981(昭和 56)年代の時期の引当金会計の変革期に直面し、従来税法への依存から脱却し、本来のあるべき姿の引当金会計を実践していくためには、「引当金会計基準」を確立していくことが望まれた、その反映として、1982(昭和 57)年規定の「企業会計原則注解 18」の修正企業会計原則の規定が提示された。

現在は、商法(会社法)等を含め、企業会計制度の改正については、一国レベルの問題として対処することはできず、国際動向も視野にいれて対応しなければならない⁽³⁴⁾。引当金規定についても同じで、国際会計を考慮せずに設定することはできない。国際会計基準については、実務に関わる日本公認会計士協会の会員は、これを遵守する義務を負っており、これと無関係に決定できないとされている⁽³⁵⁾。

(注)

- (1) 沼田嘉穂『企業会計原則を裁く』（同文館、1979年）、173頁。
- (2) 同上、174頁。
- (3) 細田末吉『引当金の経理実務』（日本経済新聞社、1983年）、56頁。
- (4) 同上、56頁。
- (5) 竹下昌三「商法287条ノ2の引当金」『岡山大学経済学会雑誌第14巻(3・4)号』、56-67頁。
- (6) 昭和57年4月改正、計算書類規則第33条の規定は次のとおりである。

「第33条 商法第287条ノ2に規定する引当金は、第25条(負債の部は、流動負債・固定負債の部に区分しなければならない)の規定に拘わらず、負債の部に「引当金の部」を設けて記載することができる。3第1項の引当金で、「引当金の部」に記載しないものについては、商法第287条ノ2に規定する引当金であることを『注記』しなければならない。」
- (7) 新井清光『企業会計原則論』（森山書店、1985年）、298-301頁。
- (8) 同上、298-301頁。
- (9) 新井清光『日本会計・監査規範形成資料』（中央経済社、1989年）、845頁。

特定の費用又は損失で営業年度以前の負担に属すべきものに備えるための引当金は、貸借対照表の負債の部に計上することができる。(注)(1)その規範及び計上の要否は、公正なる会計慣行(商法32条2項)によることができないものとする。(2)自己株式及び親会社の株式は、貸借対照表の流動資産の部の他の株式と区分して記載しなければならない。
- (10) 畷村剛雄『会計制度史料訳解』（白桃書房、1985年）、6頁。
- (11) 新井、前掲注(8)、301頁。
- (12) 遠藤、前掲注(5)、107頁。
- (13) 同上、108頁。
- (14) 細田、前掲注(3)、36頁。
- (15) 稲葉武威雄「商法等の1部を改正する法律案の概要」『商事法務』第911号、14頁。
- (16) 同上、14頁。
- (17) 稲葉武威雄「商法等改正法案要綱の改正」『商事法務』第861号、13頁。
- (18) 久保欣哉「法学的概念としての引当金」『青山法学論集』第4巻2号、27頁。
- (19) 細田、前掲注(3)、36頁。
- (20) 同上、36頁。
- (21) 新井、前掲注(7)、15頁。
- (22) 同上、15頁。
- (23) 稲葉、前掲注(18)、107頁。
- (24) 田中誠二、吉永栄助、山村忠平『コンメタール会社法』（白桃書房、1963年）、962頁。
- (25) 同上、190頁。
- (26) 細田、前掲注(3)、191頁。
- (27) 遠藤、前掲注(5)、111頁。

- (28) 新井、前掲注(8)、327 頁。
- (29) 同上、328 頁。
- (30) 平井、前掲注 (25) 、23 頁。
- (31) 稲葉、前掲注 (18) 、13 頁。
- (32) 同上、13 頁。
- (33) 新井清光「引当金規制について」『商事法務』第 33 卷 5 号 92 頁。
- (34) 同上、92 頁。
- (35) 中村 忠『財務会計論』（白桃書房、1984 年）、164 頁。

第5章 商法第287条ノ2の解釈における「広義説」と「狭義説」

1962(昭和37)年の商法改正で引当金において、第287条ノ2の規定が初めて設けられ、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ、其ノ目的ヲ明ラカニスルコトヲ要ス 前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ、其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス」と規定した。

この規定は、商法が特定の支出または損失に備えるための引当金の設定を認め、引当金を計上したときは、その目的を貸借対照表上に明らかにすること、また引当金を目的外使用するときは、その理由を損益計算書に明らかにしなければならないとした。しかし、この条文では引当金の計上の際の表示方法（表示の場所）や目的外使用の際の損益計算書への記載方法に関することが主である。つまり、引当金の性格や特徴などの規定はみられず、引当金は「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為」が眼目で、同規定の「特定」の解釈に委ねられたといえた⁽¹⁾。

ただし、特定の支出または損失に備える為の引当金の規定から読み解くことができるのは、「負債たる引当金」は法律上で計上されるべきであるので、ここでは具体的な規定を置かず、それ以外の負債でない引当金の計上を規定していたといえる⁽²⁾。これは「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為」の引当金は「負債たる引当金」以外の引当金を指すものであると解されるが、それはどのようなものかというのが、商法第287条ノ2の引当金をめぐる解釈に関する問題であったといえた。

商法第287条ノ2の規定における「特定」の意義について諸説がみられたが、特に、これについて広く解釈する「広義説」と狭く解釈する「狭義説」との2つの説⁽³⁾から各種論議がみられた。そこで、広義説と狭義説について、それらの内容や特徴などから引当金の解明をしたいと考えた。

(1) 広義説

商法第287条ノ2の「特定ノ支出又ハ損失」という規定の「特定」の意義について、これを広く解する説（広義説）と狭く解する説（狭義説）をめぐり意見が分かれた。広義説は、商法第287条ノ2の引当金は債務性のみられない引当金のほか、負債性引当金以外の引当金とされる利益留保性の引当金である引当金も含むものとする説である。

同条文の「特定ノ」という文言は、支出又は損失の原因および損失の対象が特定しているということで、その支出又は損失が、ある程度、特定していれば足りるとの趣旨であり、その場合の引当金は、必ずしも負債性引当金のみに限定されないとするものであった⁽⁴⁾。

当時、1962(昭和37)年改正商法の法務省民事参事官上田明信氏は、商法第287条ノ2の規定は、引当金の計上が任意とされていることから、それは負債性引当金を意味し

ているのでなく、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル」引当金であればどのようなものであっても認められるとして、広義説を支持することを表明した⁽⁵⁾。広義説をとる会計上の実務について、1962(昭和37)年の改正商法が施行された当時、経済団体連合会(経団連)は「新商法適用下の企業の経理方針」(昭和39年3月6日)において、広義説の立場から商法第287条ノ2の引当金は「特定ノ支出又ハ損失」の発生の蓋然性がある場合に、広く解釈し、価格変動準備金、特別修繕引当金、濁水準備金等、税法で定められたものも含め、支出目的が明らかで計画性をもったものであれば引当金を計上できるという解釈を示した⁽⁶⁾。

しかし、広義説では種々の名目上の引当金計上が可能になり、故意に利益を圧縮することも可能にし、まさに粉飾行為で、公正なる会計慣行に反することになり、秘密積立金計上につながる商法規定に違反する行為でもあった。それにもかかわらず、経済界は広義説を利用していろいろな「特定引当金」設定の既成事実を作ったのである⁽⁷⁾。広義説は引当金規定の「特定」の解釈をめぐり、商法第287条ノ2の引当金計上は、将来の支出または損失の生ずる原因及び損失を受ける対象が、ある程度特定しておれば良いとする主張であった。これは、本条の「特定」は、必ずしも厳格に解釈する必要はなく、「特定」を対象物としての損失発生の原因の特定とみることにより、引当金の範囲は、広く解釈できるとの立場であった。

これについては、1960(昭和35)年8月「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱についての民事局試案」では、法的債務の性質を有しない引当金を貸借対照表の負債の部へ記載できることとして広義説を推した見解を示していた⁽⁸⁾。広義説については、企業会計上債務性のみられない負債としては疑わしい修繕引当金を貸借対照表の負債の部に計上するとすれば、同様に支払い義務としての性格がみられない濁水準備金等の引当金も負債に計上することが認められるべきとして、損金経理により各種の引当金や準備金の設定を認められる制度の存続を求める実務からの要請もあった⁽⁹⁾。

また、1962(昭和37)年の商法改正に当たった法務省民事局の起草担当者の間には、「特定の支出又は損失」に備えての引当金を負債に計上するのであれば、修繕引当金等の法律上の債務でない負債性引当金でないもののみならず、濁水準備金等の負債性引当金以外の引当金、および利益留保性の引当金についても計上を認められるべきという広義説の主張もみられたと述べられた⁽¹⁰⁾。

なお、改正商法施行の1963(昭和38)年10月から翌年3月までの企業の決算書に現れた引当金は実に多種多様で、38種余のものほり⁽¹¹⁾、広義説が意図するところとは別に次第にエスカレートし、引当金の名を借りた操作で、利益圧縮を行うものも可能であったことから、意図的に利益増加を図る粉飾に対して、「逆粉飾」として利益の圧縮をして企業の適正な経営状態が損なわれる恐れもあり、広義説は解釈次第で引当金規定の本来の正しい使われ方からはかけ離れたものであるとの懸念もあった⁽¹²⁾。

また、広義説に利益留保性の引当金も含むものとする見方は、配当可能利益の不当な

減殺を意味し、ひいては期間損益計算の正確性を否定するものであるから、商法条文の適正な解釈と適用の観点及び公正な計算書類作成の必要性等から、本説は容認され難いといえた。また、この説の「特定」とは、支出または損失の生ずる原因及び損失を受ける対象がある程度、特定していることにより、その支出または損失がある程度特定しておれば良いとの主張である。要するに、同条の「特定」は、必ずしも厳格に解釈する必要はなく、ある程度具体性のある合理的なものであれば良く「特定」を対象物または損失発生の原因の特定とみることにより、引当金の範囲は、広く解釈できるものとみられるとの立場であった。

これについては、1960(昭和 35)年 8 月「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱について民事局試案」を公表し、法的債務の性質を有しない引当金を貸借対照表の負債の部へ記載できることとした。改正法がこのように規定したことについて、広義説を述べた上田明信氏は、「費用収益対応による損益計算上、負債性引当金の計上が必要なことと、企業が税法に従って引当金を計上していることから、特定の支出または損失に備えて引当金を負債として計上できることになる」と述べられている⁽¹³⁾。また、国税庁の小宮保氏は「商法上の引当金が民事局試案において極めて厳格に考えられていたのに、その後、税務官庁及び実務界の要望により規定上もかなり緩和された。……商法上の引当金は関係法令特に税法との調整のため技術的な手段たることが約束されていた面がある。」と述べられた⁽¹⁴⁾。

1960(昭和 35)年 12 月発表の税制調査会第一次答申は、民事局試案の引当金について「さきの商法改正要綱試案が強行規定として実施されれば、これに、はずれる税法上の準備金、引当金は、商法上は利益処分で行うが、税法面だけ損金処理する形にせざるをえないだろう。」と述べた⁽¹⁵⁾。商法学界での一般的な見解は、商法改正で引当金については第 287 条ノ 2 の「狭義説」が多数説であったが、法務省の担当者は概して広義説を積極的に主張して、学界と対立した構図もみられた⁽¹⁶⁾。狭義説に従えば、税法上の引当金(準備金)の計上が困難になることと、商法第 287 条ノ 2 は文言から「目的を貸借対照表に明示すれば、特定の支出又は損失に備えるためならば、いかなる引当金も無制限に設定でき、目的外使用も認めている第 2 項が第 1 項の規定のゆるさをさらにゆるめている」⁽¹⁷⁾と解釈できることが広義説を企業に浸透させたとみられた。

例えば、経済団体連合会の居林氏は企業の立場から、「商法第 287 条ノ 2 の引当金は、企業としては、税金調整的なものは勿論費用に対して『特定の支出又は損失に備えて』引き当てるものは、幅広くこの商法第 287 条ノ 2 の引当金と解しているので、かなり種々のものを計上する予定である。」⁽¹⁸⁾と述べられた。

また、1963(昭和 38)年 3 月に当時の法務省が制定した計算書類規則に、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金は引当金の部に記載されることになった(同規則 32 条)ことについて、上記の上田氏は「商法上の引当金は計上が任意であり、計上が強制されている債務とは異なり、擬制的債務であるから、債務とは区別するために新たに引当金の部を

設けて記載することとした」⁽¹⁹⁾と解説された。会計上の負債性引当金は債務か否かではなく、費用計上により設定できるかが問題点となったといえた。

他方、商法第 287 条ノ 2 及び計算書類規則第 32 条によれば、引当金は法的債務ではないものということになる。したがって、会計上の負債性引当金であって、しかも商法第 287 条ノ 2 の引当金である引当金も費用性引当金であって、しかも法的債務性みられない引当金といえる。将来の支払いが、当事業年度に費用として計上される根拠があり、しかも支払い義務が伴うのが引当金であることから、支払義務の相手方が存在しない引当金は少なく、強いて挙げれば修繕引当金などとされる。つまり、商法第 287 条ノ 2 の引当金の規定を狭義説に従って解釈すると、計算書類規則第 32 条によって引当金の部に記載されるのは、商法上の引当金は債務性のみみられない修繕引当金以外は殆どないといえる。狭義説に従うと同第 33 条の例外規定を除き、商法第 287 条ノ 2 及び計算書類規則第 32 条は、修繕引当金(特別修繕引当金)のためにあるともいえる。同第 32 条規定は、負債性のみみられない引当金の計上は注記によることとするが、ただし負債の部に計上のときはこの限りでないとして、負債の部計上を認めている。

1963(昭和 38) 年の修正企業会計原則は、引当金を広く解釈する規定とはみられず、財務諸表規則及び同取扱要領も、広く解釈することとはみられなかった。しかし、企業や実務では商法の規定を広く解釈して、実質的には利益留保性の引当金を計上させ、記載場所を特定として区分して表示できるとしたが、財務諸表規則(46 条、52 条)から読み取れたことで、結果的には引当金を広く解釈することになったといえた。同年の国税庁の発表にも、商法に違反しなければ商法上の引当金を利用できるとの通達を出し、商法第 287 条ノ 2 の引当金の規定につき拡大解釈を示したことになったといえる。

また、日本公認会計士協会は、1963(昭和 38) 年 10 月期の決算会社で上場している 116 社の調査の結果を翌年 3 月に発表し、その中で「商法上は、将来の特定の支出又は損失に備えるためのものであれば、その負担が当該事業年度に属するかどうかはあえて問わないのであるから、会計学上引当金とすることを認められていない留保性引当金も引当金とすることができる」と述べて、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金について広い解釈を示した⁽²⁰⁾。

同時に、1964(昭和 39) 年 3 月経済団体連合会の経理懇談会は、引当金について「商法第 287 条 2 の引当金は、『特定ノ支出又ハ損失』の発生について発生の蓋然性がある場合は広く計上できると解釈し、価格変動準備金、特別修繕引当金、湯水準備金等々税法で認められているものは勿論、その他支出目的が明らかで計画性を持つものであれば計上できると解釈する。」⁽²¹⁾と述べた。経団連の居林次男氏は「負債性引当金の他に企業として将来見込まれる金額を計画的に見積もり、株主総会の認める限り、資本と負債との中間的性格のものまでを含めて良いと解釈して、今後手厚く内部留保を行う意向である。」⁽²²⁾と解説された。

1967(昭和 42) 年改正租税特別措置法は、価格変動準備金当を利益処分により計上す

る方式が認められたが、当時の大蔵省は 1968(昭和 43) 年 1 月に「新通達」(租税特別措置法上の諸準備金の監査証明上の取扱いについて)の第 6 項の括弧書きの規定(費用又は損失として計上しないで利益剰余金処分により処理した場合においても、税法上損金に算入することが認められたものを除く。)は適用しないことができるものとし、税法上の引当金・準備金の計上が、公正妥当な会計基準に従っているものとして意見を記載できる旨を規定した第 6 項が引続いて適用されることとなった。これは、引当金・準備金の計上が公正妥当な会計基準に従っているものであれば、費用または損失として計上が認められるとした規定であるといえた。

日本会計研究学会の 1969(昭和 44) 年度税務会計特別委員会は、「税法上の引当金・準備金等に関する研究」を公表し、その中で商法上の引当金について「その設定について特定の支出又は損失にかかわるものであって株主総会の承認があれば足りるという意味で負債性引当金より広い」と述べ広義説を認めた⁽²³⁾。商法学者の一部は、商法第 287 条ノ 2 の解釈について狭義説を主張し、商法上の諸規定や財務諸表取扱要項等に基づいて、会計上の引当金を負債性引当金に限定して解釈してきたにもかかわらず、1962 年(昭和 37) 年の商法改正以来、商法第 287 条ノ 2 の規定が広く解釈されるようになり、実質的には利益留保性の引当金が計上可能になった。この結果、会計原則上は適性とはいえないけれども、商法上は違法ではないが引当金の期間配分の規定、または収益費用対応の原則性に反するとみられる引当金が存在することは、部分的にせよ不適正とされたものが含まれたことは否定できないといえた。

(2) 狭義説

狭義説では、商法第 287 条ノ 2 は、債務性のない負債性引当金(条件付債務にかかわるものを除く)に限定し、一部、債務性のみられないもので、企業会計原則注解 18 に計上されている引当金は認められることとする。例えば修繕引当金等は、原則として、負債性引当金以外の引当金は認められないとされるが、同条文規定は債務性のみられない負債性引当金の計上を適法とし、適正な会計慣行に応ずるための立場から肯定し、利益留保性引当金の計上は認められないとするものであった。1962(昭和 37) 年の商法第 287 条ノ 2 の改正で、はじめて「引当金」規定として明文で表示したが、同規定の解釈につき、狭義説は商法上の引当金は会計上の負債性引当金を、広義説より狭いと解釈する説である。そして、これは商法学者の通説⁽²⁴⁾であるとされた。

商法学者の久保欣哉教授は、「解釈は株式会社会計法の構造中で引当金、特に負債性引当金の果たす機能に着目し、また計算書類の公示性の観点も合わせて考慮すべきである。株式会社会計法の現状で期間損益計算を保証する方向に展開し、解釈論として損益法を貫くのが正当であるから、……引当金もこの観点より考察すれば足りると信ずる。引当金が、評価性たると負債性たるとを問わず、費用の見積り計上ないし繰越計上によ

る期間損益計算の機能を有するものに限定されるのが正当である。昭和 37 年の商法改正の主要な点は、引当金規定新設の他、資産評価における原価主義の採用と繰延資産枠の拡大があげられるが、改正は『……従来の不十分にしかつ古い財産法的思考にのっとり構造を改めて、近時の公正妥当な会計慣行に適合するよう補充し、商法と財務諸表規則との乖離を解消せしめ、損益法にのっとり期間損益計算に路を開くこと……』という趣旨のもとで行われた。故に、商法の引当金規定は損益計算思考に基づいて解釈すべきであって、狭義説が支持されるべきである⁽²⁵⁾と述べ、期間損益計算の損益法の思考に基づき、費用の見積りの引当金は認められるとして狭義説を採用すべきとされた。

さらに、同教授は改正法の引当金概念は旧注解 18 の要件を維持すべきとして、引当金の範囲を広げることに反対された。その理由の一つに、公害、薬害、製造物責任等の損害賠償について責任を有する企業は引当金経理により縮減された利益は開示し、企業は縮減されなかった可処分利益の積立て、自らの責任において、企業の社会的責任を果たすべきと主張され、さらに、旧注解 18 ですら、原因の期間帰属、発生の実確性に困難さがある。このような難問を解決しないで、引当金設定要件を発生確実な偶発損失まで変更拡大すべきでないとしている。引当金の拡大より、偶発性経理の原因の期間帰属、発生の実確性に関する判断をするには、公正な会計慣行の確立が先決であると主張され、引当金の拡大に反論された⁽²⁶⁾。

法律解釈の専門家ではない企業関係者や実務担当者も解釈論を展開して多くの会計関係者が広義説に加担し、少数派は引当金の無計画な利用の恐れから、健全な企業の運営に支障をきたすとして、狭義説に同調すべきと反論した。

このように両説が並立するなか、大阪地方裁判所（1978(昭和 53) 年 5 月 10 日判決）は、「商法の解釈には、それ自体のルールがあるから、このルールに従わなければならないのであって……、商法の規定は発生が確定的で確実に予測しうるもののみが設定すべき引当金の範囲として限定されるべきである。」として、引当金は限定的に捉えるべきとして狭義説をとる立場の判決をし、商法第 287 条ノ 2 の解釈論としての展開では、裁判という場でのものとしては異例とも言える判断をした⁽²⁷⁾。

しかし、著名な会計学者である伊藤邦雄氏は、上述の久保欣也教授の進言を引用され、「引当金の解釈は期間損益計算を保証する方向に展開し、損益法を貫くのが正当であるから、引当金にいささかも利益留保性のものの混入は認められず、引当金が評価性でも負債性であっても、それが費用の見積もり計上ないし見越計上による期間損益計算の保証の役割を担うべきものに限定されるのが妥当であろう。」⁽²⁸⁾と述べられた。すなわち、当学者は、引当金計上に欠かせないものに、期間損益計算の思考を採用し、商法の解釈に当たっては「公正なる会計慣行」に従って解釈すべきというのであった。同時に条文の解釈については、みだりに理論性のみられないものまで解釈の幅を広げるのは適正さを欠き、また、公正な会計慣行を斟酌して、利益操作の排除を行い、より適正かつ正確な引当金計上を認識するには狭義説が適正であるとされた。この引当金計上について、

見越計上による引当金の費用配分の原則との見解は、引当金における最も重要な基本的視点であるとされた。

狭義説は「特定」の意義を限定的に解し、支出または損失発生の確実性が大で、その発生を確実に予測できるもののみ設定すべきで、引当金の範囲が限定されると主張してきたが、これは肯定される解釈ではある。引当金計上の要件を規制し、支出または損失発生の確実性がみられることを条件にし、期間損益計算の理念を基底に「公正なる会計慣行に従って解釈すべき」としたことは、必ずしも、条件付債務に限定するのではなく、期間損益計算のもと、「公正なる会計慣行」によるものであれば認められるといえた。

他方、広義説は「恣意性」の計上がみられる要素が入り込むことなどから、期間配分の原則の適用を欠き、また、適正な表示に離反する恐れがあるといえるが、狭義説の方は、商法の引当金規定の解釈を厳正な規制として、会計上の処理規程に適正に適合すべきとの立場から、狭義説の立場を肯定するものである。

1962(昭和 37) 年商法改正の「特定ノ支出又ハ損失」の規定の解釈をめぐり、狭義説と広義説の二説が対立したとき、会計実務では租税特別措置法の準備金をはじめ多様な引当金が設定された。両説では、最も論争となったのが、引当金のなかに多くの利益留保性のものが混在していたことで、引当金経理が混乱に陥った原因は、商法の引当金規定の不明確さと、規定適用の不透明さがみられたために広義説に成立の余地を与えることとなり、根源的には引当金に対する理論的な解明が不十分で、実務的基準が確立されていなかったことも一つの原因であるといえた。

しかし、特別法（事業法等）の準備金は利益処分性であるが、租税特別措置法の諸準備金は損金算入の義務と税対策の根幹からくるものであるから、狭義説については意見の分かれるところではあるが、筆者は国家財政基盤の使命から思考すれば、企業の恒常的な運営を目的とする限りにおいては、同説に賛同するものである。狭義説では、商法上の引当金は商法第 287 条ノ 2 の規定の一部に限定され、会計上の負債性引当金よりも狭いと解釈する説であって、商法学者連の通説であるとされた⁽²⁹⁾。そして、法律解釈の専門家ではない会計学者が解釈論を展開して多くの会計関係者が広義説に荷担し、少数が狭義説に加わった。

この広義説は、当時の商法改正の起草当局の法務省民事局参事官である上田明信氏及び味村治氏によってすすめられ、当時の当該起草当局者が採用した。狭義説の立場は、「特定」の意義を支出または損失発生の確率が大で、かつその発生を確実に予測できるものに限定して設定されるべきとし、引当金の範囲は限定的であると主張した。この立場においては、引当金は企業会計上の「負債性引当金」から条件付債務の負債たる引当金を除外したものが該当すると説明し、上記例の価格変動準備金等は租税特別措置法の利益処分性とみられる引当金に該当するので、引当金にはあたらないとされた。

狭義説は、引当金計上の要件を規制し、支出または損失発生の確実性が大であることを条件にしているので、引当金は期間損益計算の理念や収益費用対応関係がみられるべ

きことを基底に見据えて「公正なる会計慣行に従って解釈すべき」とされるもので、期間損益計算や公正なる会計慣行の思考とは相容れない広義説は、「恣意性」の計上が見られることなどから、狭義説は広義説と比較したとき、引当金は商法の解釈の規制からのみに該当する会計上の処理規程と考えられるといえる。

(3) 「広義説」と「狭義説」についての総括

① 多数派と少数派

1962(昭和 37)年の商法第 287 条ノ 2 規定解釈について、広義説と狭義説とがみられ、広義説が、当時の改正商法の起草当局側によって唱えられたものであり、狭義説は主として商法学者によって唱えられたものである。同規定について、多くの会計学者が解釈論を展開して、その殆どが広義説に加担し、少数が狭義説に加わった。この広義説を支持した会計学者は、おおよそ次のような解釈であった。

商法第 287 条ノ 2 の「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ……」という表現について、多数派は「……それは企業会計原則において『特定の支出』に備えての引当金が認められてきた従来の考え方との対比において、そこに新たに『特定の損失』に備えての引当金もまた、商法上の引当金として適法に認められるものになった……」⁽³⁰⁾と述べ、「商法における引当金に、特定の損失に備えての引当金を認めるものであるから、会計上の負債性引当金より広い範囲の引当金を含んでいる……」⁽³¹⁾と説明した。

これに対して、阪本安一氏による狭義説は、次のように説明している。

「商法第 287 条ノ 2 規定を解釈するときは、将来予想される損失に備えるために引当金を設けることができるように解釈される。……しかしながら、期間損益計算を目的とする企業会計の立場からすれば、この種の引当金は、その名称は引当金であったが、実質的には損失補てんのための引当金である。これが、名実ともに負債性引当金であるためには、明らかに当期の収益に負担させるべき費用として認識されるものでなければならない。……広く将来の予想損失に備える準備金を引当金の区分に記載するものとすれば、それは期間損益計算の範囲を逸脱し、貸借対照表の表示する損益の内容が、まったく作成者の恣意によって定まることになるであろう。しかしながら、商法の意図するところは、このような期間損益の恣意的な算定ではない筈である。少なくとも貸借対照表の負債の部に計上される引当金は、企業計算上の負債性引当金に限定するのが、商法の立法趣旨に適合するものと考えられる」⁽³²⁾と。

また、損失は「特定の損失」ではなく、将来発生の損失の補てんのためであるとして、引当金計上の対策を期間損益計算の範囲上のものを引当金に計上すべきとして、狭義説に加担した。

広義説と狭義説につき、上記にも記述したが、久保欣哉教授は「……従来の不十分にして、かつ古い財産法的思考にのっとりた規定の構造を改めて、近時の公正妥当な会計

慣行に適合するよう修正補充し、商法と財務諸表規則との乖離を解消せしめ、損益法にのっとった期間損益計算に途を開くこと」⁽³³⁾という趣旨のもとで行われるべきであるとされた。それ故に、商法の引当金規定は、損益計算思考に基づいて解釈すべきであって、狭義説が支持されるべきであるというのである。

商法学者が、多く支持し、会計学者の少数派が支持した狭義説は経済界では、あまり歓迎されなかった。広義説が多く認められるように経済界はいろいろの名目で、いわゆる「特定引当金」を合法的に設定することができ、利益を圧縮する経理操作が可能になるわけで、利益蓄積のためには、広義説に加担したかったものであろう。起草当局者による広義説は、数のうえでは僅かでも、会計学者の多くが支持したことは、多分に経済界や関連企業側にとっては、このうえない力になったとみられた。

経済団体連合会(経団連)は、経理懇談会において、1964(昭和39)年3月16日付で「経理方針」を公表し、広義説を採ることを公にした。経団連関係に関与された居林次男氏は、次のように述べている。

「商法第287条ノ2の引当金の解釈も広狭二義あり実務的に迷うところである。経団連の方針としては、特定の支出又は損失の発生に概念性があり、その目的に明らかに計画性があれば、広く計上できると解釈した……。会計学上からみれば、当期の費用に課すことが妥当でなければならないが、実務上はこの要件まで商法は要求していないと解釈している」⁽³⁴⁾。

すなわち、経団連としては、広義説の援護は、種々の目的の引当金の計上がみられるが、いわゆる「特定引当金」を設けることで可能となる点で、経済界は賛同したと考えられた。

広義説によるとすれば、「特定引当金」の設定により、意識的かつ故意に利益を圧縮することができるであろうが、これはまさに逆粉飾行為で、公正なる会計慣行に反することは勿論のこと、秘密の積立金を禁止した商法規定に触れる行為であるといえた。それにもかかわらず、経済界は広義説を利用して、種々の引当金の計上が可能な「特定引当金」の設定という既成事実を作り上げてしまった。

そして、広義説を利用した経済界の特定引当金の設定という事実を受けて、1974(昭和49)年に企業会計原則の修正において、注解14の新設と注解18の改定を行った。この注解14は、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、……負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する」と規定し、新规定である注解18も「……負債性引当金として計上し、特定引当金と区分しなければならない」とした。

すなわち、企業会計は広義説を受け入れて、企業会計原則を修正し、そこに負債性引当金以外の引当金、つまり、特定引当金の区分に収容することも可能となるような「会計上の引当金以外の引当金」を導入してしまったのである。「会計上の引当金以外の引当金」の導入などというものは、まさに公正なる会計慣行に反する何ものでもないとい

えた。

このように多くの会計学者が広義説を擁護し、それに加えて経済界に「特定引当金」設定の口実を与え、企業会計原則の中に「会計上の引当金意外の引当金」を採り入れさせ、多数の会計学者は公正なる会計慣行を混乱させたといえた。一方、狭義説支持の少数派の広がりが見られなかったのは、企業会計の条件付債務の引当金に限られたことや、債務性のみられない引当金は、修繕引当金等の期間損益計算上から適応がみられないことなど、利用面や実用性からの疎遠さがみられたことも指摘された。ただ、広義説への加担は、「特定引当金」というものが公正なる会計慣行からは、決して受け入れられないものであることを承知しながら、広義説に加担し、経済界に迎合して、公正な引当金会計慣行に反した行為であったといえる。

② 企業会計原則依存と独自性

1982(昭和 57) 年、企業会計原則の注解 18 が改訂されて、引当金についての規定が明らかになると、企業会計原則上の規定に依存する人々は、その規定を利用して、「引当金」は、次の要件を満たすものであると説明した⁽³⁵⁾。

- ①将来の特定の費用又は損失であること
- ②その発生が当期以前の事象に起因すること
- ③その発生の可能性が高いこと
- ④その金額を合理的に見積もることができること

企業会計原則に依存する論者は、修正前と修正後の企業会計原則では規定条件が異なった設定要件を示している。その中で、修正後は「引当金」概念は拡大し、特に、(イ)損失に対するもの、(ロ)発生の可能性の高いもの、等が含まれると説明している。また、同時に修正前には「負債性引当金は、偶発損失については計上できない」との条文の文言を借りて説明したが⁽³⁶⁾、修正後は、改正の注解 18 の文言を借りて、「発生の可能性の低い、偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することができない」との規定を解釈して、「発生の可能性の高い」偶発費用または損失については計上することができるようになったと説明した⁽³⁷⁾。

この企業会計原則に依存する論者は、企業会計原則が修正されると、それまでの自説を変えて、修正前までは「引当金」を計上できないとしていた偶発損失(費用)について、修正後は「引当金」として計上できるという正反対の説明がみられたのである。しかし、会計理論は、法規定が修正になるとそれに合わせて理論を変えたり、修正したりするものではない。例えば、企業会計原則が修正されると、それに合わせて会計概念を修正したり、前の自説を否定したりするがごときは、規定の基本的概念を変えるようなものといえる。例として、偶発損失(費用)につき、修正前に引当金を計上できないとしたならば、たとえ企業会計原則が修正になっても、「修正後は、今から引当金は計上できるようになった」などと説明しても納得が得られない。特に、最も重要な会計の原理・原則

を論理的に主張されたところを安易に変節することは、「主張はあっても、信頼ある原則論の信念の棄損のそしり」を免れえない。不安定な主張は、原則的な理論の逸脱そのものであるからである。

言うまでもなく、このような行為は、企業会計原則に依存して会計理論を構築した人々が、自分自身の会計理論を企業会計原則の修正に合わせて全面否定したことと同じである。しかも、修正前まで「引当金」を設定できないとしてきた偶発損失(費用)が、修正後は、なぜ引当金を設定できるとしたのかについては十分な説明がみられない。企業会計原則に依存する人々には、企業会計原則が改正になると、それに合わせて、それまでの意見を転換し、修正後は「引当金の概念は拡大し、「偶発損失(費用)についても引当金は計上できることになった」というように、容易に前説を変えるようなことがみられることである。

修正前の注解 16 に、「引当金には、評価性に属するものと負債的性質をもつものとの区別がある……」と規定していたが、修正後の解釈指針は、「負債性引当金と評価性引当金(例、貸倒引当金)は、……その会計的性格は同一と考えられる。このため、企業会計原則上、両者を引当金として一本化する……」と規定されたことから、企業会計原則に依存する人々は、今回の修正に合わせて「引当金」は種類分けを重視しなかったことか、一本化することによって理解できるようになったと説明していた⁽³⁸⁾。

しかし、そのような意見でも、修正前の企業会計原則のときは、「引当金」は評価性引当金と負債性引当金とに分類し、評価性引当金については「引当金」でないとして、もっぱら負債性引当金の設定要件のみを対象とし、「……仮に両者を含めたら引当金の定義は、抽象的にならざるをえない⁽³⁹⁾」として、評価性引当金を「引当金」のうちから排除しようとした。企業会計原則に依存する人々は、同原則が修正になると、簡単に自説を転換し、以前説を否定したりしたが、修正に合わせて簡単に転換できたり、否定したりすることは、引当金の基本的視点から逸脱したもので、会計理論への不信感の醸成の以外の何ものでもないといえる。

企業会計原則に依存する論者は、企業会計原則が修正されると、それに追従して、同規定に「発生の可能性が高く」となっていたことから、「引当金」の概念は拡大したと説明した⁽⁴⁰⁾。これらの人々は、企業会計原則・損益計算書原則 1 A 「すべての費用……は、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない……」の文言を説明する際、このことは費用を発生主義によって認識すべきことを指したものであると説明し⁽⁴¹⁾、それにもかかわらず「引当金」については、「発生の可能性が高い」費用を問題にした。一方で、費用は発生主義によって認識すると説明しておいて、「引当金」の話になると「発生の可能性が高い」という未発生費用を問題にすることが、「引当金」の概念の拡大には結びつけることはできないとしたが、このことは引当金の重要な条件の一つで、決して引当金の範囲の拡大の問題ではないからである⁽⁴²⁾。

このように、発生主義は既発生費用も認識するが、また注解 18 の引当金が未発生

費用に対しても設定されるのは、広義の発生主義によると説明がなされるかもしれない。しかし、未発生費用を認識することは、たとえ広義のものであるとしても、発生主義による費用の認識ということにはならないはずである。それは、収益を認識するに当たって、実現主義を採用する場合を考えれば明らかである。例えば、実現主義は既実現収益のほかに、未実現収益も認識する方法であるとか、あるいは、広義の実現主義というのは、未実現収益も認識する方法であると説明したとすれば、収益は分配の可能性ということを考慮して、収益について 実現主義が採用されているという会計理論の基本的説明とは矛盾していることになる。

引当金に関しては、1974(昭和 49) 年の企業会計原則に「負債性引当金」の規定が盛り込まれてから、企業会計原則に依存した会計理論が展開される傾向が強くなった。

企業会計原則に依存した会計理論が全盛を極めるに至っては、真に「引当金」の真意を問うような理論会計がみられなくなったといえる。修正のたびに、自説を転換したり、否定したりする会計理論よりも、基本理念を堅持し、独自性、合理性それに一貫性という信念で対処がなければならないといえる。

(4) 企業会計原則上と会計上の引当金の概念についての提言

一般に、引当金は、企業会計原則規定を中心に設定が行われ、それを商法が規制する形での処理規程とされていた。しかし、商法上の引当金と会計上の引当金規定からは、解釈に、多くの隔たりがみられた。企業会計原則の注解 18 は、「引当金の計上要件」を掲げてはいるものの、その内容は、「債務性のみられるもの」と「債務性のみられないもの」を同時に掲示して引当金と認識されている。そもそも、商法の理念は、債権者の保護、債務者への責任と説明の自覚での取組みによる顕在化への布石であると考えますが、そのための明確に解釈できる引当金規定がみられず、さらに、会計上にも具体性のみられる明示がみられず、十分な理解が読み取れない。そこで、引当金に関して「商法」が明確に解釈できるような規定が採り入れられるならば、会計上の基本基準たる企業会計原則規定は、商法上の引当金規定と一体のものとして理解できるといえると考えられる。

繰り返しになるが、商法上の引当金について、1962(昭和 37) 年の商法第 287 条ノ 2 の改正の際、引当金の解釈につき、同規定の「特定」の解釈から、会計の中に「特定引当金」というものを持ち込み、当該引当金に負債性のみられない留保性のも含め、引当金に計上できるという拡大解釈による広義説をとった。このことを受けて、「商法上の引当金」は、「会計上の負債性引当金」とは区別して説明されていた。1962(昭和 37) 年以降の会計学の文献はどういう点で異なるかを、中村忠教授は、次のような相違として説明された。

すなわち、「商法上の引当金は、債務性のみられない引当金と利益留保性のものを含

む点においては会計上の引当金より広く解釈できる。一方、会計上の負債性引当金は、条件付債務性の引当金と債務性のみられない引当金を含む点において商法上の引当金と相違した⁽⁴³⁾とされている。

しかし、1981(昭和 56) 年商法の改定で、上記でも述べたが利益留保性のものが排除され、これにより債務性のみられない引当金を含む点において両者は一致したといえた。故に、「商法上の引当金」は条件付債務性の引当金を含まない点において、「会計上の負債性引当金」より狭いとされ、遡って、1962(昭和 37) 年改正では、広義説が解釈論として正しいとすれば、商法上の引当金概念は留保性のものを含む点で、留保性のものを含む点とする「会計上の負債性引当金」の概念と異なっていた。

1981(昭和 56) 年商法においても、「商法上の引当金」は、条件付債務となる引当金を含まない点においては、「会計上の引当金」より狭いと言われていた。なぜ、「商法上の引当金」に条件付債務となる引当金が含まれないのかについては、条件付債務になる引当金は引当金としての性質を問う前に法律上の債務であるからであり、引当金であるかどうかどうも問うまでもなく、「負債性」として取り扱えることができるかどうかであると説明されている⁽⁴⁴⁾。

しかし、こうした説明は、引当金は既に発生した事象を将来発生予測の費用または損失と認識して、発生に備えて見積もり計上すべきことから、引当金を負債として判断するのは、引当金の基本的視点の趣旨を無視したものと見える。また、引当金は、すでに述べたように、発生主義会計の時代になってから認識された概念であり、債権・債務確定主義会計の時代に生まれた債務より遅れて成立した概念であるから、負債性の概念よりも引当金の基本的視点からの解釈で捉えられるべきであるといえる。このことから、「会計上の引当金」のうち条件付債務のみられない引当金は、負債に該当する引当金であるかどうか問われる。この点に関して、商法が必然的に斟酌することになる適正な引当金の解釈では法的債務性があるか否かより、むしろ会計で準拠すべき「引当金」としての適正さが認められるべきかが重要視されるべきといえる。

商法計算書類規則は、引当金の法的債務の有無を意識した表示方法を指示し、条件付債務に該当する引当金について、流動負債の部または固定負債の部に記載すべきことを規定した。一方、商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金(法的債務性のみられない引当金)は、負債の部に引当金の部を設けて記載するか、あるいは、流動負債または固定負債に記載する場合は、法的債務のある引当金とは区別して計上すべきことを規定している(商法計算規則第 25 条、第 33 条 1 項および 3 項)。これは商法第 287 条ノ 2 規定の引当金では、商法規定は引当金を「其ノ目的ヲ明ラカニ スルコト……」を要求しているが、法的債務性のみられないものは、固定負債の次に「区分」を設けて記載することを要求している。一方、計算書類規則は「法的債務の有無」で区分しようとすることから、両規定とも同様に引当金を法的債務の有無によって区別されることから、双方の規定につき解釈では計上面での差異は殆どみられないといえる。

会計上、引当金が問題となるのは、それが発生主義会計における費用・損失の予見による計上であるかどうかである。引当金に法的債務性があるかどうかは、ここでは、まったく関係のないことである。引当金が期間損益計算の具現化のために採り入れられたことに意味があり、「商法」に採り入れたのであれば、「引当金」としては両者を、一体のものとして取り扱うことが望ましい。

「引当金」という概念を商法が会計から借用するとき、引当金の中から条件付債務のあるものを「負債性」として採り上げ、そうでないものは「商法上の引当金」とするようになり、「会計上の引当金」のなかの一部だけを、商法上の引当金として採用するような取込みをして、両者をあえて、相違させるような解釈をすべきではないと考える。もともと、商法の理念は、債権者の擁護、債務者の責任への自覚と取組みであり、それはまた、債権・債務の顕在化への布石であるといえる。そのことは、商法上の理念を具体的に表示するのであれば会計上の引当金の理念と同質性と解されるような規定上の改定がみられるべきといえる。

つまり、引当金が商法に採り入れられ、引当金の計上が確定的に認識されるならば、会計の基本的基準である企業会計原則の規定は、商法の規定と一体のものとして取り扱われることが望ましいといえる。

商法規定は制度上遵守すべき法規であり、企業会計原則注解は一般的な準拠すべき基準であることから、「債務性の有無」によってちがう解釈がみられることは混乱の一因となる。引当金は元来、会計固有の概念といえるので、商法がこの概念を借りる場合、借りてきた引当金という概念を「商法」側の都合だけで、一方の会計上は負債計上による債務として取り扱い、商法上は「商法上の引当金」とするようになり、借りてきた手法を勝手に改変することは、商法という法規を自由に解釈して置き換えられるようなことになり、商法の基本的理念をないがしろにするようなもので、会計上の引当金の名を借りて、引当金は債務性のみられないものとして認められたということである。そのため、引当金は、商法第 287 条ノ 2 の引当金規定の解釈からも、引当金を会計上のものとを区別するのでなく、商法上の引当金と会計上の引当金という二つの規定の解釈を「債務性」の有無での解釈でないような手立てが必要といえるのではと考える。

1962(昭和 37) 年改正商法第 287 条ノ 2 の引当金規定は、「……引当金ヲ貸借対照表ノ 負債ノ部ニ計上スルトキハ……」と規定し、また、同 2 項で「……引当金ヲ目的外ニ使用スルトキハ……」の、この文言について引当金の計上は任意性があるとしていたときは、商法は条件付債務なるものと、条件付債務でないものとの区別を強いられたかもしれない。しかし、1981(昭和 56) 年改正の商法が、「……相当トスル額ニ限り、之ヲ貸借対照表ノ 負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定してからは、負債の部に商法上の引当金を計上されるとしたことから、引当金は強制されうるものと言われた⁽⁴⁵⁾。

引当金の基本原則の期間損益計算の適用化と費用配分の原則という点から引当金を受け入れたのであれば、「商法上の引当金」は、「会計上の引当金」とは同質であるといえる

のではと考えられた。同時に、1981(昭和 56) 年商法改正の翌年、企業会計原則注解 18 が改正され、改正商法に一致させようとして、具体的な条件を掲げて利益留保性の引当金計上に歯止めをかけたが、掲示項目に修繕引当金など債務性のみられないものがみられ、商法上のものを取り込んで、債務性のみられないもので、両規定の解釈は一致したが、債務性ある引当金については、依然、不一致がみられ、これらの調整が問われた。

そこで、既に記述したように、引当金の理解を広く容易にし、かつ実務上も直截的に採り入ることが理解できるようにするために、会計上の処理や商法上との解釈の「差異」を避けるため、企業会計原則を明確に「商法上の引当金規定は、条件付債務とそれに条件付債務性のみられないものも同時に負債性とし、また、利益留保性のものは認められない」と企業会計原則注解 18 に追筆することを提言したい。また同時に、商法規定についても、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ……貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトスル」と商法第 287 条ノ 3 として改め、利益留保性のものは排除されるように改正して、条件付債務性の引当金も容認するような規定に改正する提言したい。そうすれば、商法と企業会計原則の両規定に、歩み寄りによる路が見い出せたのではないかと考えるものである。

(注)

- (1) 細田末吉『引当金の経理実務』（日本経済新聞社、1983 年）、55 頁。
- (2) 同上、56 頁。
- (3) 平井克彦「引当金会計論における多数説と少数説」『明治大学社会学紀要』第 29 卷 2 号、491 頁。
- (4) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』（日本経済新聞社、2012 年）、405 頁。

以下は、広義説を支持する代表的な論者である。小宮 保「改正商法と税法との調整について」『企業会計』第 20 卷 7 号、49 頁、上田明信『改正会社法と計算規定』（商事法務研究会、1963 年）、99 頁、田中秀夫「引当金の理論と政策」『企業会計』第 22 卷 7 号 54 頁。
- (5) 上田明信「株式会社の計算の内容に関する商法改正要項試案解説」『商事法務研究』第 190 号 99 頁、100 頁。
- (6) 内川菊義『引当金会計論』（森山書店、1985 年）、57 頁。

発表の経済団体連合会資料は「新商法 適用下の企業の経理方針(1964 年 3 月)第 2 章」で広義説を展開した。
- (7) 同上、59 頁。
- (8) 竹下昌三「商法第 287 条ノ 2 の引当金」『岡山大学経済雑誌』第 14 卷 3 号 83 頁。

1960 年 8 月法制審議会商法部会は「株式会社の計算内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案」を公表し、第九負債たる引当金「債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を負債として計上すること」として公表した。

- (9) 上田明信『改正会社法と計算規則』（商事法務研究会、1964年）、100頁。
- (10) 内川、前掲注（6）、210-211頁。
- (11) 経団連調査（1963年10月期1964年3月期）決算諸表の引当金は次のとおりである。研究開発引当金、買換資産特定引当金、返品引当金、自家保険引当金、納税引当金、譲渡資産更新特別勘定、補償引当金、災害引当金、何周年記念事業引当金、設備合理化引当金、販売拡充引当金、容器調整引当金、陳腐化機械廃棄引当金、債権償却引当金、原燃料単価調整引当金、販売諸掛引当金、修繕引当金、月賦未実現利益引当金、除却損失引当金、探鉱引当金、探査補助金、棚卸資産市場価格変動引当金、景品券引当金、自由化対策引当金、社史編纂引当金、未収差益勘定、工場建設引当金、任意償却引当金、製品陳腐化引当金、利息引当金、住宅引当金、鉱床補償引当金、輸出振興引当金、煙原木価格調整引当金 等々。
- (12) 内川、前掲注（6）、2頁。
- (13) 上田、前掲注(9)、83頁。
- (14) 小宮 保「改正商法と税法との調整について」『企業会計』、1964年2月号、49頁。
- (15) 上田、前掲注(9)、99-100頁。
- (16) 小宮、前掲注(14)、49頁。
- (17) 税制調査会「当面実施すべき税制改正に関する答申及びの審議の内容と経過の説明」（1960年12月）、280頁。
- (18) 居林次男「改正商法下の企業の経理方針」『産業経理』1964年4月号、193頁。
- (19) 上田、前掲注(9)、99-100頁。
- (20) 日本会計研究学会税務会計特別委員会「税法と引当金・準備金等に関する研究会」（1967年）102頁。
- (21) 日本公認会計士協会『会計・鑑査資料』（同文館、1977年）、737頁。
- (22) 居林、前掲注(18)、195頁。
- (23) 日本会計研究学会税務会計特別委員会「税法と引当金・準備金等に関する研究会」（1967年）112頁。
- (24) 竹下、前掲注(8)、89頁。
- (25) 久保欣哉『新株式会社社会計法』（中央経済社、1964年）、13頁。
- (26) 久保欣哉「改正法の引当金概念」『民商法雑誌』第86巻2号、64頁。
- (27) 以下には、1978（昭和53）年大阪地方裁判所、狭義説の支持判決に関する論説が掲載されている。田中誠二「計算・公開試案についての問題点」『商事法務』第861号、13頁。伊藤、前掲注(4)、405頁。
- (28) 伊藤、前掲注（4）、405頁。
- (29) 狭義説につき、並木俊守教授は『引当金』について、学説上大きな争いがみられて、まだ定説がないと論じる者が少なくない。しかし、商法上の引当金は、極めて広い概念と解されている。しかし、商法学者の引当金の解釈はほとんど一致していて、……一般にいわれている引当金の法的解釈とは、全く逆である……。」（並木俊守「商法と法務省令における引当金の概念」『企業会

計』第16巻6号、82頁)とされ、商法学者の引当金の解釈は、ほぼ商法学者統一されていと述べられている(同、21頁)。

- (30) 山下勝治『財務諸表会計』(中央経済社、1974年)、195頁。
- (31) 高松和男「新商法下における引金の表示」『企業会計』第16巻8号、39頁。
- (32) 阪本安一「商法貸借対照表上の負債および資本」『企業会計』第16巻8号、82-83頁
- (33) 田中誠二・久保欣哉『新株式会計法』(中央経済社、1964年)、13頁。
- (34) 居林次男「10月決算を顧みて」『企業会計』第16巻4号、51頁。
- (35) 宇南山英夫『企業会計原則精解(改訂版)』(中央経済社、1977年)、194頁、中村 忠『新訂・現代会計学』(白桃書房、1982年)、119頁。
- (36) 例えば、次の論者である。中村、前掲注(59)、60頁、會田義雄『会計学』(税務経理協会、1981年)、156頁。
- (37) 中村 忠『新株式会社社会計の基礎』(白桃書房、1982年)、59頁、會田義雄『財務諸表論(全訂版)』(税務経理協会、1981年)、180頁
- (38) 中村 忠『財務会計論』(国元書房、1984年)163頁、宇南山、前掲注(35)、194頁、會田義雄、前掲注(39)、181頁。
- (39) 中村、前掲注(38)、78頁。
- (40) 中村、前掲注(38)、164頁、若杉明『現代制度会計論』(税務経理協会 1994年)、143頁、藤田友治「引当金の理論」『会計』第125巻3号、32頁。
- (41) 黒沢 清『精説企業会計原則』(中央経済社、1986年)、125頁、若杉 明『新財務諸表論』(ビジネス教育出版社、1980年)、82頁。
- (42) 番場嘉一郎「企業会計における最近の論点」『税務通信』第38巻14号、1-2頁、阪本安一「発主義会計と引当金の概念」『税務通信』第39巻3号3頁。
- (43) 中村 忠『現代会計学(全訂版)』白桃書房、1977年、122頁。
- (44) 商法上と会計上の引当金について、補足自己見解
企業会計上も商法上も、それぞれの違いは引当金規定上より違いがみられる。商法の引当金が「債務性のみられない引当金」とは、商法計算規則での解釈か、それとも商法第287条ノ2の規定の解釈かは定かではない。この確定的でない解釈論として商法上の引当金を決めたところもみられ、商法上のものを例外論的見解であることもみられた。計算書類規則第46条は、「商法上の引当金と認められるものは、固定資産の次に区分を設け記載できる。」として「負債の部」計上を認めた。このことから、企業会計上も商法上引当金を区分すべき理由はないといえる。即ち、両者、同じ負債の部計上であるとすると、全く異質な項目ではないと考えられるからである。引当金の計上要件を適正に満たせば、同じ引当金として取り扱うべきで、計上分別されても、何ら異質な対象のものとして捉えるべきではないのでは考える。
- (45) 平井克彦「引当金会計論(6)」『経営論集』第38巻2号、25頁。

第6章 引当金の見積り

(1) 引当金にかかる負債評価について

2005(平成17)年、商法に代わり「会社法」が施行された背景はグローバル化のともなう時代変革に対応すべき改革といえる。それは、それまでの商法規定は、実利面でもまた、国際化の流れの対処面でも限界があるとされた。会計上の計算関係書類作成のため会計処理の原則、手続きや表示方法など基本的事項を規定したが、その中に「引当金の計上基準」もみられた。そこで、引当金関係の内容や関連性のみられるところを調査して解明の一つとして取り上げた。

会社法は、会社計算規則を定め、同計算規則によると、重要視される「負債の評価」に関する独自の規定を設け、引当金は「債務額」によると規定上明示し(会社計算規則6条1項)、かつ、その計上については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」によることとしながら(会社法431条)、引当金については、「債務額」ではなく事業年度末における「時価」または「適正な価格」により評価することができる旨を定めている(会社法計算規則6条2項)。

国際会基準 IAS 第37号では、貨幣の時間価値の影響が重要な場合に、現在価値での割引が求められる。その時、使用される割引率には貨幣の時間価値以外に、その負債に特有のリスクを税引前で反映させることが定められているが、当該リスクが将来のキャッシュ・フロー見積もりの中で調整されている場合は、割引率に反映させない⁽¹⁾。会社法の「負債の測定」については、現在価値への割引と同時に、引当金認識時における負債の評価についても欠かせない項目である。わが国では、特には「測定」につき定めが見られないが、そこで、IAS 第37号基準から動向を探求し参考にと考えてみた。

上記、「適正な価格」の典型例としては、具体的には、退職給付引当金の設定に当たって、「退職給付債務の額」ではなく、それを一定の割引率で割引いた「現在価値」をもってすることができる。わが国の会計基準では、負債評価の割引について退職給付会計基準や資産除去債務会計基準で設定されているが、引当金の現在価値への割引に関しては包括的な定めは存在しない。わが国の企業会計原則の注解18で、引当金につき合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額のみが定められているが、この「合理的に見積もられた当期の負担に属する金額」に現在価値への割引が求められるかは明らかでない。

ただし、会計基準の資産除去債務会計基準では、見積もった割引前将来キャッシュ・フローの割引価値で資産除去債務を算定するとされている(資産除去債務会計基準、第6項(1))。その場合の割引率は無リスクのみを使用し(同、第6項(2))、割引前将来キャッシュ・フローに見積額から乖離するリスクを勘案するとされている(企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第3項)など、具体的な現在価

格の利用もみられる合理的な方法といえる。また、資産除去債務会計基準では、割引前の将来キャッシュ・フローが増加する場合、その時点の割引率を適用するが、当該キャッシュ・フローが減少する場合は、負債計上時の割引率を適用する(資産除去債務会計基準第11項)と規定している。

IAS第37号の測定につき、「期末日における現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積り」(IASB[1989年] par.36)であると規定する。「最善の見積りとは、期末日債務を決済し、第三者に債務を移転するために合理的に支払う金額」(IASB[1989年] par.37)をいう。「見積りは、同種取引の経験、独立した専門家の報告を参考に企業の経営者が判断(IASB[1989年] par.38)」としており、この最善の見積りを具体的にみると、次のとおりである⁽²⁾。

- (1) 測定対象項目について製品保証などのように母集団が大きい場合は、期待値による(IASB[1989年] par.39)。
- (2) 起こりうる結果が連続した範囲にあり、その範囲内の各点の発生確率が他のどの点とも同程度ある場合、その範囲内の中間点になる(IASB[1989年] par.39)。
- (3) 単一の債務の場合、もっとも起こりそうな結果は最善の見積りである。その他の起こりうる結果がほとんどの場合に最も起こりそうな結果より、高いかまたは低い場合、低い金額が最善の見積りである(IASB[1989年] par.40)。
- (4) 貨幣の時間価値の影響が重要な場合、債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値である(IASB[1989年] par.45)。

IAS第37号改訂プロジェクトの論議の中では、期末日において現在の債務の決済または第三者へ移転のために合理的に支払う金額を「現時点決済概念」(期待キャッシュ・フロー)による金額と呼んでいるが、将来において債務を消滅させるために要求することが見積もられる金額を「究極決済概念」による金額(最頻値など単一の金額)と呼んでいる(企業会計基準委員会「引当金に関する論点の整理」(2012年10月)、第61項、62項)。

ちなみに 究極決済概念と現時点決済概念による負債の認識を例示では、次のとおりである。

A社とY社がそれぞれ単一の負債を負っており、期末日現在の見積りでは、A社は70%の確率で金額1000の請求があり、40%の確率で請求がないと予想、Y社は90%の確率で金額1000の請求があり、10%の確率で請求がないと予想している。

- ・ 究極決済概念 → A社とY社も、1000の負債を認識
- ・ 現時点決済概念 → A社は70、Y社は90の負債を認識

IAS第37号の規定する「最善の見積り」は、最も起こりそうな結果、期待値、起こ

りうる結果の範囲内で起こった可能性が高い場合の金額を意味している。多くの人は、それを最も起こりそうな結果により、またはその結果よりさらに良い結果あるいは悪い結果が起こりうるなら、何らかの調整の可能性をもって個々の債務を測定することを認めると解釈するとされる。

また、IAS 第 37 号は負債の測定に含めるべきコストを明示していない。したがって、実務面では増加したコストのみを含めたり、すべての直接コストを含めたり、間接コストおよび増嵩コストを含めたりしている。このように企業実体による様々な測定の適用は、資本提供者等関係者の財務諸表を比較するのを困難にしているとみられた。そのため、同上、IAS 第 37 号の引当金は、各期末日に再検討し、現在の最善の見積もりを反映するよう修正しなければならないとする⁽³⁾。

しかし、各期末日に割引率を見直すかどうかは明確でなく、IAS 第 37 号改訂案では、IFRIC(国際財務報告解釈委員会)第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」の公表までは、IAS 第 37 号基準の測定規定を置いているが、いかなるケースで割引率を使用するかについては、算定基準が多種多様で、さらに論議が必要である。

(2) 会社計算規則の負債性引当金

近年、経済のグローバル化の急遽な進展に伴いディスクロージャー制度の定着環境も著しく変化している。2006(平成 18)年 2 月施行の会社計算規則は、このような変化に対応すべく会社関係の計算に関する事項につき定められた規定で、次のように規定した。

【負債性引当金に係る規定】

「次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む、以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む）」(会社計算規則 6 条 2 項 1 号)と規定し、次の内容が定められて、会社計算規則による引当金設定の要件としている。

- ① 「将来の費用又は損失の発生に備えるため」のものであること。
- ② 「将来の費用又は損失の発生に備える」という概念には「収益の控除」としても扱われること。
- ③ 合理的な見積可能なものであること。
- ④ 合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額であること。
- ⑤ 当該事業年度に帰属する費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金であること。
- ⑥ 上記⑤の引当金には、「株主に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金」を含むこと。

そこで、上記の同計算規定を踏まえ、2005(平成17)年7月施行された会社計算規則と現在の企業会計原則注解18規定における各引当金を比較、検討する形式で、下記表「企業会計原則注解18と会社計算規則各規定における引当金の比較」で示した。

この表からは、それぞれの特徴がみられる。(7)の「引当金の特徴」では、両者共同じである。(イ)の「引当金計上の要件」では、注解18の要件で、(a)「当期以前の事象に起因すると」の条件や、(b)「発生の可能性が高いこと」という条件、(c)「その金額

企業会計原則注解18と会社計算規則各規定における引当金の比較

	企業会計原則注解18の規定	会社計算規則(6条2項1号本文規定)
(7) 引当金の特徴	将来の特定の費用または損失であること	将来の費用または損失の発生に備えるためのものであること
(イ) 引当金の計上要件	その発生が、(a)当期以前の事象に起因し、(b)発生の可能性が高く、(c)その金額を合理的に見積もることができること	合理的に見積可能なものであること
(ウ) 計上期間の帰属	当期の負担に属する金額であること	合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額であること
(エ) 表示の場所	当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載されるものとする	当該事業年度に帰属する金額を費用または損失として、引当金に繰り入れることにより負債に計上すべき引当金は、流動負債および固定負債の項目に区分して記載すること(同規則第77条)

(出所)武田隆二『最新財務諸表論(第11版)』(中央経済社、2008年)、194頁より。

を合理的に見積もることができること」という条件が満たされるならば、引当金の計上必然に充足される要件である。したがって、会社計算規則においては、上記(a)と(b)の2つの条件がないのは、注解18の要件と同じような規定関係の理解があるとのうえで、(a)と(b)の条件は当然という前提でのことであると考えられる。(ウ)の「計上期間の帰属」については、当期負担にすべきことが明確であることを求めたもので、実質的差異はない。(エ)の「表示の場所」についても、両者規定の違いはあるものの実質的差異はない。

このようなことから、引当金について「注解18」と「会社計算規則」との間にあまり相違はない⁴⁾。これは、企業会計原則の基本規定が反映されているとみられ、会社法の本規定は、引当金については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法第431条)に委ねるとして、文言の差はみられるも旧商法の理念と同様であるといえる。

さらに、会社計算規則第 6 条 2 項に次の規定を置いている。

(a) 引当金は将来の費用または損失に対する引当金額であるが、ここで「費用又は損失」という概念の中には「収益の控除」としての引当額も入ることを明示した。具体的には「売上割戻引当金」がこれに該当するといえる。

(b) また、株主に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金が、当該事業年度に計上すべき引当金であると明示した。この例には、「株主優待券」に係る費用を引当金として計上できることも明示した。

会社計算規則第 6 条 2 項に関連して、「収益の控除」となる引当金の具体例として「売上割戻引当金」も挙げられ⁵⁾、さらに、引当金の一般規定として「時価」または「適正な価格」により評価することができる場合の具体例に「退職給付引当金」を挙げている。したがって、退職給付引当金の設定に当たっては、その債務額に代わり一定の割引率で割り引いた「現在価値」をもって評価計上することができることは、改めて説明の必要性はないであろう。具体的には、退職給付引当金の設定に当たっては、退職給付債務額ではなく、それを一定の割引率で割り引いた「現在価値」で評価することができるとしている。

しかし、引当金のうち返品調整引当金と退職給付引当金の 2 項目のみが規定上、独立した項目として取り扱われ表示されたのも、それぞれの独自性としての会計基準からのものといえるからであると考えられる。ただ、両引当金とも実務上は頻繁に使用されており、いずれも発生主義、費用収益対応の原則からは、引当金として適用要件には適合している。他方、会社計算規則に規定する「売上割戻引当金」は「収益控除性」として、決算時には確定額として「未払金」とすべきといえるが、予測で計上するときは期間損益計算の見地から引当金とすべきといえる。しかし、法人税法は、売上割戻引当金は「売上割戻未払金」(基本通達 2-5-1)として、引当金計上は認められていない。

会社計算規則は、返品調整引当金、退職給付引当金、工事損失引当金、貸倒引当金だけが規定上、独立の項目として扱われているが、これらは負債性引当金として当期の費用または損失として計上されるもので、企業会計原則注解 18 の引当金規定と同様に、引当金計上の条件に適合したものといえる。ただ、条件付債務としての製品保証引当金や賞与引当金など、もっと現実的な対処からの例示もみられるべきであったといえた。会社法における引当金規定は、実態として会社計算規則第 6 条 2 項第 1 号にみられる。そこでは返品調整引当金を例示し、それ以外のものについても「将来の費用又は損失(収益の控除を含む)の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰入れることにより計上すべき引当金」には、債務額ではなく適宜な価格を付すことができるとしている。さらに、商法第 287 条ノ 2 特定引当金の問題や留保性の引当金についての問題、または 1981 (昭和 56) 年改正商法以降の広義説・狭義説の問題等も継続して対局しているとみられ、引き続き解明のための論議がみられるべきと考える。

(3) 引当金金額の見積もり

繰り返しになるが、会社計算規則によると、「負債の評価」に関する独立の規定を設け、引当金は「債務額」によると規定上明示し(会社計算規則第6条1項)、かつ、その計上については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」よることとしながら(会社法第431条)、引当金については、「債務額」ではなく事業年度末における「時価」または「適正な価格」により評価することができる旨を定めている(同、第6条2項)。

この適正な価格の典型的例には、退職給付引当金の設定に当たっては、「退職給付債務の額」ではなく、それを一定の割引率で割り引いた「現在価値」をもってすることができる⁶⁾と解されている。引当金の評価については、企業会計原則や商法規定などに具体的詳細はみられない。これは、引当金の基礎とされる帳簿価格、取得価格が現実的に流動的で、変動が恒常化しているからとみられた。引当金は、その発生金額の評価を企業会計原則注解18や会社計算規則第6条でも引当金評価額を「合理的に見積もる」と規定しており、引当金にかかる評価の測定方法は、規定上は差違は見られない。

わが国の会計基準では引当金評価につき、具体的な方法や計算などが一般に規定されていない。そこで、評価の参考事例に、国際会計基準(IAS)第37号規定の引当金の「測定方法」を述べることにした。

そもそも、引当金として認識される測定金額は、貸借対照表日において現在の義務を精算するに必要な「支出の最善の見積額をもって、測定しなければならない」とIAS第37号に規定している。しかし、引当金は「時期または金額について不確実な負債」であるが故に、実際の測定に際しては、「金額に係る不確実性」と「時期に係る貨幣価値」という問題が考えられる。これにつき、IAS第37号は、「金額に係る不確実性」に関して、状況に応じた最善の見積方法を提案している。

すなわち、当該引当金に係る将来の「資源流出額」を、想定される将来事象毎に推算する。次に各将来の事象の生起率を、各事業体の過去の実績データ、将来の予測等を決定する。そして、この生起率の計算から「資源流出額」の加重平均値を求める。

参考例に、製品保証引当金(販売後1年間の無償修繕保証)のとき、当期中に販売した商品1単位につき、期間中重大な故障(将来事象1)が生じれば50,000円の修繕費、軽微な故障(将来事象2)が生じれば10,000円の修繕費が発生したと仮定し、他の故障はないものとする。

過去の実績をもとに、重大な故障(将来事象1)が生じれば100単位中5単位、軽微な故障(将来事象2)が100単位中20単位と判定されるならば、商品1単位当たりの修繕費の期待値は4,500円(50,000円×5% + 10,000円×20%)となる。その結果、貸借対照表日現在の製品保証引当金の見積額は、4,500円に期間の販売数量を乗じることで測定される。

この方法は、最善の見積方法としては一つの方法として提案しているが、故障の程度の

判定で、大中小の判断が的確に把握できるかが、困難なところであるといえる。

また、「時期に係る貨幣価値」に関しては、IAS 第 37 号は次のように「現在価値」の採用を義務づけている。

「貨幣の時間価値の影響が重要な場合は、引当金の金額は当該義務を精算するに必要とされる支出額の現在価値でなければならない」(IASB [1989 年] par.45)とする。

ところで、望ましい期待値についての予想値にバラツキがみられたときは、どのように取り扱えば良いかを、上記の製品保証引当金の計算例でみると、重大な故障の修繕費 90,000 円で 100 単位中 5 単位、軽微な故障はないと前提条件を変更しても、商品 1 単位当たりの修繕費の期待値は 4,500 円(90,000 円× 5%+× 0 円× 95%)として先例と同額である。然るに、期待値は 4,500 円の背後に潜む予想値にバラツキでは 50,000 円から 90,000 円と大きくなっている。この予想値にバラツキが「リスク」であるといえる。

IAS 第 37 号第 42 項では、「多くの事象や状況に不可避免的に付随するリスクや不確実性は、引当金に関して最善の見積もりを実現するためには、これを考慮しなければならない。」と規定し、不可避免的に派生するリスクや不確実性は、避けられないことであるとしている。また、同上第 47 項では、「現在価値の割引率は、貨幣の時間価値に対する現在の市場の評価と負債固有のリスクを反映するところの、税引前数値でなければならない。リスクが、将来キャッシュ・フローの見積りで調整されるならば、これを引当金の測定に割引率に反映させてはならない。」として、引当金の金額の最善の見積もりは、リスクを割引率か将来キャッシュ・フローのいずれかに反映させなければならないが、IAS 第 37 号は、これにつき具体的な手法までは踏み込んでいない。リスクは、割引率か将来キャッシュ・フローのいずれにも発生するので、対処につき IAS 第 37 号の改訂草案⁽⁷⁾での建議が望まれるといえる。

企業会計原則は引当金につき、費用・損失事象の発生の可能性の高いものであって、かつ、「その金額を合理的見積ること」と規定している。経験的・統計的確率事象(例えば、貸倒損失事象)については、統計的に合理的概算額として見積可能であるから問題は少ないといえる。だが、企業会計原則で例示している債務保証損失引当金や損害補償引当金といった偶発事象に係る損失予測は、経験的確率を持たない場合が多いため、一定の予想される条件下において発生することのあるべき損失を予測する以外に手段はないことになる⁽⁸⁾。

例えば、中小企業の貸倒引当金の特例(法人税法 57 の 9②)によると、期末債権の繰入限度額の計算については、卸売業及び小売業、製造業(電気業、ガス業、水道事業など)、金融保険業、割賦販売業、その他の事業について、0.01、0.008、0.003、0.013、0.006 など(法人税措置法 57 の 9②)の率で定められている。企業側では、このような税法の定めによって引当金評価に頼らざるをえないのが現実である。企業会計原則では、かかる思考に基づくような見積りはみられず、債権額または取得価格から評価額を控除して

残高を記載する表示形式がみられるのみである(第3貸借対照表原則四D)。したがって、引当金の評価については、企業会計原則の「注解」もしくは会社計算規則に、過去資料や実績値、平均値等の数値等を計算対象とするなど、公正な評価額で具体的基準の評価が求められているのではないかといえる。

(注)

(1) IAS 第37号(現在価値への割引)第68項・第86項。

「貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値を用いなければならない。適用すべき割引率は、貨幣時間的価値に対する現在の市場評価とその負債へのリスクを反映した税引き前割引率でなければならない。割引率は、将来のキャッシュ・フローの見積りにおいて調整されているリスクを市場へ反映させしてはならない (IAS 第37号、45-47)。

IAS 第37号では引当金の計算におけるリスクを考慮しなければならないが、どのように考慮すべきかは指針にはない。また、同、は「割引率は、貨幣の時間的価値に対する現在の市場価値とその負債特有のリスクを反映した税引き前割引率でなければならない」としているため、キャッシュ・フローの側でリスクを調整することは、一見、認められないようにも思えるが、一方で、「割引率は、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて調整されているリスクを市場へ反映してはならない」としていることから、かかる方法でも可能であるといえる (『完全比較国際会計基準と日本基準』(新日本有限責任監査法人)(雄松堂書店 2011年1月)、690頁。)

(2) 山下寿文「IFRSにおける非金融負債会計の動向-公開草案『IAS 第37号における負債の測定を中心として-』」『佐賀大学経済論集』第43巻第5号、91頁。

なお、原典引用元は、次の文献である。

IASB[1989], Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements. (July)

- (3) 企業会計基準委員会「引当金に関する論点の整理」(2012年)、20頁。
- (4) 武田隆二『最新財務諸表論第11版』(中央経済社、2008年)、195頁。
- (5) 同上、195頁。
- (6) 同上、192-193頁。
- (7) 企業会計基準委員会、前掲注(3)、18頁。
- (8) 武田、前掲注(4)、593頁。

第7章 資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念

(1) 資産負債中心観と収益費用中心観の研究目的

わが国の会計は、国際会計への取り組みが進むなか国際化への流れに対処することは避けて通れない喫緊の課題である。企業や生産現場は海外に販路や生産移転を求めざるを得ない時代の流れで、国際化の潮流は、日本基準の国際会計への一層の取り組みと調和化へのための対応を迫っているのが現状である。そこで、日本基準と国際会計基準から会計の基本的成り立ちを理解するため、国際会計基準推奨の資産負債中心観(asset and liability view)と従来、わが国会計が採った収益費用中心観(revenue and expense view)の両立の立場から考察して、両者の違いを追求の一端とした。

現代会計では、国際会計基準との関わり合いで影響する重要課題として資産負債中心観と収益費用中心観に基づいた中心観の論議が多くみられる。これは損益計算書表示では、「純利益 VS. 包括利益」を表示する包括利益計算書としての問題にも関連する⁽¹⁾。

収益費用中心観に基づく期間損益計算では、過去・現在・未来の収支の中から収益性収入と費用支出を抽出し、これを各期の収益、費用として配分したあと「収入－費用＝利益」の計算によって当該期の利益を決定する。この収益、費用を判断するのが実現主義、発生主義、費用収益対応の原則である。収益は実現主義で認識し、費用は発生時点で一旦認識したあと、その期の実現収益に対応するものだけをその期の費用とする。

しかし、費用の認識については、財貨・役務の消費時点で費用を認識する狭義の「発生主義」だけでなく、計上する引当金費用までも認識する「原因発生主義」、あるいは「費用収益対応の原則」を論拠に将来発生費用を当期の収益の対比から思考し⁽²⁾、また引当金規定における計上にみられる「保守主義」⁽³⁾を引当金計上の根拠とする思考などがあり、費用の認識はかならずしも一定ではない。ただ、狭義の発生主義によって計上される費用とそれ以外の基準などに基づく費用の間には違いがあり、財貨・役務の消費の事実に基づいて費用を計上するとき、その費用は資産・負債の変動の過程でも裏付けられる。

しかし、収益費用中心観のもとで行われる損益計算の特徴は、財政状態計算を損益計算に従属させ、それによって費用(フロー)の認識を資産と負債(ストック)の変動から切り離すことで、費用(フロー)の直接的な認識を主体とした損益計算で、そこにはストックの変動が未だ生じていない費用、すなわち将来発生費用(未発生費用)も計上される。引当金については、費用認識基準が原因発生主義であり、注解 18 に「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し…」と規定し、この事象の発生原因を将来、実際発生の費用の根拠としていると考えられる。

このフローの認識によって引当金を計上するとき、ストックの裏付けをもたない引当

金の貸借対照表との関係が問題となる。収益費用中心観のもとでの引当金は期間損益計算であり、「費用の発生－資産の減少」または「費用の発生－負債の増加」と捉え、その結果、貸借対照表に表示される。これらの引当金のうち、将来の資産の減少は、当該資産から控除され、一方の将来の負債の増加ないし支出の発生を表す項目は、当該貸借対照表の負債の部に表示される(負債性引当金)。または、負債が増加した時点で、引当金項目はストックの変動の事実を表し、その後、財貨・役務の消費に伴って現実に資産が減少する。このように、フローの認識による損益計算は、引当金の認識により負債性の引当金を把握するというのが、フローの認識によって引当金を計上するのであるといえる。

損益計算を重視する立場からは、先に述べた「純利益 VS.包括利益」という問題がいわれ、企業損益計算の目的が、純利益か、それとも包括利益かという利益概念をめぐる処理を表現したものが、同時に会計上の基本構造の対象として論議されている。このうち、包括利益の観点からは、資産負債中心観を主体に表すとされ、一方、純損益面重視の観点からは、収益費用中心観を主体に表すとされる。すなわち、「純利益 VS.包括利益」の表示項目を計算表示する損益計算書の形態の問題としてもみることができる⁽⁴⁾。

企業会計の利益決定方式として、FASB(米国：財務会計基準審議会)の「討議資料」(1976年)によって問題提起された「資産負債中心観」とは、次のように規定されている(FASB 討議資料 34 項)。

- ① 「利益とは1期間における営業利益の正味資源の増分の測定値」であり、したがって、
- ② 利益は、「資産・負債の増減額」として規定される。
- ③ 収益は、「当該期間における資産の増加および負債の減少」として、また、
- ④ 費用は、「当該期間における資産の減少および負債の増加」として認識される。

そして、「財務会計における基本的測定プロセス」は、「資産・負債の属性およびそれらの変動を測定すること」であり、その「測定値相互間の差額」、あるいは、「当該各測定値の変動額」が利益としてとらえられる。そのように解するならば、「利益は必然的に所有者持分の増加(同上、36 項)であり、損益計算過程において、業績利益以外に関連するすべての損益を包括した形での最終利益を取込み、その期の経済的に発生した正規の純損益が求められる。

これに対し、「収益費用中心観」は、利益を「企業の効率の測定値」とみなし、「1期間の収益と費用との差額」として定義する(同上、38 項)。この立場の支持者は、収益・費用概念が資産・負債概念よりも定義の解釈が容易であり、かつ、これら概念で「適切な会計のあり方」を明示できると考えている(同上、38 項)。

したがって、負債性のみられる引当金計上については、「収益費用中心観」による費用認識とされるといえる。この収益費用中心観は、営業利益・経常利益のなかで、すべて経済的営業活動に収めることで、業績利益を表示する損益計算である。

(2) 資産負債中心観の観点から

① 引当金認識

資産負債中心観における利益計算法は、会計学では純資産増加法ともいわれる計算方法であり、期間純利益は期首及び期末における純資産額の比較の結果、後者が前者を超える分として把握される。純資産は資産と負債の差額であるから、正味期間利益は、次の式をもってあらわすことができる。

$$\begin{aligned} \text{期間純利益} &= \text{期末純資産額} - \text{期首純資産額} \\ &= (\text{期末資産在高} - \text{期末負債財高}) - (\text{期首資産在高} - \text{期首負債在高}) \end{aligned}$$

上記計算式より、「資産負債中心観」では期間利益を一期間における正味持分（資本）の増分と認識し、利益を資産と負債の増減で定義され、利益を構成する収益は資産の増加か負債の減少で定義され、費用は資産の減少か負債の増加で定義される⁽⁵⁾。国際会計基準(IAS 第 37 号)「引当金、偶発債務および偶発資産」において規定を設け、引当金を「時期又は金額が不確定な債務」と定義し、次のように規定している。

- (1) 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）を有しており、
- (2) 当該債務を決済するために、経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、
- (3) 当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合。
- (4) 割引計算が要求され、計算できること（IAS37、45）。

引当金は、規定注解 18 の引当金設定要件（将来の特定の費用又は損失で、その発生は当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もること等の条件）のもとでの相手勘定とされる。これに対して IAS 第 37 号は、上記のとうり特別な規定を掲げ、さらに、「時期または金額が不確定な債務」と定義されており、引当金を「負債」として捉えている。わが国の引当金の会計基準は「将来の特定の費用又は損失」としての相手勘定として捉えるのか、また、引当金を「負債」として捉えるのか、引当金の捉え方が問題とされるなど相違点があると言える⁽⁶⁾。

1978 年から 2000 年に公表の財務会計基準審議会(FASB)『討議資料』では、「資産負債中心観」は、資産を経済的資源、負債を経済的資源に対する犠牲と定義し、資産および負債の定義を財務諸表の構成要素の定義を行うための「かぎ概念」(key concepts)とする利益観として説明した⁽⁷⁾。したがって、資産負債中心観におけるその他の財務諸表の構成要素は、期首・期末資産および負債から演繹的に導き出される。また、その様相は、資産および負債概念を中心とした連鎖的体系を織りなしている。かかる財務諸表の構成要素の連鎖的体系は、この利益観における最大の特徴である⁽⁸⁾。

したがって、IFRS（「国際財務報告基準」、以下同じ）の採用を検討する流れがみられるわが国では、利益観を資産負債中心観として唱える「財務会計概念フレームワーク」

を会計の論理的枠組みとして採用するにあたって、既存の収益費用中心観を中心とする利益測定から、資産負債中心観を基本とする利益測定プロセスへの変換が必要な課題であるといえる。

商法規定や企業会計原則の注解 18 の規定からは、引当金については「費用又は損失」の文言で条文を表示して、わが国の企業会計では、まずは収益費用中心観の下で認識される。一方、IAS 第 37 号規定では、引当金は「債務や資源流出」等の「資産又は負債」に属するもので説明していることから、資産負債中心観を基準としている⁽⁹⁾。

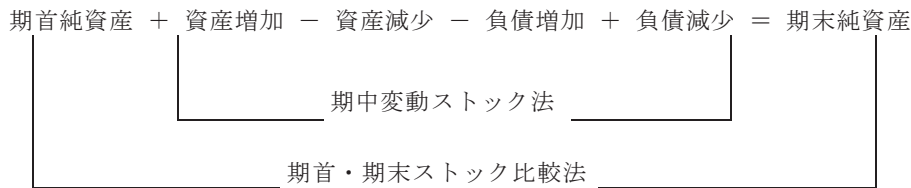
資産負債中心観の引当金は、当期収益に貢献した将来の支出の繰入れという観点よりも、むしろ、現在、企業が換算した場合、企業の負う経済的資源の流出額が、いくらかを予測して計上されるという財務諸表価値の現在価値での価値測定であるといえる。資産負債中心観の下では、投資家がリスク回避判断に必要なキャッシュ・アウトを伴う貸借対照表作成日の債務を決済する支出の見積もり額を、当期の収益に直接関係しない偶発債務の経済的資源の流出がない場合を除いて、これを計上する必要がある。

資産負債中心観の期末時点の貸借対照表の債権、債務の確定や企業安定継続の観点などから、引当金会計も繰延べの観点より債務の一項目としての「現在額」が重視されている⁽¹⁰⁾。しかし、収益費用中心観の根幹たる原価主義、発生主義また実現主義会計は、予想見積もりの計上や費用収益対応における客観性の不足、資産・負債とのオフバランスの発生、キャッシュ・フローと利益などとの非対応などの問題点がみられた。そこで、近年、わが国会計制度においても国際会計基準の「資産負債中心観」会計を導入する動きがみられるようになり、資産と負債を適正に評価し、企業の財政状態を投資家や機関投資家へ明瞭かつ正確に伝えることに重きを置くようになってきた。そのため、実現的な資産と負債を厳格に規定し、財政状態を投資家や機関投資家等へ伝えることを目的とした会計制度への変化が必要となってきた。それは、収益、費用という概念より、まず資産と負債を定義し、その差額概念である「持分(資本)」を把握して、ついでに持分や「包括利益」との関係の中で収益と費用を定義していく貸借対照表重視の会計観であるといえる⁽¹¹⁾。

② 引当金基準の特徴

国際会計基準委員会(IASC)は引当金の性質に着目して、「負債性」の有無から資産負債中心観に基づく引当金理論を展開しているが、特に、IAS 第 37 号関係において、詳細が取り決められている。この資産負債中心観は純資産の変動に基づいて利益を測定する会計基準である。ある会計期間の純資産の増減は、個々の資産と負債の変動の結果である。したがって、1 会計期間の純資産の増減を測定するには、次の図のように期首と期末の純資産の変動を比較する方法と、資産と負債の期中増減を記録していく方法があり、期中の財産変動の増減から当期の利益を算定する。前者を「期首・期末ストック比較法」、後者を「期中変動ストック法」と呼ぶ⁽¹²⁾。

ストック法の比較図



この期中変動ストック法から、期中の損益の経過を算定するが詳細な計算は、取引量にもよるが、損益状況の一覧性に欠ける。また、損益計算のような計算過程に比べ、計算経過の詳細には手数がかかるといえる。

IASCは、これらストック法における引当金を判断の基本とする。そのうえ、IASCは引当金の性質に着目して、「負債性」の有無から資産負債中心観に基づく引当金論を展開している。資産負債中心観における引当金の認識基準の特徴を述べることにしたい。IASC(1998年)では、過去の事象の結果として発生する可能性がみられ、

- (a) その発生が企業の支配可能な範囲内でない事象の発生や未発生によってのみ生じる義務を偶発義務とし、
- (b) キャッシュ・アウトフローの金額、時期が確定していない事象を不確定義務として、

偶発義務の段階では引当金の認識(負債の認識)を満たさないが、確定義務となった段階で、引当金の条件を満たせば引当金としてオンバランスとすることが要請される⁽¹³⁾。

すなわち、当初の不確実性を伴う損失の可能性を生み出す事象を第一事象、会計の認識(オンバランス)に足る程度までに、この不確実性を解消させる事象を第二事象とすると、偶発義務は、第二事象の発生によって不確定義務から確定義務(キャッシュ・アウトフローの金額、時期が確定している義務であって、キャッシュ・フローの発生が極めて高いもの)となる。つまり、第二事象が発生しなければ引当金の認識は消滅するといえる。また、偶発義務とは関係なく、発生当初から不確定義務であるものについても、同じ流れの中で発生事象として説明が可能である⁽¹⁴⁾とされているものについては、引当金を認識することになる。

こうした観点から、IASC(1998年)⁽¹⁵⁾では、IAS第37号引当金規定の「現在の義務」の特徴として、決済の義務があるが、「経済的便益を移転する以外に選択肢がない場合において存在する」と説明されている。これは、支出を撤回するという選択肢が企業に与えられている場合には「現在の義務」は存在せず、引当金は認識されない(IASC(1997年)、17、18)。例えば、リストラクチャリングのためのコストについては、経営者の支出の意図のみで撤回の可能性はあるが、このときは支出の意図が回避できない状態となる条件を必要とする場合は引当金が計上される。

このように、IASC規定では、確定債務に対する「現在の義務」を規定し、経済的便

益の支出(将来、負債の支払い義務)を撤回できる選択肢の有無によって引当金計上が認識されることから、支出可能性における負債性の認識基準は法的または推定的債務などから、かなり限定的な適用がみられる⁽¹⁶⁾引当金計上の債務性としての認識がみられるといえる。

なお、資産負債中心観に依拠すれば、期間利益は、「期中における企業の純資産の変動で、資本金部分を除いたもの」とされ、当該純資産が資産と負債との差額として示され、資産と負債の概念とその評価が重要な事項となる。つまり、利益の計算にとって、収益や費用のフローは、利益算定の原因を表示するための追加的な資料で、費用(反復的なキャッシュ・アウトフローをもたらす義務)と損失(非反復的なキャッシュ・アウトフローをもたらす義務)についてのことは、あまり問題とされない。利益がどのような経緯で得られたかは示す必要がなければ、その発生経過はさして重要視されない。資産負債中心観における引当金の認識基準は、もっぱら、引当金を発生させる「義務」に焦点を絞って論じられればよいことになる⁽¹⁷⁾。

これまで、FASB を例外として⁽¹⁸⁾、引当金と偶発損失とは別々の会計基準で、区別して論議が行われてきた。これは程度の差はあるものの、収益費用中心観の考え方が反映されたものと考えられる。収益費用中心観によれば期間利益は、「ある期間の収益と費用を対比させ、それに利得があれば加算し、損失がみられれば減算する計算」⁽¹⁹⁾と理解されており、収益費用のフローの配分は、利益計算にとっては不可欠のものであるので、ある期間の計算の結果の利益が、企業の主たる業務活動によるものか、付随的な活動によるものか、または、期間中の努力と成果の結果によるものか、偶発利得や偶発損失によるものかを区別して示すことは会計の重要な役割と考えられる。

したがって、前述のとおり、収益費用中心観に基づき引当金を認識すると、費用の拡大解釈がみられることが生じるため、その歯止めとして負債計上による論議が国際的に支配的になっている。しかし、わが国の、現行の会計基準は、収益費用中心観を主とし、資産負債中心観の両方法の要素を兼ね備えた構造になっており⁽²⁰⁾、収益費用中心観の立場での情報提供は依然、重要な要素となっているといえる。資産負債中心観に基づき認識の可否を判断するとしても、収益をもたらす事象と費用をもたらす事象を区別して情報提供をしていくことを妨げる理由はないと考えられ、国際会計のいかんではなく、わが国引当金会計の立場は独自のなものである。

③ IAS 第 37 号改訂案について

2005 年、IASB は公開草案「IAS 第 37 号修正案」を公表し、「債務の発生に関する蓋然性を認識要件とせず、これを負債の測定に反映させる中心観とする」とするものである。このなかで重要なポイントは、引当金認識にかかるもので「可能性が高い」(probable)という要件を削除することである。これは一般には「蓋然性(probability)要件の廃止」といわれ、この要件を削除するということは、「発生の可能性が高かろうが

低かろうが、発生する可能性がみられる限り負債として計上する」ということである⁽²¹⁾。これは、「負債の測定に反映させることである」と考えられるので、将来の事象に関する不確実性は認識される負債の測定に反映すべきである、という視点からくるものである。これにより、発生確率を反映した金額で貸借対照表に負債として計上されるといえる。

こうすることで、引当金と偶発負債の垣根が取り払われることになるため、IAS 第 37 号改訂案では、「引当金」の用語は使用せず、両者とも「非金融負債」とし、非金融負債の認識の要件を次のように定めることにしている。

- ①負債の定義を満たしていること
- ②当該非金融負債について債務性のある見積もりができること

現行の IAS 第 37 号と、同規定の改正案における蓋然性の取扱いは引当金と偶発性の認識に影響があることから、それぞれの違いを次表で把握すると、改訂案は非金融負債として採り入れ、同時に「偶発負債」も対象にしている。IAS 第 37 号と同規定改正案を比較検討すると、次のように対比される。

IAS 第 37 号と IAS 第 37 号改訂案における蓋然性要件の取扱いの比較

引当金と偶発負債の分類	IAS第37号	IAS第37号改訂案
現在の債務(present obligation)		
発生の可能性が高いもの(probable)	引当金	非金融負債
発生の可能性が低いもの	偶発負債(開示)	非金融負債
信頼性をもって測定できないもの	偶発負債(開示)	非金融負債(開示)
潜在的債務(possible obligation)	偶発負債(開示)	該当なし

(出所)日本公認会計士協会『IFRS と引当金会計』（清文社 2009 年） 175 頁を参考に作成。

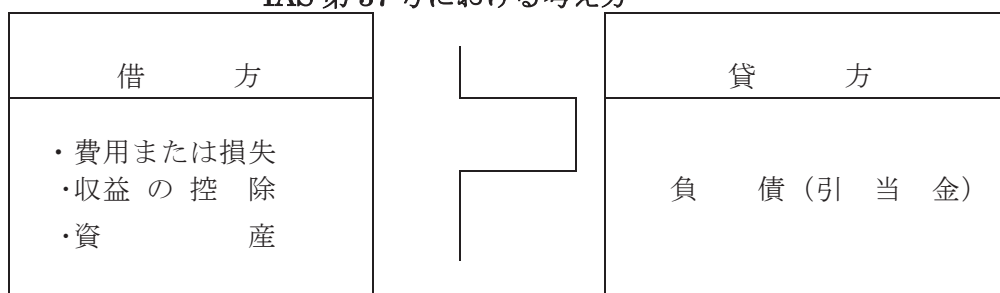
即ち、「引当金」という用語の代わりに「非金融負債」という用語を採用し、偶発負債および偶発資産という用語を使用しないこと、発生の可能性が高いという認識基準を削除すること、測定については期待キャッシュ・フロー中心観などへの提案を行った⁽²²⁾。

IAS 第 37 号改訂案は、発生の可能性が高いという認識要件を削除し、測定に期待キャッシュ・フロー中心観を採用している。これは、偶発事象(引当金)会計と資産除去債務会計を「非金融負債会計」として一つの会計基準として基準化していることから、測定中心に「負債」を認識し、かつ測定の一貫性のために期待キャッシュ・フローを非金

融負債に適用したい考えることができる⁽²³⁾。これは、資産負債中心観の基準の性格を重視するため、従来の「発生の可能性が高い」という認識基準を削除し、期待キャッシュ・フローでの測定へ統一する方向への路ではと解釈できると考える。

また、IAS 第 37 号では、引当金にかかる支出を資産とするか費用とするかは、特に定めていない。引当金が設定されたときに認識された原価の資産化について禁止もしていなければ要求もしておらず、これらは IRRS に従うことになる⁽²⁴⁾。このため、資産の撤去や原状回復費に要する義務が生じた場合には、IAS 第 16 号に従って有形固定資産の取得原価に算入することとなる。下の図が IAS 第 37 号の基本的な見方の貸方項目である「負債」の立場から借方項目の費用損失の引当金を定めていることに留意する必要がある⁽²⁵⁾。

IAS 第 37 号における考え方



(出所) 河野明文共著『国際会計基準と日本基準』2011年1月 雄松堂書店 703頁を参照に作図

これは、わが国の企業会計原則注解 18 における考え方、期間損益計算配分の観点から、将来の支出のうち当期に発生している金額を当期の費用・損失として引当金に繰り入れ、その累積残高が引当金になるという思考とは異なる。IAS 第 37 号では、将来の支出が予想されているだけでは不十分であり、将来の債務の支出の義務の存在が要求されることから発生費用・損失の把握は欠かせないことから、貸借ともに重要性は同等である。

また、IASB は 2010 年 1 月に公開草案「国際会計基準 IAS 第 37 号における負債の測定 (国際会計基準 37 号の限定的再修正提案)」を公表した。ここでの概念的な点については 2005 年の案をそのまま引継ぎ、もっぱら債務履行に必要な資源の現在価値の測定手続きにつき具体的な提案をおこなっており、測定手続きの実務指針化に、その特徴を見出すことができる⁽²⁶⁾。この引当金計上の重要な一つは、測定の問題につき貨幣の時間的価値の影響が考えられる場合、引当金額は義務の決済に必要とみなされる支出の現在価値とされる。このとき、割引率は貨幣の時間的価値の現在の市場評価と負債のリスクを反映した税引前の割引率とされ、また、将来のキャッシュ・フローの見積もりの中で調整されているリスクは、割引計算上、反映されないようななどの注意も必要である⁽²⁷⁾。

これらの貨幣価値による影響が重要な場合は、今述べたように引当金額は債務決済に必要と見込まれる支出の「現在価値」としなければならないが、現今のように、金利や

金融の不安定な情勢下、負債額の有利な運用につき手立てをすることは重要なことで、その一つが割引きによる現在価格による測定法で、当然視されるといえる。

(3) 収益費用中心観の観点から

① 引当金認識

収益費用中心観によると、期間純利益は企業の収益の流れと、これに対する費用の流れを一定期間に配分し、両者を対応させることで、その差額として算定される。すなわち、収益および費用を期間配分額との比較により、期間純利益が求められる。この関係は次の式の計算として示されている。

$$\text{期間純利益あるいは純損失(純損益)} = \text{期間収益} - \text{期間費用}$$

収益費用法は、本来時価評価による未実現利益の計上を排除する目的をもっているので、取得原価基準と実現主義を中心とした費用収益の認識原則、また費用及び収益の期間配分の原則、さらに収益費用の対応の原則などが重要な役割を果たしているといえる。資産、負債及び両者の差額である資本（純資産）に属する各勘定は、貸借対照表勘定分類上、実体勘定(real account)と名付けられている。資産は流動資産、固定資産、繰延資産等であり、資産は実体をもった具体的なプラスの財産である。一方、負債は流動性・固定を問わず、法律上の債務でマイナスの財産である。また資本は、実体勘定である資産と負債の差額で、純資産としての性格が見られる。また、負債及び資本は企業における資金の流入源泉を表し、資金の具体的運用形態である資産を裏付けているといえる。そのうえで、資源の流入やキャッシュ・フローは収益費用の発生として繋がっていく。

しかし、期間経過での影響では資産や負債は、独自の資源という形で他の形に増減変化する結果、収益及び費用へ、延いては、損益会計に結びついているとえる。一方、収益、費用および利益の諸勘定は名目勘定(nominal account)であるといわれ、実体的な変動や増減等によって描き出されない写像にすぎないものとされ、損益会計を構成する収益と費用は、純資産の増減を表す抽象的な名目の概念であるとされる⁽²⁸⁾。収益が獲得されても、その実態は資産の増加であり、費用が実現しても、それは資産の減少である。当期に利益が得られても、それは実態があるわけではなく、そこに存在するのは資産性の増加と資本の蓄積となるといえる。

しかし、期間中の純損益がわかっても、途中の具体的経営成績が明瞭でないと発生原因や経過状況を把握できず、次期以降における有効な企業上の計画や経営方針などは立てられない。資産負債中心観のみの利用には資産や負債の予算計画や予算配分計画等には限界がある。わが国の企業会計では、特定の費用または損失の発生を注解 18 や商法第 287 条ノ 2 の解釈で引当金を計上する収益費用中心観とされ、資産負債中心観を基底とする商法第 287 条ノ 2 の規定で、「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル……」の条件で引当金計上を認めているが、商法上の規定の解釈に収益費用中心観

による引当金計上を認識している。

このことは、引当金の当該期間中の増減を知る手段としては、収益費用中心観によることが計算過程や変動の詳細を判断するもっとも簡潔かつ計算の確実な手段として利用されてきたということの意味するといえる。国際会計基準 IAS 第 37 号で、引当金計上の基準を定めており、適用される引当金の利用は引当金上の費用発生認識なしには成り立たない。

さらに期間取引の結果による純資産増加法は、年次決算にあたり、貸借対照表は資産の棚卸を行い、すべての負債のリストを作り、それに適正な評価額を付して財産目録を作成し、これに純資産である資本を加えて作成した。このようにして貸借対照表を作成する場合、貸借対照表能力を認められたすべての資産、負債がもれなく記載されたかどうか、また付された評価額が適正であるか否かなどの不確実さが残ることが問題となる可能性が考えられる。純資産増加法においては、期間の純利益は期首と期末の貸借対照表における純資産の比較によって算定されが、そのようにして期首と期末の純資産の差額のみで算定された期間純利益は、単一の数値であって、期間純利益の期中の増減内容の経過過程は詳細には分からない。そこで、期中の経営経過によって算出した純損益の状況を示す財務諸表を作成するための、その期間経営状況の把握は、期中の収益や費用の経過を明らかにするため損益計算書の作成が求められる。

また、期間経過により作成された損益計算書の純損益と、期首と期末の貸借対照表の差額である純資産の額は、期中の資本増減を除き一致する。この結果、収益と費用による期間純損益の計算手法は、その依拠してきた背景を示す明細表の性格を表す。これらから、損益法中心観による計算課程において、引当金の計上は、まずは引当金の繰入れによって、はじめて認識される。財産法中心観における引当金計上も、期首と期末の有高比較によって引当金の増減は把握できるが、内容の詳細は、損益法による逐次的な記録によってのみ、経過過程は把握でき、その内容は次回以降の有効な資料となるこのことから、引当金については財産法中心観によるストックを中心とする引当金の増減の結果として把握されるので、損益法中心観による期間変動経過と同じであるとされる。

② 引当金基準の特徴

損益法中心観においては、期間純損益は複式簿記の原則に基づいて誘導された収益および費用によって算定されるが、収益の発生を計算上で認識したとき、はじめて実現収益として把握すべきであるが、利益を予想して計上するような資産として回収が未だ客観的に認められない利益（未実現利益）は当期の損益計算書には計上から排除することとなり財政上の健全化に役立てるねらいがあるといえる。期中の取引で、当期の収益や費用にならなかったものは、貸借対照表に計上され次期以降に繰越される。財産法では期間経過の結果が重視され、貸借対照表に記載される資産および負債は次期以降の損益計算のために繰越される経過項目の表示とみなされ、その結果、資産は次期以降の費用

化に転じ、また負債関連の項目は資産減少や収益実現の効果として損益発生経過項目でもある。

引当金経理に関する認識は、資産負債中心観と損益計算中心観とでは、その計上方法は異なる。引当金計上の原理は、適正な期間損益計算の必要性から認識された貸方科目で、引当金計上の対象とされる財貨発生時に対応する引当金繰入れの財貨費消が認められ、その財貨費消にかかる具体的事象が後期で発生するため、先ず、見積りに基づきその発生的事实を計量化することにより算定された価値費消（期間配分費用）に対応する貸方科目である⁽²⁹⁾とされる。

この会計処理は、具体的には引当金の繰入れは借方に引当金計上の見積費用（または収益からの控除）項目が認識され、これに対応して貸方には引当金の項目が計上され、後の期で現実的に発生する事象に対して計上引当金の減額や資源の流出がみられる。企業会計における処理では、引当金発生により借方費用や損失が認識され、貸方項目には条件付き債務性のある引当金を表示する。一方、商法規定では発生費用は債務性が見られないものの引当金計上とされるが、借方、貸方両者の処理は同時点に発生する。期間損益計算を適正に行うことは最重要な事項であるので、引当金計上の要件を満たす費用性のある項目の計上はもれなく記載されなければならない、その結果として、貸方項目の引当金が計上される。

貸方項目の引当金は、将来一定の事象が生じたときに発生する費用や損失などの支出に当てる資金の補填や留保項目としての性格をもったものとされるための計上であって、引当金の表示の内容から損益法の見方であるといえる。

商法は「公正なる会計慣行を斟酌すべし」（商法 32②）と規定し、基本的には債権・債務を重視する、いわゆる取得原価主義会計の立場に立つとされ⁽³⁰⁾、債務性をもった項目のみ重視するとの立場とされたが、その後、1989（昭和 57）年度の企業会計原則改正で商法規定との一元化の要請に応じる形で、債務性のない引当金計上を容認した⁽³¹⁾。本来の資産負債中心観的な立場に加えて収益費用中心観をも取入れたとみられ、これは商法の第 287 条ノ 2 規定からも収益費用法的観点から引当金の計上を明示していると解釈できるといえる。

さらに、引当金計上は、原則として、期間損益計算の適正な適用から導かれる貸方項目であり、それは予定見積を基本とすることから、その処理は、先ずは収益費用中心観で把握される。引当金の計上は、収益費用を中心的概念とする見解で、わが国会計の伝統的な財務会計に立脚して展開されてきた。これにつき、収益費用中心観に基づく観点から「貸借対照表」のもつ機能を「動的貸借対照表論」の視点から考察し、貸借対照表を動的貸借対照表観（以下、動態論観とする）の立場でみると、動態論の創始者であるシュマーレンバッハ(Schmalenbach E)は、貸借対照表を期間連結したものを未解消有高項目（「支出と費用」、「収入と収益」がそれぞれ不一致の項目）の繰越手段とみることから財産法中心観は、損益計算にとっては補助的手段にすぎず、貸借対照表それ自体の

なかには損益計算の主體的機能は見出すことはできないとした⁽³²⁾。

しかし、取得原価主義会計である動態論観は、①適正な期間損益計算を目的に純利益の算定、②貸借対照表について、当期の費用、損失に貢献しないものは次期以降の収益と費用に対応する繰越残高表であるとし、③貸借対照表の評価基準は原価基準が基本で、貸借対照表と損益計算書との有機的な関連性を重要視し、④財務諸表の把握は、原価主義を基本に実現主義のために帳簿から誘導して作成するなどとして、特に企業は解散を前提としない継続企業(ゴーイング・コンサーン)として適応されるという会計観であるとした⁽³³⁾。

この動態論観が意図するところは、資産、負債を能動的に捉え、その財産価値を収益費用中心観的な手法で各期間に均等配分し、その結果として取得原価を有効に機能させようとする収益費用中心観の立場であるといえる。動態論が適切な期間損益計算で、機能的に働くことが目的に置かれることから、同じく、引当金計上も、期間損益計算配分がみられなければならないことから、収益費用中心観の立場であると考えられる。

引当金会計も期間損益配分の原則計算で、損益重視の収益費用中心観の立場であることから、その結果、動態論観の立場と収益費用中心観の立場は同じ理論の軌道にあると考えられるのではないだろうか。この収益費用中心観の立場は、引当金計上の原始は引当金繰入れにあり、引当金の継続的内容詳細は重要視されるべきなど等から、筆者としても、収益費用中心観の立場は広く同調されるべき法論ではないかと考える。

(注)

- (1) 武田隆二『最新財務諸表論』（中央経済社、2008年）、112頁。
- (2) 阪本安一「企業会計上の引当金—商法の理論と企業会計の理論」『企業会計』第34巻8号、84頁。(3) 番場嘉一郎「企業会計における最近の論点(3)」『税務通信』第39巻5号、7頁。
- (4) 武田、前掲注(1)、113頁。
- (5) 若杉 明「引当金会計の現代的意義—収益費用法と資産負債法に係わらせて—」『LEC大学院紀要』第8号、11頁。
- (6) 田中弘、岡村勝義、田代樹彦、真鍋明裕、朴恩芝共著『国際会計基準を学ぶ』（税務経理協会、2008年）、196頁。
- (7) 庄司樹古「会計概念フレームワークにおける資産負債中心観に関する考察」『経営論集』（北海学園大学）第8巻第2号、108頁。
- (8) 同上、117頁。
- (9) 若杉、前掲注(5)、13頁。
- (10) 椎名市郎『現代財務諸表論の基礎理論』（税務経理協会、2004年）、20頁。
- (11) 同上、153頁。

(12) 武田隆二教授は「形態的類型」として財産法を、1 単純な備忘記録を前提とする財産法 2 単式簿記を前提とする財産法、3 組織的単式簿記を前提とする財産法、4 複式簿記をする財産法 4 つに分けられ(「財産法の類概念と種概念」『会計』第 84 卷 6 号、107 頁)、そしてこれらの財産法を包括して次の定義を与えられた。「損益法も財産法も同一の取引事象の他面的表現としての利益計算方式で、損益法は抽象的収支決算の方式として、また財産法は具体的収支決算の方式として現れる」。「財産法とは具体的財貨変動に基づき、あるいは、財貨変動の結果から、利益を算定する間接的利益決定の方式である」(原初的財産法から近代的財産法へ)『会計』第 85 卷 1 号、120 頁)と説明した。

(13) 徳賀芳弘「引当金の認識と評価に関する一考察」『Discussion Paper No.2003-J-17 日本銀行金融研究所』、18 頁。

(14) 同上、18 頁。

(15) 同上、20 頁。

FASB(1976 年),sec.194 によれば、収益費用中心観に基づく見解のなかにも、期間利益(または損失)を、 $\text{期間利益(または損失)} = (\text{収益} - \text{費用}) + \text{利得} - \text{損失}$ と解するものと、 $\text{期間利益(または損失)} = \text{収益(利得を含む)} - \text{費用(損失を含む)}$ とかいするものがあるが、一般的には前者の見解が多いとされる。

(16) 同上、19 頁。

(17) 同上、22 頁。

(18) 同上、23 頁。

期待値の算定が困難な引当金を設定する場合、過去の費用発生データのデータがないときは、IASB(1997 年)は、次の代替案を提示している。

- ① 最も発生率の高い期待キャッシュ・アウトフローの金額は、それより大きくなる可能性と小さくなる可能性が等しい判断される場合のみ、引当金の評価額される(par.27)
- ② 期待キャッシュ・アウトフローの金額が連続的な範囲内にあつて、その範囲内のどの金額の発生確率も同程度であると判断される場合には、その範囲の中間点が、見積額とされる(par.27)。
- ③ 専門家による見積もりの採用や過去の類似例の金額を参考に、合理的な見積もりが可能であれば、当該金額で評価がなされる(par.28)。

(19) 同上、29 頁。

(20) 同上、29 頁。

(21) 谷 保廣『IFRS と引当金会計』(清文社、2008 年)、23 頁。

(22) 同上、23 頁。

(23) 谷、前掲注(20)、24 頁。

(24) 河野明史他『完全比較国際会計基準と日本基準』(雄松堂書店、2011 年)、689 頁。

(25) 同上、690 頁。

(26) 同上、690 頁。

(27) 武田隆二『包括利益・過年度遡及の決算対応』(中央経済社、2011 年)、23 頁。

- (28) 若杉、前掲注(5)、12頁。
- (29) 広瀬義州『財務会計』(中央経済社、2011年)、332頁。
- (30) 武田隆二『会计学一般教程』(中央経済社、2008年)、172頁。
- (31) 若杉、前掲注(5)、9頁。
- (32) 武田隆二 前掲注(1)、450頁。
- (33) 椎名、前掲注(9)、46頁。

第8章 税法上の貸倒引当金と回収不能金銭債権の問題点

(1) 引当金の縮減と部分貸倒損失への流れ

わが国制度会計を巡る近年の状況としては、企業会計基準の制定・改正、さらには国際財務報告基準(IFRS)の任意適用が開始され、企業会計と課税所得計算の乖離はなお拡大の様相を示している。確定決算主義の立場からは企業会計基準、会社計算規則等の公正処理基準にのっとり課税所得を算定することが基本となるが、企業会計との目的の差異から、課税所得計算は必要に応じて公正処理基準とは異なる取扱いを規定していく方向性が示されている⁽¹⁾。

法人税法における引当金縮減の流れも、法人税率引下げのための課税ベースを拡大する要請の影響で、公正処理基準から離れ引当金経理そのものが大幅に後退を余儀なくされた。これは、2012(平成24)年度税制改正にそれは色濃く現れており、貸倒引当金は原則廃止という形を取り、個別評価引当金も一括評価引当金と同列に縮減の方向をたどっている。

しかし、個別評価引当金は、債権償却特別勘定という貸倒損失の特例的措置に端を発する制度である(この点については後述する)。法人税法上、貸倒損失の計上は基本通達⁽²⁾が定める厳格な基準⁽²⁾によって運用されており、債権償却特別勘定はいわば一種の緩和措置として部分的に損失計上を容認する手段でもあった。この制度を縮減することにより、債権の実質価値が減少し損失になることが確実視し得る状態にあっても、法人税法33条が評価損の損金算入を原則禁止⁽³⁾していることから、全額回収不能の状態(法人税法基本通達9-6-1、2、3項)が法的・実質的に確定するまでの間、損金に計上できないこととなる。しかし、取立不能見込額ないし貸倒見積高を債権金額から義務的に控除することを定めた会社計算規則及び企業会計基準を初めとする他の公正処理基準からは乖離した処理であり、実務的にも部分貸倒損失計上の余地を著しく狭めるものとして少なからず影響を及ぼすものと考えられた。

そもそも、金銭債権については、当該債権のうち経済的に無価値となった部分の金額を限定的に捕捉することが困難であるので、法人税法上は、金銭債権については、評価減を認めないことが原則とされている(同法33条2項)。したがって、不良債権を貸倒れであるとして資産勘定から直接に損失勘定に振り替える直接償却をするためには、全額が回収不能である場合でなければならず、また、同貸倒れによる損金算入の時期を人為的に操作し、課税負担を免れるといった利益操作の具に用いられる余地を防ぐためにも、全額回収不能の事実が債務者の資産状況や支払能力等から客観的に認知し得た時点の事業年度において損金の額に算入すべきものとするのが、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと考えているのである。

本章は、現行法人税法上が規定する一括評価引当金と個別評価引当金を考察するに当た

り、企業会計及び商法の引当金制度の沿革に触れつつ、法人税法の貸倒引当金の改正経緯をたどりながら一括評価引当金と個別評価引当金の相違を明らかにすることにより、近年の改正内容に検討を加えたものである。

(2) 企業会計原則及び商法上の引当金の改正経緯

① 導入期の貸倒引当金と評価性引当金

1949（昭和24）年に制定された企業会計原則において、「受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金は、控除の形式でこれを記載する。」（第三、四(一)A）と規定された⁽⁴⁾。制定当時の企業会計原則は、資産の控除項目である評価性引当金として貸倒引当金と減価償却引当金の取扱いが規定されたほか、負債項目に掲記する引当金として納税引当金、修繕引当金等が例示された(第三、四(二) A)⁽⁵⁾。

（以下、追記、21行）

1962（昭和37）年改正商法に新設された商法第287条ノ2は、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス」と規定した。この条文が挿入された当時から、引当金の設定目的である「特定ノ支出又ハ損失ニ備エル為」という文言の解釈を巡って、将来予見される損失に対する引当金経理が広範に認められる余地を生じることが指摘されて広義説と条件付の狭義説に分かれた。

法務省の立案担当者は広義説を採用し、産業界もこれを支持していた⁽⁶⁾。この立案担当者であった味村治氏は、「商法第287条ノ2の引当金を会計学上の負債性引当金と解することは無理があると考えるのであって、特定の支出又は損失に備えるためであれば、引当金を負債の部に計上することができるという解釈をとらざるを得ない。」⁽⁷⁾とされ、「特定の支出又は損失に備える」という要件を満たせば広範に設定が可能であると説明した。ただし、貸借対照表上に設定目的を記載した上で、株主総会の同意を得て計上するという機関承認のプロセスを取ることによって、無制限の計上に対する一定の抑止効果か期待できると述べ、会社の自主的判断を尊重するスタンスをとった⁽⁸⁾。

これについて、会計学者及び商法学者の多くが狭義説に立ち、引当金の設定範囲に限定的な見解を示した。商法学者は、「将来確実に支出することが予期される費用……であって、しかも、その期費用（損失）として配分すべきもの」⁽⁹⁾に限定し、期間帰属が明確な引当金額のみを計上する立場を取るものが多い。一方、会計学者は、引当金の定義の柔軟性ある解釈でのぞむ対応につき、将来の不確定損失に対する利益留保となっているとして、それらの運用を批判する論稿が多数みられた⁽¹⁰⁾。

金銭債権の貸倒れに対する取扱いは、商法第287ノ2の引当金とは別建てで新設された

商法第 285 条ノ 4 に手当てされ、商法上、負債性引当金と貸倒引当金等の評価性引当金との峻別がなされた。商法第 285 条ノ 4 は、1 項本文で、「金銭債権ニ付イテハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ要ス」⁽¹¹⁾ と規定し、債権価額で評価することを原則とした上で、2 項で「金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」と定め、債権金額からの取立不能見込額の控除を規定していた。

金銭債権の評価は、評価の明確性及び会計実務の便宜を図るために、債権金額による評価を原則的評価と位置付けている⁽¹²⁾。その上で、金銭債権が貨幣資産であることに鑑み、換金価値による実質評価を行うことが正当化された。金銭債権は本来的に売却を予定するものではなく、通常の営業活動において自ら回収することで換金性の価値を得る存在であることを踏まえれば、金銭債権の実質評価は時価によるべきでなく、回収実現額として債権金額より取立不能見込額を控除した額で評価することとなるとされた⁽¹³⁾。

取立不能見込額は、「債務者の資産状態、取立のための費用および手続の困難さなどを総合し、企業関係者の社会通念に従って回収不能のおそれあるとき」⁽¹⁴⁾に計上するものとされており、法文の意図は債務者個々の債務状況を見て債権ごとに回収可能性を判断するものであったと考えられた。しかし、法文の逐条解説によれば、個別債権ごとに具体的な取立不能の見込額を算定し控除する方法（以下、「個別評価法」という。）のほか、同種の総括的な債権について従来の経験や調査により平均的な取立不能の見込額を算定し控除する方法（以下、「一括評価法」という。）も含まれることを示している⁽¹⁵⁾。つまり、商法に規定する「取立ツルコト能ハザル見込額」には、債権の個別評価による見込額に加え、一括評価による見込額が一体的に含まれている。

取立不能が確定していれば実現損失として債権金額から直接控除されるのであるから、個別評価法、一括評価法ともまだ取立不能に至っていない状態の債権に対し見込損失を認識する点で差異はない。それ故、両者を法文上同一のものとして解釈することは可能と考える。

しかし、前者の場合には、個々の債権に係る債務者の支払能力を吟味し、取立費用の多寡など回収に係る困難性を考慮して損失の発生可能性を具現化する一方、後者の場合、「過去の取立不能の実績、同業者の取立不能の実績、得意先の変化、一般経済事情の見通しなどを総合し、経験則に従って合理的に判定する」⁽¹⁶⁾ものとされ、あくまで総括的、抽象的な損失見込みにとどまる点で、その算定方法には大きな差異が認められたといえた。

なお、商法改正により、企業会計原則も 1974（昭和 49）年に引当金に関する規定の改正が行われた。同改正において企業会計原則は負債性引当金の定義⁽¹⁷⁾を明らかにするとともに、法令上計上が認められている特定引当金の存在を認め、その取扱いに関する規定⁽¹⁸⁾を置いた。

② 特定引当金の否認と引当金概念の整理

1981（昭和56）年に商法改正が行われ、商法第287条ノ2第1項は「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と修正された。この改正は、決算書類の承認を株主総会から取締役会に権限委譲するのに伴い、引当金の目的外使用を容認していたとも取れる同条2項を削除し、株主総会の権限の及ばないところが可能となっていた利益留保性引当金を排除することを主たる目的とするものであった。併せて、引当金概念の明確化を図るため、引当額の年度帰属を厳格化する要件が付加された。

商法改正に合わせて、1982（昭和57）年に企業会計原則の注解14が削除され、注解18⁽¹⁹⁾が改正された。注解14は負債性引当金と特定引当金との峻別を求める規定であったが、特定引当金を容認していることが批判の俎上に上ったため、改正後の注解18は引当金の定義を明示するとともに、利益留保性引当金を排除する趣旨を踏まえ、発生可能性の低い偶発事象に係る引当金の計上を禁止した。また注解18は引当金の定義の中で、「特定の損失」に対する引当経理を容認した。従前より商法関係者から改正の注解18に列举する負債性引当金の例示⁽²⁰⁾では、狭きに失すると述べられており、未確定の損害賠償債務のための引当金や為替差損のための引当金を含め商法との調整を図るため、このような文言に改められた⁽²¹⁾。

さらに企業会計原則、注解18は、負債性引当金と評価性引当金を区別せず同一の定義の下で統合を図っている。貸倒引当金も他の負債性引当金と同列の例示の中に含まれ、企業会計原則上は引当金として定義の一本化が図られ、同時に、発生の可能性の低い偶発的な債務の引当計上を否認し、引当金の計上を狭く解するとみられた。

③ 金融商品会計基準及び会社法の制定と貸倒引当金の取扱い

1999年(平成11年1月)に制定された「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」という。）において、有価証券、金銭債権、金銭信託、デリバティブ等金融資産の評価方法が具体的に規定され、一部の金融資産に時価評価が適用されることとなった。

金融商品会計基準は、金融資産の評価基準について、「客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産」について、投資情報提供企業の財務認識等の観点から、「これを時価評価し適切に財務諸表に反映する」必要性を述べる(65項)ことに加え、「金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認め真に必要な場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合」に、保有目的に応じた処理方法を行うことを適当としていた(66項)。

この考え方を踏まえ、金銭債権の評価については、受取手形や売掛金は通常、短期的に決済することが予定され、帳簿価額が時価に近似しており、また貸付金は時価の入手が容易でなく売却を意図していないことが多いと考えられることから、債権自体金額による評価を原則とした。そして、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額

の減少について、貸倒見積高の控除により評価を行うこととした（68 項）。

貸倒見積高の算定に当たっては、金銭債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（貸倒懸念債権）、③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分（27 項、91 項）し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を規定した。具体的には、①一般債権については貸倒実績率法⁽²²⁾、②貸倒懸念債権については財務内容評価法⁽²³⁾又はキャッシュ・フロー見積法⁽²⁴⁾の選択適用、③破産更生債権等は財務内容評価法⁽²⁵⁾を適用することとしている（28 項）。

この「金融商品会計基準」の制定によって、会計基準と商法計算書類規則との金銭債権の評価に関する規定の関係が明らかになり、商法計算規則の「取立不能見込額」の算定方法は、一括評価法と個別評価法が、同一の法条において並列的に認められていると解せられるところ、一般債権に対する貸倒実績率法は一括評価法とし、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対する財務内容評価法は個別評価法に相当するものとして、債権の区分による両者の適用関係がより明確になった。

なお、金融商品会計基準の導入に当たり商法計算規則第 30 条は、金融債権につき取立不能見込額控除を認める取扱いの変更はなかった⁽²⁶⁾。すなわち、金融上の債権は取立不能見込額の控除を認めた金融商品会計基準は、会社法の成立に伴い「会社計算規則」に引き継がれた会社計算規則は、5 条 1 項で資産の取得価額評価の原則を述べるとともに、同条 4 項で「取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。」と規定し、従前からの商法の取扱いをそのまま継承している⁽²⁷⁾。

このような引当金を規定した 1962（昭和 37）年改正商法において、貸倒引当金を含む評価性引当金は当初から商法第 287 条ノ 2 の引当金には含まれず、別途、資産控除項目として規定がなされた。すなわち、貸倒引当金は、商法第 285 条ノ 4 第 2 項の取立不能見込額として取扱われることとなった。取立不能見込額は、債務者ごとにその回収可能性を判断する個別評価法に基づくのが原則であったが、企業会計実務や後述する税務の取扱いを包摂する形で、同種の金銭債権グループごとに過去の実績率等に基づく一括評価法も容認された。

一方で、企業会計原則は制定当初から控除形式による貸倒引当金の表示を規定していたが、1999（平成 11）年の金融商品会計基準の制定によって、回収可能性に基づく債権の分類ごとに一括評価法又は個別評価法による貸倒見積高の算定方法が具体的に定められた。

このように、商法・会社法及び企業会計では取立不能見込額又は貸倒見積高の算定方法の中で、一括評価法と個別評価法の選択適用が一体的に取扱われている。これに対して、法人税法は一括評価法と個別評価法とが別個に取扱われてきた経緯があり、次節にてその変遷を概括した。

(3) 法人税法における貸倒引当金と債権償却特別勘定

① 法人税法における貸倒引当金規定の変遷

法人税法において貸倒引当金が導入されたのは、1950（昭和 25）年度のシャウプ税制改正の貸倒準備金制度に端を発する。当時の法人税法施行令⁽²⁸⁾において、事業年度末の貸金の帳簿価格の 1,000 分の 3 相当額と所得の 100 分の 20 相当額のいずれか低い方を限度として損金算入が認められた。この繰入限度額は、貸金残高の 100 分の 20 の額に達するまで累増することが可能であった（累積限度額）。この時代の貸倒引当金は洗替えによらず積み増せることから、利益留保の色彩が強かった。同時期に、価格変動準備金、退職給与引当金、特別修繕引当金の制度が創設され、以後、これら留保性の引当金・準備金制度が租税特別措置法、そして法人税法本法に規定され拡充されていった⁽²⁹⁾。

貸倒準備金については、1961（昭和 36）年度改正により経常的に発生する貸倒れに充当するための每期洗替える部分と臨時偶発的に発生する損失に備えるための累積的積立ての部分に分ける改正が行われたが、1964（昭和 39）年度改正により名称が「貸倒引当金」に改められ、累積限度額を廃止し、全額洗替方式が採用されることとなった。翌 1965（昭和 40）年度の法人税法の全文改正の際に、法人税法 52 条に「別段の定め」として規定が移行された。

つまり、法人税法 22 条 3 項 2 号が、カッコ書きでもって損金に算入される費用から債務の確定しないものを除く旨を定めた趣旨は、立法担当者によると、引当金を認めないことにあるとされている⁽³⁰⁾。

引当金は、1961（昭和 36）年改正商法第 287 条ノ 2 にみられるように、高度経済成長の時代背景の中で、業績を拡大する企業の内部留保を一層蓄積する役割を果たしていた。貸倒引当金についても、業種により一律に設定された法定繰入率による繰入が認められており、これが内部留保の充実という観点から活用されていた⁽³¹⁾。

これに対し、貸倒れの実態から乖離し行き過ぎた繰入額の設定に対し、「利益留保の準備金としての性格を有することになり、本来の意味の引当金の設定の趣旨を離れることになる」⁽³²⁾との批判も発生した。1971（昭和 46）年の税制調査会の答申⁽³³⁾における表現が、税制上引当金を促進していた時代から、縮減の方向へと舵を切ったひとつの転機と考えられた。同答申には、「貸倒引当金については、……一部の事業については、実際における貸倒損失発生額と乖離しており、その引当ては、いわば単に利益の留保に過ぎないことから、引当金の設定目的とする損失……の額の発生状況等を十分には握し、その繰入限度額が実績に即した適正なものであるかどうか検討する必要性を認めた」と記述されている。

この答申以降、税制改正において法定繰入率の引下げが行われ、業種ごとの貸倒れの実態に即した改正が行われた。1986（昭和 61）年の税制調査会答申⁽³⁴⁾においては、経済社会の国際化や財政状況の健全化の視点から、法人税率を引下げ課税ベースを拡大する方針が

示された。その中で貸倒引当金については、法定繰入率がいまだ実際の貸倒損失発生率との間で乖離が存在し、「法定繰入率のあり方を含め実情に即した見直しを行っていく必要がある」との指摘がなされた。そのため、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向性はそれ以降の答申に引き継がれ、法定繰入率の問題もたびたび検討の俎上に上ることとなった。

1996（平成8）年11月の税制調査会「法人課税小委員会報告」において、この方針の下で法人課税全体にわたり個別項目の検討が行われた。まず課税ベース見直しの全般的な視点として、「a. 費用又は収益の計上時の適正化、b. 保守的な会計処理の抑制、c. 会計処理の選択性の抑制・統一化、d. 債務確定主義の徹底、e. 経費概念の厳格化」という方針が示された。

そして、個別項目の検討において、「引当金は、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積りであることから、常にその見積りが適正なものであるかどうかの問題となる。公平性、明確性という課税上の要請からは、そうした不確実な費用又は損失の見積り計上は極力抑制すべきである。特に、貸倒引当金及び製品保証等引当金は、法定率によって繰入限度額を計算することができ、適正な費用又は損失の見積りを超えた引当金となっているおそれがある。」と批判されている。これは見直しの視点のうち「債務確定主義の徹底」に関連し、見積りによる費用（損失）計上を極力排除する方針によるものと考えられるとして計上したと述べられた⁽³⁵⁾。

これを踏まえ、貸倒引当金制度について「不確実な損失の見積りを極力排除し恒常的に発生する損失を見込むためのものとする考え方に立って、法定率制度を廃止し、実績率のみとする方向で検討することが適当である。」との方向性を示されたとみられた。

その結果、2011（平成23）年度改正によって、貸倒引当金を設定できる法人が、中小法人、銀行・保険会社などの一定法人に限られることとなり、原則として、貸倒引当金までが法人税法上で廃止されることになった。改正の理由は、ここでも税率の引き下げと課税ベースの拡大である。「『新成長戦略』（平成22年6月18日閣議決定）の方針の下、課税ベースの拡大等により財源確保を図りつつ、引き下げを行うこととされました」⁽³⁶⁾という立法担当者の説明がある。つまり、税率引き下げによる税収減をくい止めるために（税収確保のために）貸倒引当金も廃止された（ターゲットにされた）というのである。

しかし、さきの1996（平成8）年の「法人課税小委員会」の課税ベースの見直しの視点とはことなり、法22条3項2号が要求する債務確定とは直接には関係しないと思われる。なぜなら、貸倒引当金は、評価性の引当金であり、その繰入額は将来の貸倒損失の見積額であるから、賞与引当金や退職給与引当金のような負債性引当金とは異なるからである。

② 債権償却特別勘定制度の規定

一方、貸倒引当金の個別債権につき債権償却特別勘定が創設され、全部貸倒れには至らない金銭債権について債務者に関する一定の事由の発生を機に、損金経理により設定され

る貸方項目であり、税務署長（又は国税局長）の認定により計上する方法⁽³⁷⁾と一定の認定基準により計上する方法⁽³⁸⁾が旧通達に規定されていた。

この債権償却特別勘定は、貸倒れの特例として金銭債権の部分的な損金算入を認める趣旨で設けられた。1954（昭和29）年7月に発遣された国税庁長官通達「売掛債権の償却の特例等について（昭和29年7月24日付直法1-140直所1-77）」によれば、「債権貸倒れの特例」として、債務者について手形交換所における取引の停止処分、和議の開始決定、会社の整理開始命令等の事由が発生した場合に、債権金額の100分の50に相当する金額以内の金額を貸倒れとして「債権償却引当金」として負債の部で処理することができる旨を定めている⁽³⁹⁾。これは手形の不渡り、売掛債権の貸倒れ等の発生が激増している当時の経済事情を背景として、当面の特例措置として手当てした旨が説明されている。「債権償却引当金」は、1964（昭和39）年の通達改正で「債権償却特別勘定」と改められ、数次の部分改正を経て基本的な取扱いを維持したまま、1969（昭和44）年の法人税基本通達の全面改正で「貸倒損失」の一項目として規定が置かれた。

債権償却特別勘定の機能は、貸倒れの特例として始まった経緯から、全額回収不能を基本とする貸倒損失の厳格な認定基準を緩和するものと位置付けられている。金銭債権の評価減は禁止（法人税法33条）されており、貸倒引当金（同法52条）は債権全額に一括して法定繰入率を適用するもので個別債権の状況に応じた取扱いを定めたものではなかったため、それを補うため、税務署長等による認定手続を設け、課税当局が慎重な事実認定を確保する手段を留保することを要件として、部分的に貸倒損失を容認し貸倒れに関する実務的な要請に応える方策として通達に規定された⁽⁴⁰⁾。個別金銭債権を判断するために手を貸したとみられたと言っても過言ではなかった。

③ 金銭債権上の引当金関係

現行の法人税法52条の規定は、1996（平成8）年11月の「法人課税小委員会報告」の結論を踏まえ金融商品会計基準の制定を受けて、1998（平成10）年度改正により手直し表示された。この改正により、法人が保有する金銭債権を「個別評価金銭債権」と「一括評価金銭債権」に区分し、それぞれの区分に応じた貸倒引当金の繰入限度額の算定方法を定めた。

個別評価金銭債権は、一定の事実の発生によりその一部につき貸倒れ等による損失が見込まれる債権と定義され、個別に繰入限度額を算定する方法が導入された。これは、法人税法基本通達で行われていた債権償却特別勘定の取扱いを貸倒引当金の規定に吸収し、法文上（法人税施行令96条1項）明確化したものである。そのため、従前の債権償却特別勘定の取扱いを踏まえたものとなっている。すなわち、①会社更生法、和議法等法令の規定による整理手続における更生計画等の認可決定、②債務者について債務超過の状態が相当期

間継続し事業好転の見通しがなく、③会社更生法、和議法等法令の規定による整理手続における法的手続開始の申立て（この場合の繰入限度額は実質回収不能見込額の 50%に評価される。）等の事由の発生を要件としている。また、繰入限度額の算定に当たっては、担保権の実行等による取立・弁済見込額を控除した金額を対象に、個別債権ごとに回収可能性を評価する方法が取られた（以下、個別評価金銭債権に対する引当金を「個別評価引当金」という）。

一括評価金銭債権(法人税施行令 96 条 2 項)は、法人が有する金銭債権のうち個別評価金銭債権を除くものと定義され、一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、従前の法定繰入率による取扱いを原則的に廃止し⁽⁴¹⁾、貸倒実績率のみによる算定方法とした。これは債務確定主義を徹底し、「不確実な損失の見積りを極力排除し恒常的に発生する損失を見込む」⁽⁴²⁾のものであると説明されている（以下、一括評価金銭債権に対する引当金を「一括評価引当金」という）。

このように、法人税法における貸倒引当金制度は、貸倒準備金に端を発し、当初は一定限度までの累積が可能であったことから、企業の資本蓄積を補完する機能を有していた。しかし、1974（昭和 49）年規定、商法第 287 条ノ 2 の引当金批判と軌を一にして、法人税法上の引当金も実態と乖離した過剰な利益留保性が批判の対象となり、法定繰入率の引下げ等縮減の方向に舵を切った。その後、税率引き下げのための課税ベース拡大の要請から、引当金総額全体に縮小傾向がみられた。

一方、繰返しになるが、個別評価法である債権償却特別勘定は、債権貸倒れの特例として国税庁長官通達（のちに法人税法基本通達）に規定される制度であったが、金融商品会計基準の成立に伴う 1998（平成 10）年度税制改正において、貸倒引当金に統合される形で法定の制度となった。すなわち、貸倒実績率等による繰入限度額の算定方法を一括評価引当金とし、債権償却特別勘定の取扱いを個別評価引当金として貸倒引当金の一形態とすることにより整理を図った。また、この改正で法定繰入率は実態状況と乖離がみられるとして原則、廃止され、貸倒引当金の縮減の動向はその後も続き、2012（平成 24）年度改正では資本金 1 億円以外の普通法人や公益法人・協同組合等を除き、原則廃止の措置が取られた。企業が信用を基礎として経済活動を行っている以上、貸倒れは中小企業のみならず大企業でもみられることであるから、全体について貸倒引当金は計上が望まれるところであろう。

④ 個別評価引当金と一括評価引当金の特徴

1998 年法人税改正で法人税法における個別評価引当金と一括評価引当金は、「貸倒引当金」として統合された。この取扱いは、両者を同一の貸倒見込高ないし取立不能見込額の範囲として取扱う企業会計基準及び商法（と会社法制定後の会社計算規則）とも整合性が取れたものにするのであった。個別評価引当金に係る貸倒実績見込額も一括評価引当金に係る貸倒見込額も、確定損失でない点で質的に相違するところはなく⁽⁴³⁾、貸借対照表上も同様に債権金額から控除して表示される⁽⁴⁴⁾。すなわち、未確定（未実現）損失を表す評

価勘定として、資産から控除して表示されるという点で同質に取扱われた。

一方、個別評価引当金と一括評価引当金との差異は、将来損失の発生確度であり、引当金処理を行う必要性の強度に関係する。

個別評価金銭債権の場合、商法・会社法の立場からは、回収による換金を予定する金銭債権の実質価値評価は債権金額のうち回収可能部分であることから、回収不能となる可能性の高い部分を評価勘定を用いて債権金額から義務的に控除する処理が行われる。法人税法においても、債権の部分的損失の計上を容認する解釈⁽⁴⁵⁾や、引当金と旧債権償却特別勘定との並存の余地があるとする説⁽⁴⁶⁾が依然として主張されているところであり、法人税法第 22 条 4 項の公正処理基準に基づく処理として、金銭債権に係る部分損失の引当処理が認められるとする説が有力である。また、貸倒実務の上でも全額回収不能という損失が確定した状況に至らない段階で、部分的にでも損金を計上することにより、所得及び税額の圧縮を通じて貸倒れによる損害の早期回復が図られることが期待できるので、個別評価引当金の必要性は高いといえた。

更に、一括評価金銭債権の場合、一定期間（現行法は 3 事業年度）の過去の貸倒れの実績があれば、機械的に繰入額が計算される仕組みとなっている。恒常的に一定割合の貸倒れが発生する業種もあろうが、短期間の実績から今年度貸倒れが発生するという確証は得られない。債権の個別事情を取捨選択して経験則のみに従って見込額を算定することが必ずしも合理的な貸倒リスクの評価とは結び付かないといえる。

以上から、確定損失に至らない未実現損失として個別評価引当金と一括評価引当金とは共通の性質を有しており、評価勘定として同一性の分野に含めて表示が行われた。しかし、両者の引当対象とする損失の発生の確立度合は大きく異なっており、それが算定方法の相違に表れている。また、課税実務上の引当金処理の必要性の観点からも、両者には大きな隔たりがあるといえた。

（４）課税ベース拡大による影響

2012（平成 24）年度税制改正は、法人税法における貸倒引当金の処理の更なる縮減を図るものであった。同改正により、貸倒引当金は金融会社⁽⁴⁷⁾、中小法人⁽⁴⁸⁾及び一定の金銭債権を有する法人⁽⁴⁹⁾を除いて原則として廃止され、さらに引当金の設定対象となる債権にも限定が設けられることとなった。

この改正は「税率引き下げのための課税ベースの拡大」を図ることを目的とし、1996 年法人課税小委員会報告で示された「債務確定主義の徹底」の流れを汲み、不確実な損失の計上を極力排除するため、適用業種及び対象債権を絞り込んだとみられた。

しかしながら、2012（平成 24）年度改正は、先の 1998（平成 10）年度改正の趣旨をそのまま踏襲したものでないと見られた。第一に、「債務確定主義の徹底」は「課税の公正

・明確化の観点から、不確実な費用や長期間経過後に発生する費用の見積り計上を極力抑制⁽⁵⁰⁾するもので、具体的には法定繰入率の廃止及び実績率の算定方法の厳格な見直しを求めたことであった。その意味では、1998（平成 10）年度改正で法定繰入率を廃止したことをもって債務確定主義の主旨という所期の目的を果たしたこととなり、改めて 2012（平成 24）年度改正で、一部の大法人の過去の発生実績に裏付けられた実績率の適用すら廃止するのは、「課税ベースの拡大」、すなわち財源の確保のみを狙っての結果と考える。これは、「税率引き下げの必要性」という新たな目標からの撤退であって、債務確定主義とは別途の考慮ととらえられるだろうと考えられた。貸倒引当金の廃止に限らず、引当金の廃止は、公正処理基準としての発生主義の放棄を意味することになり、税率引き下げの必要性によって、税法が企業会計から乖離していくところになり、法人税自体が政策として用いられるようになったのである。

さらに、2012 年度改正は、個別評価引当金までもが縮減の対象とされたことである。先にみたように。個別評価引当金は債権償却特別勘定の制度に由来し、厳格な貸倒損失の取扱いを緩和する役割を果たしており、法文上の根拠の明確化のために貸倒引当金の条項に吸収された経緯がある。過去からの法人税法における引当金縮減の論拠は、一括評価引当金に当てはまるものであるが、債権償却特別勘定の取扱いが、引当金の制度に吸収されたが故に、2012 年度の制度改正で一括評価引当金と同列に廃止対象になったものと推察される。また、個別評価引当金は、実質価値が相当程度毀損した金銭債権のみを対象とするのであるが、この制度を原則廃止し、一括評価引当金が採択され貸倒実績割合になったとしても、「課税ベースの拡大」への貢献は限定的であると考えられた。

(注)

- (1) 税制調査会「平成 8 年 11 月法人課税小委員会報告」第 1 章四 3。
- (2) 法人税法基本通達 9- 6- 1~9- 6- 3 は、貸倒損失の計上時期について、金銭債権が法律的に消滅するか、あるいは経済的に事実上回収不能となり資産価値が消滅して無価値となるケースについて規定している。
- (3) 平成 21 年度改正後の法人税法 33 条 2 項は、物損等の事実又は法的整理の事実が生じた場合に評価損の損金算入を認めているが、金銭債権は企業会計上債権金額で評価され評価替えを行わないから、同項の損金経理要件を満たさない。したがって、金銭債権の価値下落による含み損は、同項の対象とならず、貸倒引当金の対象となるとの立案担当者の説明がなされている（財務省『平成 21 年度税制改正の解説』207 頁）。

- (4) これを受けて1950(昭和25)年制定の「財務諸表規則」には、「受取手形、売掛金、短期貸付金又はこれらに準ずる債権に対する貸倒見積高は、当該各資産科目に対する控除科目として、貸倒引当金の科目をもって掲記しなければならない。」(第15条)と規定された。
- (5) なお、1954(昭和29)年改正の際に、税法で設けられた湯水準備金が流動資産の例示に加わるとともに、退職給与引当金及び特別修繕引当金が固定資産に属するものとして新たに例示された(第三、四(二)A)。
- (6) 「1962年改正商法の引当金規定は、・・・企業の引当金拡大要求それと一体である国の資本の蓄積—企業基盤の強化政策を反映したものともみることができる。」(遠藤 孝『引当金会計制度の展開』(森山書店、1998年)、98頁)と指摘されている。
- (7) 味村 治「引当金と商法」『企業会計』19巻12号、47頁。
なお、同氏は、会計学上の負債性引当金の殆どが、貸借対照表への計上が強制される見積負債であり、見積負債と引当金の混同が生じていると指摘している。
- (8) 同上、47頁。
- (9) 並木俊守「商法と法務省令における引当金の概念」『企業会計』16巻6号、84頁。また、高松和男「新商法下における引当金の表示」『企業会計』15巻8号、39頁。山榘忠恕・中村忠・西山忠範・新井楷光「討論 引当金概念の純化のために」『企業会計』19巻12号での西山助教授の発言(69、75頁)。
- (10) 太田哲三「引当金の理論と実体」『企業会計』19巻12号、36頁。また、木村重義「引当金についての基本的考察」『企業会計』16巻6号、108頁。山榘他、同上での新井教授、山榘教授の発言。
- (11) 同項ただし書において、「但シ債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得」と定め、債権金額より低価で買入れた時の実質価額による評価を認めている。
- (12) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編「新版注釈会社法(8)」(有斐閣、1987年)、160-161頁参照。
なお、債権金額による評価は財産評価の一般原則である原価主義に抵触しないこと、及び実質価値による評価は手続上煩雑なことに加え、価値が必ずしも明確でなく、さらに債権金額との差異がないのが普通であること等の理由が説明されている。
- (13) 同上、158-159頁。
なお、判例も時価以下主義の立場から、弁済期が到来した金銭債権であっても、弁済を受ける見込みがないものを計上すべきではないとして、実質価値による評価をとっている。(大判昭和4年4月12日、東京控判昭和5年1月24日)
- (14) 同上、157頁。
- (15) 田中誠二・吉永栄助・山村忠平『四全訂コンメンタール会社法』(勁草書房、1984年)、1093頁。
- (16) 上柳他編、前掲注(12)、164頁。

- (17) 注解 18 において「将来において特定の費用又は収益の控除たる支出が確実に起こると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積ることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。」と規定された。
- (18) 注解 14 において「負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。」と規定された。
- (19) 改正後の注解 18 における引当金の定義は、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に減ずる金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」と規定され、現在と同様となっている。
- (20) 「製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金」を列記していた。改正後に債務保証損失引当金や損害補償損失引当金が新たに付加されていた。
- (21) 遠藤、前掲注 (6)、118-119 頁。
- (22) 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する方法（金融商品会計基準 28 項 (1)）。
- (23) 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法（同 28 項 (2) ①）。
- (24) 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（同 28 項 (2) ②）。
- (25) 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法（同 28 項 (3)）。
- (26) 債権の評価としては、時価評価を容認する改正が行われた。同条 1 項但書において、債権金額より高い金額で買入れた場合の相当の増額を規定するとともに、市場価格のある金銭債権の時価評価を容認する規定を置いた（服部榮三編『基本法コンメンタール会社法 2 [第 7 版]』（日本評論社、2001 年、131 頁））。
- (27) 会社法の逐条解説によれば、「取立不能見込額の控除をする趣旨は、将来の弁済期到来時における債権の回収可能性を事前に予想し、例えば債務者の弁済能力の低下があるときはそれを早期に認識し、その回収可能性を評価して、事前に減額しておくということであると理解される。」と述べている（江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール (10) —計算等 (1)』（商事法務、2011 年、91 頁））。

(28) 法人税法施行令 14 条 1 項に、〔青色申告書を提出する法人が、各事業年度においてその有する売掛金、貸付金、前貸金その他これらに準ずる債権の貸倒による損失の補てんに充てるため、当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価格の合計額の 1,000 分の 3 に相当する金額と当該事業年度の所得金額の 100 分の 20 に相当する金額とのいずれか低い方の金額以下の金額を貸倒準備金勘定に繰り入れた場合においては、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。〕と規定された（武田昌輔編『DHC コメントール法人税法』（第一法規出版、2013 年）、3182 頁）。

(29) 遠藤、前掲注 (6)、179 頁。

(30) 武田昌輔「法人税法における『確定した債務』の研究」『税理』第 21 巻第 9 号、10 頁。

(31) 税制調査会『昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議内容と経過の説明』（昭和 40 年 12 月）。

これによれば、中小企業の倒産が累増している経済状況を踏まえ、「中小企業の不況に対する抵抗力の強化と、その内部留保の充実に資するための減税の一つの方法として、われわれは、この趣旨に最も即応しかつ中小企業が最も利用し易い制度として貸倒引当金制度の拡充を検討」し、中小企業の繰入限度額の引上げを答申している。

(32) 武田編、前掲注 (28)、3189 頁。

(33) 税制調査会「長期税制のあり方についての答申及びその審議内容と経過の説明」（昭和 46 年）。

なお、同「説明」によれば、法人の貸倒引当金残高の 50%弱を占める金融機関の貸倒れの実態について、「きわめて長期間のうちに偶発的に生ずる性格の貸倒れを考慮するとしても、その繰入額には相当の懸隔がある」と指摘している。

(34) 税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」（昭和 61 年 10 月）

(35) このほかにも「報告」は、引当金の業種又は個別企業ごとの利用状況の開差に伴う税負担の格差を問題視している。貸倒引当金については、貸付金・売掛金等の金銭債権の残高が大きい業種の場合、課税所得に及ぼす影響が大きく、その中で貸倒れがほとんど発生していない企業であっても法定繰入率相当の損金が認められる問題を指摘している。

(36) 大蔵財務協会『平成 24 年度改正税法のすべて』2012 年、106 頁。

(37) 法人の有する貸金の債務者について、(1) 債務超過状態の相当期間の継続、(2) 担保価値以上の回収不能額が明らかとなった場合、(3) 国外利子配当の未収が長期にわたる場合等の事由が生じたとき、所轄税務署長・国税局長の認定を要件として損金経理による債権償却特別勘定への繰入を認めるもの（旧法人税法基本通達 9-6-4）。

(38) 債務者について、イ会社整理開始の申立て等、ロ破産法に基づく破産の申立て、ハ和議法に基づく和議の開始申立て、ニ会社更生法に基づく更正手続の開始申立て、ホ手形交換所における取引停止処

分の事実があった場合に、貸金等の額から保証・担保による部分を控除した金額の50%に相当する金額を、損金経理により債権償却特別勘定への繰入を認めるもの（旧法人税法基本通達9-6-5）。

- (39) この場合、損金経理した額は当該債権の金額から控除しないで、債権償却引当金として貸借対照表負債の部に計上する間接控除形式が定められている。
- (40) 武田編、前掲注（28）、1143の62頁。
- (41) 中小企業（資本金1億円超の普通法人及び相互会社を除くすべての法人）に対して、業種毎の法定繰入率を用いた算定方法の特例を残置している（租税特別措置法57条の9）。
- (42) 国税庁「平成10年税制改正のすべて」、273頁。
- (43) 同様の指摘として、内川菊義『引当金会計の基礎理論』（森山書店、1998年）、172-4頁。
- (44) 引当金を、その対象とする資産科目に対する控除科目として、各資産科目別に、又は一括して控除する（財務諸表等規則20条1項本文、ただし書1号、34条、会社計算規則78条1項）。ただし、例外的に各資産から直接控除して表示することも可能である（財務諸表等規則20条1項ただし書2号、会社計算規則78条2項）が、その場合、控除した引当金額を各資産科目別又は一括して注記することが必要となる（財務諸表等規則a）条2項、会社計算規則103条2号）
- (45) 金子名誉教授によれば、2009年度税制改正により、例外的に資産評価損の損金算入を認めた法人税33条2項の中で、対象資産の除外（「預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権」）が削除され、金銭債権の評価損計上が条文上認められる趣旨を含むように読めることとなったことをとらえ、「この改正によって解釈論としての部分貸倒論に対する大きな障害が除かれたことはたしかである。」と述べている（金子 宏『租税法第18版』（弘文堂、2013年）、331-332頁）。
- (46) 岡村教授によれば、「部分貸倒についても、現在発生し、又は近い将来において確実に発生すると見込まれる場合、評価性勘定を設け、その繰入額を法人税法第22条3項3号の損失として損金に算入できる」と解している（岡村忠生『法人税法講義第3版』（成文堂、2007年）、193頁）。
- (47) 銀行、保険会社、無尽会社、証券金融会社、銀行持株会社、保険持株会社。債権回収会社等が該当する（法人税法52条1項2号、施行令96条4項）。
- (48) ①普通法人のうち、資本金（出資金）の額が1億円以下であるもの又は資本（出資）を有しないもの、②公益法人等又は協同組合等、③人格のない社団等が該当する（法人税法52条1項1号、施行令14条の10）。
- (49) 次の法人が保有する一定の金銭債権が該当する。ファイナンスリース会社、金融商品取引業者、質屋である法人、登録包括（個別）信用あっせん業者に該当する法人、銀行子会社・保険会社子会社・農業協同組合子会社等が買い取った債権のうち一定のもの（法人税法52条9項1号、施行令96条9項）。
- (50) 税制調査会「平成8年11月法人課税小委員会報告」第2章6（2）。

第9章 改正法人税法第33条と貸倒損失に係る解釈

(1) 改正法人税法第33条と貸倒損失に係る解釈

貸倒損失は、わが国の法人税法の研究において、論じられることの多かったテーマである。その背景には、貸倒損失の事実認定をめぐる納税者側と課税庁側で見解の相違が発生し、これまでに多くの紛争が起こってきた経緯がある。

例えば、1996（昭和41）年10月17日大蔵省企業会計審議会中間報告「税法と企業会計との調整に関する意見書」では、次のような指摘がされていた。

「税法においては、貸倒れの実事認定について一定の基準を設けて規制している。すなわち、企業が債務の免除を行った場合又は債務者について破産、和議、強制執行、整理、死亡、行方不明、債務超過、天災事故、経済事情の急変等の事実が発生したため、回収の見込みがなくなった場合において貸倒処理をすることを認めている。

このような基準は、債務者の支払能力の実情に即して債権の回収不能を判断すべきことを明らかにした事実認定基準として、一般的には妥当であるが、個々の債権についてその回収不能を認定するに当たっては、この基準の適用は多くの場合厳格に過ぎるきらいがあり、税務官庁と企業との間にこれを巡っての争いが絶えない。貸倒れに関するこのような税務上の認定は、企業の貸倒れの事態に必ずしも即応していないので、企業の合理的な判断による貸倒れの余地を認めることとすることが望ましい。」（各論四2）

この意見書が出て半世紀も経過するが、現在においても、この問題の根本的な解決が図られているとはいえない。

2009（平成21）年度税制改正では、法人税法（以下、「法」という）33条が改正され、金銭債権の評価減を禁止する規定が削除された。また2011（平成23）年度税制改正では法52条が改正され、貸倒引当金が原則的に廃止されることになった。この二度にわたる法改正は、法人税法上の貸倒損失を考えるうえで、極めて重大な意義をもつといえる。なぜなら、従来の貸倒損失の解釈は、基本的にこれらの条文を前提として、その理論体系が構築されてきていたからである。

したがって、これらの法改正は、従来の貸倒損失の解釈理論の拠り所となってきた法的基盤が根本的に変化したことを意味するのか。そのうえで、このような状況下における貸倒損失をめぐる解釈理論をどう考えたらよいかについて、検討してみたい。

(2) 通達規定の問題点

貸倒損失は、法人税法上に明文規定が存在しておらず、そのため法人税基本通達（以下、「基本通達」という）が示す基準に沿って、実務上の処理が行われている状況にあ

る。かかる状況は、租税法律主義の観点からも当然、問題となる。

貸倒損失を規定している基本通達は、9-6-1、9-6-2、9-6-3 であり、それぞれ「法律上の貸倒れ」、「事実上の貸倒れ」、「形式上の貸倒れ」について定めている。これらのうち、本稿の研究対象とするのは、基本通達 9-6-2（事実上の貸倒れ）である。その理由は次のとおりである。

まず、基本通達 9-6-1（法律上の貸倒れ）では、貸倒損失の認定基準として、裁判所等の公的機関による更生計画認可決定等の手続が認定基準となっている。また、基本通達 9-6-3（形式上の貸倒れ）では、貸倒損失の認定基準として、売掛金等の債権が1年以上回収されない場合等の具体的な回収不能期間が示されている。したがって、これらの基本通達の認定基準は比較的明確であり、納税者と課税庁で見解の相違が生じることは少ないと考えられる。

これに対して、基本通達 9-6-2（事実上の貸倒れ）の定める貸倒損失の認定基準は、次のように抽象的に定められていることが特徴的である。

法人税基本通達 9-6-2（回収不能の金銭債権の貸倒れ）

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

このように、基本通達 9-6-2 では、金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合（以下、「全額回収不能基準」という）に、貸倒れが認められるとされている。しかし、この通達規定は抽象的であり、どのような状況をもって全額回収不能といえるかは、しばしば見解の相違が生ずるところである。

基本通達 9-6-2 の全額回収不能基準の妥当性については、例えば、有名な興銀事件（最高裁平成 16 年 12 月 24 日判決）では、次のように判示されている。

「法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法 22 条 3 項 3 号にいう『当該事業年度の損失の額』として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そしてその全額が回収不能であることは、客観的に明らかでなければならない…」（4（1））。

このように、興銀事件判決では、第一審判決から最高裁判決まで一貫して、貸倒損失が認められる要件として、金銭債権の全額が回収不能であり、かつそのことが客観的かつ確実のものであることが必要でなければならないと判示されている。このような見解は、いくつかの例外⁽¹⁾を除けば、概ね判例によっても支持されてきたといえる⁽²⁾。

さらに問題なのは、この全額回収不能基準は、法源たる法人税法に明文規定が存在するのではなく、基本通達が独自に定めている基準であり、租税法律主義の観点から問題

となる。通達とは、上級行政庁の下級行政庁に対する命令であり、行政組織内部では拘束力を有していても、国民や裁判所に対して拘束力をもつ法規ではないので、租税法の法源とはなりえない。それゆえ、通達が法令の要求している以上の義務を納税者に課すことは許されず、また、通達が法の解釈以上に厳格であったり硬直的であることも許されない、と解されるべきである⁽³⁾。

以上のことから、貸倒損失について、次のような問題を指摘することができる。

第一に、貸倒損失の問題は、その認定基準に求められると考えられること、第二に、その認定基準は、基本通達によって規定されている状況にあり、その中でも基本通達 9-6-2 の全額回収不能基準は、抽象的で当事者間において見解の相違を生み出しやすくなっていること、第三に、全額回収不能基準は、通達が独自に定めるものであり（通説では、こういわれている）、その妥当性は法源に照らして検証してみる必要があることである。

それでは、基本通達 9-6-2 の全額回収不能基準は、いかなる論拠に基づいて支持されてきたのだろうか。

(3) 改正の経緯と全額回収不能の根拠

全額回収不能基準の論拠として最も広く支持され、また、法的解釈として最も整合的と思われるのが、法 33 条 2 項における債権の評価減禁止規定を論拠とする学説（以下、「債権の評価減禁止規定説」という場合がある）である。

この学説は、法 33 条解釈を核として構築された理論であり、従来から一定の説得力を持つものであった。しかし、平成 21 年度及び平成 23 年度に行われた税制改正により、前提となっていた法 33 条が改正されたため、現在ではその学説に疑義が生じてきているのではないかというのが、ここでの問題意識である。

したがって、本節では、法改正を経た現在においても、債権の評価減禁止規定説が依然として有効性を維持しているのかについて、検証したい。

① 2009（平成 21）年度改正前

2009（平成 21）年度に改正が行われる前の法人税法 33 条は、次のように規定されていた。

改正前法人税法 33 条（資産の評価損の損金不算入等）

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人の有する資産（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（次項において「預金等」という。）を除く。）につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ること

となったこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことによりこれらの法律の規定に従ってその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額（これらの法律の規定に従って行う評価換えの場合にあっては、その減額した部分の金額）は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（下線部一筆者）

3 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その資産（預金等その他政令で定める資産を除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 33 条の条文全体からは、資産の評価換えは、災害損失（2 項）、法的整理の事実（3 項）があった場合に限り例外的に認められることが示されている。ただし、第 2 項に「預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く」という括弧書きがある。この括弧書きにより、とりわけ金銭債権に限っては、例え、災害損失や法的整理の事実等があっても一切の評価減が認められない、という解釈が成り立つ。したがって、この解釈を敷衍させれば、貸倒損失は金銭債権の全額が貸倒れたときに初めて認められるという解釈が、成り立つことになる。これが債権の評価減禁止説の論拠となってきた法的論拠である。

例えば品川芳宣教授は、次のように述べている。

「評価損計上の対象となる資産からは、『預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権』（以下『預貯金等』）」という）は除かれている（法税 33 条 2 項かっこ書）。すなわち、預貯金等については、債務者側に債権の価値を損なわせるいかなる事由が生じたとしても、他の資産のように評価損の計上が禁止されている。そのため、前述の法人税基本通達 9-6-2 の取扱いにおいても、回収不能の金銭債権の貸倒処理に当たっては、その全額が回収できないことを条件にしている。……したがって、法人税法 22 条 3 項 3 号と 33 条 2 項かっこ書の規定を前提とする限りにおいては、預貯金等の一部が貸倒れになったとして損金の額に算入する余地はないことになる。」⁽⁴⁾。

それでは金銭債権の評価減は、なぜ禁止されてきたのであろうか。その理由について、立法に関与したと認められる武田昌輔教授の解説によれば、次のような説明がなされている。

「評価減の対象となる資産からは、預金、貯金、貸付金、売掛金その他債権は除かれている。また、これらの資産は一般的に評価が自明であり、また、債権についての評価は貸倒引当金によって行いうるため、これらを除外しているのである。」⁽⁵⁾。

このように品川・武田の両氏の考え方を総合すると、改正前法人税法 33 条において金銭債権の評価減が禁止されていた理由は、金銭債権には貸倒引当金（及びその前身としての旧債権償却特別勘定）の繰入による損金算入が認められており、したがって、金銭債権は貸倒引当金を通じて評価損を計上すべきであり、それ以外の方法による評価損の計上は認められない、ということになる。実際、このような見解は、課税庁側も認めているところであり、例えば、国税庁が、2009（平成 21）年度税制改正に際して発遣した法令解釈通達では、次のように述べられている。

「金銭債権に関する含み損は会社法及び企業会計において貸倒引当金というツールを用いて会計処理することとされていることから、税務上も金銭債権は評価換えの対象とならず、会計処理と同様に貸倒引当金（法 52）の定めに従って損金算入されることになる。」（平成 21 年 12 月 28 日付課法 2-5 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明【解説】 3）

このように課税庁側も、金銭債権の評価減禁止は、貸倒引当金という制度と表裏一体の関係にあることを認めている（なおこの法令解釈通達は、現在でも撤回されていない）。

② 2009（平成 21）年度改正

ところが、平成 21 年度に税制改正が行われ、法人税法 33 条は、次のように改正された。

改正後法人税法 33 条（資産の評価損の損金不算入等）

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（下線部一筆者）

3 内国法人がその有する資産につき更生計画認可の決定があつたことにより会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、第一項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（下線部一筆者）

4 内国法人について再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているときは、その資産（評価損の計上に適しないものとして政令で定めるものを除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金

額の計算上、損金の額に算入する。(下線部一筆者)

この改正により、改正前に付されていた「預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く。」という括弧書きが削除されている。したがって、この改正により、金銭債権の評価減が広く一般に解禁されたのではないかとする解釈も成り立ち得るようになった。

しかしながら、国税庁は、前述の法令解釈通達を 2009 (平成 21) 年 12 月 28 日に発遣し、その解釈を、次のように明確に退けている。

法令解釈通達 9-1-3 の 2 (評価換えの対象となる資産の範囲)

法人の有する金銭債権は、法第 33 条第 2 項「資産の評価換えによる評価損の損金算入」の評価換えの対象とならないことに留意する。

(注) 令第 68 条第 1 項「資産の評価損の計上ができる事実」に規定する「法的整理の事実」が生じた場合において、法人の有する金銭債権の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額については、法第 52 条「貸倒引当金」の貸倒引金勘定に繰り入れた金額として取り扱う。

「…物損等の事実が生じた場合の評価換えについては、評価損の計上対象となる資産の範囲が法令の規定上、棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産に限定され、それぞれの資産の区分に応じた物損等の事実が規定されていることから(法令 68 条各号)、金銭債権がこの評価換えの対象とならないことは明らかである。」(平成 21 年 12 月 28 日付課法 2-5 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明【解説】3)。

つまり、法 33 条 2 項 3 項、4 項に定める事由(災害による著しい損傷、更生計画認可の決定等による会社更生法等の法的整理、再生計画認可の決定等)がない限り、金銭債権の評価減は引き続き認められないということである。

しかし、当該改正が行われてから 2 年後の平成 23 年度税制改正において、債権の評価減禁止規定説を正当化する根拠となってきた貸倒引当金が、原則的に廃止されることとなった。これにより債権の評価減禁止の解釈理論もその前提が崩れてしまうことになる。

そこで次に、平成 23 年度税制改正による影響について検討する。

③ 2011 (平成 23) 年度税制改正—貸倒引当金の原則的廃止 (52 条)

2011 (平成 23) 年度税制改正において、2012 (平成 24) 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、貸倒引当金が原則として廃止されることとなった。ただし、中小法人等、銀行、保険会社その他これらに準ずる法人等については対象外となっている(法 52 条 1

項)。

この 2011 (平成 23) 年度改正は、貸倒損失にとって極めて重大な意義を持っている。

第一に、貸倒損失に備える次善の策として機能していた貸倒引当金が廃止されたことにより、貸倒損失が損金算入されるタイミングが、実際に債権が貸倒れた時点に限られることになった。

第二に、すでに確認したとおり、貸倒引当金が、法 33 条の債権の評価減禁止規定と表裏一体の関係を構成していた以上、貸倒引当金の廃止は、債権評価減禁止の解釈にとって重大な変更を及ぼすと思われる。そのため、2011 (平成 23) 年度税制改正において貸倒引当金が廃止されたことを加味して、債権評価減禁止規定への影響をまとめると、以下のように整理することができる。

① 改正前法 33 条では、金銭債権の評価減禁止が定められていた。その根拠としては債権の評価減は貸倒引当金を通じて行うべきであり、このことは課税庁自身が法令解釈通達の中で認めてきたところであった。

② 2009 (平成 21) 年度税制改正において、法 33 条の金銭債権の評価減禁止の規定が削除された。これにより債権の部分的な貸倒れが容認されたのではないかと見る向きもあったが、課税庁側は法令解釈通達を発遣し、引き続き、災害、会社更生法等法的整理の一定の事実があった場合のみ例外的に債権の評価減が認められる旨を明らかにした。そして、債権の評価減については、引き続き貸倒引当金を通じて行うべきであることとされた。

③ 2011 (平成 23) 年度税制改正において、貸倒引当金が原則的に廃止された。そのため、①の金銭債権の評価減禁止の前提が崩れてしまい、②の主張を支えてきた理論的支柱も崩壊することになった。

以上の考察により、2009 (平成 21) 年度及び 2011 (平成 23) 年度の 2 つの税制改正を経た現在においては、法 33 条 2 項の債権の評価減禁止規定説に基づく否定の考え方は、金銭債権の評価禁止の規定の定めは、もはや妥当していないというのが、一応の結論としていえる。

(4) 法人税法上での貸倒損失の計上の是非

2009 (平成 21) 年度及び 2011 (平成 23) 年度の二度にわたる法改正は、従来の貸倒損失の認定基準である「全額回収不能基準」を支えてきた「債権の評価減禁止規定説」に基づいた論拠を、無効なものとする事となったといえるのであろうか。つまり、これまで覆すことが困難であった「全額回収不能基準」の貸倒損失条件の妥当性が失われた以上、新たな認定基準に移行すべき絶好の機会が到来しているといえるのであろうか。あるいは、全額回収不能基準を支持する別の論拠でもって、課税庁は二度の法改正に拘わらず、貸倒損失の認定を変更しなかったのであろうか。

① 部分貸倒れの可能性

2009（平成 21）年度及び 2011（平成 23）年度の両税制改正が行われた現在では、従来の債権の評価減禁止の主張はもはや妥当であるとはいえないと仮定して考察してみる。

部分貸倒れであっても、それが法 22 条 4 項の公正処理基準に照らして妥当性があれば、損金経理を認めるべきではないかと思われる。この見解は、次項で述べる金子氏の「2つのカテゴリー論」に通じる。例えば、米国税法では部分貸倒れの損金算入が認められており、実際に適用されている⁶⁾。また、平成 21 年度税制改正によって、法第 33 条 2 項は、「有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合」等に「その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」として、債権についても部分的損失の損金算入を認めるようになっている。

このような解釈の方が、通常の文理解釈ではなかろうか。そうすると、法 22 条 4 項で部分貸倒れを認識することになるが、法 33 条 2 項は、法 22 条 4 項の確認規定であるとの法構成を理解することになる。

しかしながら、債権の部分貸倒れによる損金算入が認められなかった理由は、それが法 22 条 4 項の公正処理基準に反するからではなく、「債権の無価値部分を確定的に捕捉することは困難である」（興銀事件の東京高裁判決）という見解が有力である。つまり、当該債権の部分的な損失を認識することは難しく、主観的になりやすいので、全部貸倒れの方が公平な取扱いになるとする立場の見解である。

しかし、全額貸倒れの確定に際して、債権者が債務者の資産状況や支払能力等によって債権の価値を捕捉しなくてはならないのであれば、債権の無価値部分を捕捉することも可能なのではないだろうか。このような疑問から、不良債権に関しては、中井稔教授が述べているように「近年バルクセール（市場）が形成されたのを受けて、不良債権の売買価額は殆ど無価値に近い水準（元本の 1 割以下）で取引されていた。そもそも市場形成の如何に拘らず、債務者が債務超過に陥って支払能力に欠陥がある債権に対して正常な買い手が現れることは皆無とみるべきであり、このことから株式と同様に、深刻な債務超過に陥って弁済資力に疑義が生じた場合には債権の市場価値は限りなくゼロ評価に近似すると解すべきである。」⁷⁾と考えられるので、債務支払い力不能部分の貸倒れも償却されてもよいのではないかと考える。

また、法人税法の改正の経緯からみても、1998（平成 10）年度の改正によって個別貸倒引当金の制度が採用されるまで、基本通達によって債権償却特別勘定制度が認められており、この制度は「実質的には金銭債権について評価損の計上を容認しようとしているもの」と解されていた。

部分貸倒れの損金算入に賛同された金子宏教授は、個別貸倒引当金について「その一部につき貸倒れ等による損失が見込まれる金銭債権のその損失の見込額として貸倒引当金勘

定に繰り入れた金額の損金算入を認めた制度で、債権償却特別勘定を貸倒引当金の一類型として制度化したものである。」と述べ、それまでの債権償却特別勘定の運用については「国税庁は、部分貸倒れの問題を十分認識し、結果においては部分貸倒れの損金算入を認めて税負担を軽減したのと同じ措置を講じてきたのである。」としている⁽⁸⁾。

それでは、部分貸倒れについての認定基準としては、どのようなものが相応しいのだろうか。最も有力な議論として知られる、金子 宏氏のいう「2つのカテゴリー論」を検討することとした。

② 部分貸倒れの検証

金子 宏氏は、2002（平成 14）年に「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」という論文を発表し、そこで改正前法人税法 33 条 2 項に基づいて、次のような自説を展開している。

「法人税法が、損失を、(1)損益取引に基づき実現した損失と、(2)所有資産の価値の減少という未実現の損失、という 2つのカテゴリーに区別し、前者は当然に損金に算入され、後者は別段の定めがある場合にのみ損金に算入することを認められていることから、33 条 2 項が金銭債権を除外しているのは、なんら部分貸倒れを否定する趣旨を含むものではなく、金銭債権の価値の減少の取扱いは 33 条 2 項の範囲内の問題ではなく、損益取引に基づく損失の問題、すなわち(1)のカテゴリーの問題として別個に検討すべき問題であることを確認的・注意的に規定したと解すべきである。……このように、部分貸倒れは 33 条 2 項によって否定されているわけではないから、部分貸倒れが認められるべきかどうかは、もっぱら『公正妥当な会計処理の基準』の解釈の問題である。たしかに現在の基本通達は、部分貸倒れを認めていないが、通達は、法規範ではなく、法令の解釈基準であり、執行基準である。……租税法律主義の下では、それが法律の正しい解釈であると認められる場合には、通達の解釈と異なる解釈が認められるべきである。」⁽⁹⁾。

つまり、金子氏は、損失を、①実現した損失（22 条適用）と、②未実現の損失（33 条適用）の 2つのカテゴリーに分類し、部分貸倒れは、①のカテゴリーに属しているので、当然に損金算入が認められる。損失は「実現した損失」として、法 22 条 3 項 3 号を解釈している。そして、改正前 33 条において債権の評価減禁止が括弧書きで規定されていたのは、部分貸倒れは、法人税法において、①のカテゴリーとして取り扱われるものであり、②のカテゴリーには含まれないことを確認的、注記的に表現したものであるとしている。金子氏は、このような自説を、「2つのカテゴリー論」と呼称している⁽¹⁰⁾。

金子氏の「2つのカテゴリー論」は、貸倒損失をめぐる法的解釈として妥当なものと考えている。しかしながら、この説を現在において無条件に認めるわけにはいかないとも考えている。その理由は次のとおりである。

第一に、金子氏の論文では、貸倒損失が「損失」であることが前提とされているが、

実現＝「確定」であれば、法 22 条 3 項 2 号の債務確定主義が働くこととなり、同項 3 号の損失にも適用されるのか。

第二に、この「確定」については様々な解釈があり得るが、その中の一つとして、債権の全額が回収不能になったことをもって「確定」したと考える解釈が成り立ち得る。この際、全額回収不能であると考えれば、部分貸倒れは、認められないこととなる。

したがって、これらの点を改正後の法的条件に照らしてなお有効であるかの検証を行う必要があると思われる。

③ 法人税法上の貸倒損失

法人税法上において、貸倒損失はどのように解釈されるのだろうか。まず、貸倒損失を課税所得算定上の損金として認めるということは、多くの論者が一致して認めているところである。例えば、金子 宏氏は次のように指摘している。

「貸倒損失は、事業の取引活動に基づく損失である。より一般的な表現を用いれば、それは外部との損益取引の結果として生ずる損失であり、企業会計上も実現した損失として費用に算入することが当然のこととして認められている。法人税法においても、それが採用している実現主義の原則下で、外部との損益取引に基づく損失として、公正妥当な会計処理の基準の解釈として、当然に損金に算入することが認められている。」⁽¹¹⁾。

金子氏によると、「取引」とは外部との法的取引を意味し、原則として「実現」した所得のみが課税の対象となる⁽¹²⁾が、損失も外部取引である以上は、「実現」が原則となるであろう。

ところで、これまで述べたとおり、法人税法には貸倒損失に対する明確な規定が存在しない。したがって、貸倒損失の意義は、一般に規定された損金、原価、費用、損失等の規定に照らして確認する必要がある。これらの規定は、法人税法 22 条 1 項、3 項、4 項で定められている。

法 22 条 3 項に、損金算入が認められるものが定められている。それは、「別段の定め」があるものを除き、①売上原価等の原価の額、②販売費・一般管理費等の費用の額、③損失の額の 3 つであることが明示されている。そして、これらの売上原価、費用及び損失は、4 項の定めによって一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものであることが定められている。

したがって、貸倒損失については、「別段の定め」がない以上、売上原価、費用、損失のいずれかのカテゴリーに属することになる。貸倒損失が、3 号の「損失」であれば明文上の制約はないが、1 号の「売上原価」に該当する場合は「収益に係る」という制限が生じ、また 2 号の「費用」に該当する場合は、「確定したものに限る」（換言すれば、確定していないものは認められない）という制限が生じることになる。

それでは、法人税法 22 条 3 項 3 号の「損失」には、なぜ 1 号の原価のように「収益に係る」とも、2 号の費用のように「債務の確定」とも、明記されていないのであろう

か。これについて、品川芳宣教授は、次のように述べている。

「……損失については、収益との直接的対応があるわけではないので、それが生じた事業年度の損金の額に算入するという極めて期間対応的なもの（収益費用の直接的対応はない）である。しかも、その様態についても、災害等により資産が滅失した場合、資産の機能が陳腐化したことにより有姿のまま除却を余儀無くされる場合、貸倒損失のように債権・債務の破綻から生じる場合、詐欺、横領等による損失のように反射的に損害賠償請求権を取得する場合等のように極めて多様である。そして、そこには、費用同様に期間的に生じるものであっても、費用のように債権・債務関係に基づくものは極めて稀である。そのため、損失の計上については、費用のように債務確定基準が明示されていないが、税法上要請される租税収入の確保、課税の公平等の観点から、確定的な損失の計上が必要とされているものと解される。」⁽¹³⁾。

また、武田昌輔教授も、次のように指摘している。

「しばしば問題となるのは、損失の額については費用と異なり、債務確定の要件が附されていないという点である。これは、損失の場合には、もともとが焼失額のように債務の確定のないものが存するところであるから、これを要件とすること自体が実態に即応しないことになるからである。つまり、焼失等のような自然的災害による損失もあり、また、盗難、詐欺、横領等のような損失もあるので、これに債務の確定という要件を附することは適当でないからである。」⁽¹⁴⁾。

こうした考え方を総合すると、「損失」に収益との対応関係や債務の確定が明記されていないのは、損失という経済事象の特殊性・多様性によるものと考えられる。言い換えれば、「売上原価」は、収益との個別対応関係によってその範囲を確定することが可能なものであり、「費用」は経常的に発生し、期間対応の費用としてある程度予測可能なものであるからこそ、債務の確定という様態の時期を特定して一律に基準化することが可能になるのである。これに対して、「損失」は、原価や費用のような個別的・期間的対応や予測可能性の及ばない、イレギュラーな領域における純資産減少の経済的事象を主として射程に入れており、このような損金の色分けが考慮されているからこそ、収益との対応や債務の確定といった制約が付されていないものと、解される。

しかしながら、ここで留意すべきなのは、損失に明示的な制約が付されていないからといって、これを無制限に認めるということは法解釈として適当ではないという点である。

この点について、品川芳宣教授は、次のように述べている。

「損失の計上時期については、明文上の規定がないから直ちに法人税法第 22 条第 4 項に規定する『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従うというよりも、債務の確定基準に準じて、当該事業年度に損失が生じたことが確実と認められるもの（債務の確定になじむ損失又は債権の消滅により生じる損失については、それらの確定の時）に限定して損失計上が行われるべきものと解される。」⁽¹⁵⁾。

つまり、債務確定基準が設けられている趣旨に配慮して、当該事業年度に損失が生じたことが確定したと認められるものに限定して損失の計上が認められると解しているのである⁽¹⁶⁾。

例えば、大阪地裁昭和 44 年 5 月 24 日判決（税資 56 号、703 頁）は、貸倒損失の計上に関して、「法人税の場合には、国家財政上及び国民経済上の見地から、法人のいかなる純資産の増加に、担税力の基礎となる所得を認めるべきかという政策的観点に立って、税額の計算に関し、課税の公平を図ろうとするものであるから、純資産の減少の原因となる事実について、企業会計の場合よりも厳格なある種の制約を加えることは、当然起こりうることである。」また、「債務者が支払能力を喪失した等の事情により当該債権の回収が不能となる事実が確定した場合に、所得の計算上、右事実の確定した日の属する事業年度の損金となる」と判示している。

この判例では、貸倒損失の計上に関して全額回収不能とする厳格な判定基準が存在するのは、課税の公平を図るためであり、またそれは、損失の債務確定を要求しているのである。この点は、興銀事件でも、繰り返されていた。つまり、興銀事件高裁判決では、次のように述べている。

「債権の全額が回収不能であるとは、債務者の実際の資産状況、支払能力等の信用状態から当該債権の資産性が全部失われたことをいい、この場合に限って、所得の計算上、金銭債権の消滅損として、法人税法 22 条 3 項の規定により損金の額に算入することができるものである。そして、貸倒れによる損金は、その損金算入時期を人為的に操作して、課税負担を免れるといった利益操作の具に用いられる余地を防ぐためにも、全額回収不能の事実が債務者の資産状況や支払能力等から客観的に認知し得た時点の事業年度において損金の額に算入すべきであり、それが一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合する所以である。」（理由三、1）

法 33 条が改正され、さらに法 52 条の改正により貸倒引当金の計上が原則として廃止されたことで、「2つのカテゴリー論」で強く提唱された部分貸倒れが認められて然るべき議論が、課税庁から否定されてきた理由を、見出すことができる。

（5）改正法人税法第 33 条の「損失」に係る「確定」の解釈

法人が有する金銭債権という資産について、その資産価値が失われた場合には、いわゆる資産損失として、その事業年度において法 22 条 3 項 3 号の「当該事業年度の損失の額で資本取引等以外の取引に係るもの」に該当するのが原則である。この場合の損失が、法律行為という外部取引によって生じる場合には、同項 2 号の債務の確定と同様に、「確定」を要するから、事実上の貸倒れの場合には、その全額の回収が事実上不能であることが、客観的に「確定」した事業年度の損金に算入することになる。

同項 3 号の「損失」に確定を要する理由は、損失が債権・債務を介する外部取引によ

って生じる場合には、恣意的な見越計上や引当金の設定を認めるのではなく、「確定」を要する旨の明文規定はないが、損失の認定において、法人の恣意性を排除すべきという法人税法本来の要請からくるものである。つまり、課税の公平の観点から、可能な限り客観的に覚知し得る事実関係に基づいて計上すべきであるという債務確定主義の趣旨に沿うものでなければならないのである。この点を確認しているのが、基本通達 9-6-2（事実上の貸倒れ）であると考えられる。つまり、基本通達 9-6-2 は、事実上の貸倒れに関する認定基準ではなく、全額回収ができないことが明らかになった（確定した）事業年度に貸倒損失を計上できるという期間帰属を明確にした通達であると理解したい⁽¹⁷⁾。

損失に「確定」の明文規定はないが、これは、損失の発生原因が多種多様であって、大部分が事実の発生によって生じ、債権・債務を介する外部取引によって生じることが希であるという事情にすぎない。換言すれば、「損失」という概念は、それ自体に「債務の確定」という意味を含んでいると解されるのである⁽¹⁸⁾。

繰返しにはなるが、法 33 条・法 55 条等の改正で貸倒引当金による債務補填も部分的な貸倒損失の計上を適法と認められたと解釈されると言える。

(注)

- (1) 全額回収不能基準を否定した判例として、名古屋地判昭和 38 年 7 月 16 日判決があげられる（一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」『総合税制研究』No.12、132 頁）。
- (2) 最高裁昭和 43 年 10 月 17 日判決（訟月第 14 巻第 12 号、1437 頁）参照。なお、同旨の判例としては、大阪地裁昭和 33 年 7 月 31 日（行裁例集 9 巻 7 号 1402 頁）、静岡地裁昭和 33 年 9 月 5 日（行裁例集 9 巻 9 号 1869 頁）、東京地刑 25 判昭和 40 年 4 月 2 日（税務訴訟資料 54 号 694 頁）、広島地裁昭和 46 年 7 月 1 日（税務訴訟資料 63 号 1 頁）等がある（井上久彌「部分貸倒れの認識と債権償却特別勘定—貸倒れとの接点を探る—」『税理』第 31 巻第 3 号、47 頁）。
- (3) 金子 宏『租税法（第 22 版）』（弘文堂、2017 年）、109-110 頁参照。
- (4) 品川芳宣「法人税法における貸倒損失の計上時期」金子宏先生古希祝賀『公法学の法と政策 上巻』（有斐閣、2000 年）、453-454 頁。
- (5) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈（五訂版）』（財経詳報社、平成 5 年）172 頁。
- (6) 金子宏「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」『ジュリスト』1219 号、118 頁
「アメリカでは、内国歳入法典によって、全部貸倒れのみでなく部分貸倒れも認められている。すなわち、内国歳入法典 166 条 (a) 項は、1 号において、全部無価値となった債権の見出しの下に、『当該課税年度の間は無価値となったいかなる債権も損金算入が認められる。』」と規定しており、次に、2 号において、部分的に無価値となった債権の見出しの下に、債権が部分的にのみ回収しようと認められる場合には、長官は、その課税年度の間償却された部分を超えない金額の範囲内で債権の損金算入を許可することができる。」と規定している。この 2 号が部分貸倒れを認める規定

である。部分貸倒れの損金算入を求めるかどうかは、全部貸倒れの場合と異なり、納税者の選択に委ねられており、それを選択する場合には、帳簿上で当該債権のうち部分貸倒れに相当する金額を償却しなければならない。」。

(7) 中井稔『銀行経営と貸倒償却』税務経理協会、2007年、60頁。

さらに、中井稔教授は「貸付金の貸倒れと法人税法との関係」『税経通信』2005年11月号、税務経理協会、31頁において「通達の「貸金の全額が回収不能」との例示を法人税法33条2項にて補強する見解があるが、貸し金については評価性引当金の繰入れ（間接法）と評価減（直説減額）とは本質同じであるから、同条項を引用して後者のみを排斥するのは法令解釈として権衡を欠くことになる。」と述べている。

(8) 金子、前掲注(3)、118頁。

(9) 同上、116-117頁。

(10) 同上、117頁参照。

(11) 同上、116頁。

(12) 金子、前掲注(3)、320-323頁。

(13) 品川芳宣「法人税法における損金の本質」『税務会計研究』第8号、98頁。

(14) 武田昌輔「法人税の損金の研究—総説(費用と損失)」『日税研論集』第42号、7-8頁。

(15) 品川、前掲注(13)、98頁。

(16) 品川芳宣「条件付債権放棄と貸倒損失の認定」『税研』2001年7月、66頁。

(17) 末永英男「放棄債権の貸倒損失の処理—東京地裁平成13年3月2日判決（平成9年（行ウ）第260号）について—」『熊本学園商学論集』第8巻第2号、49頁参照。

(18) 「損失」という概念は、それ自体に「債務の確定」という意味を含んでいると解されるとする見解は、興銀事件における課税庁の主張として、終始一貫している。

終 章

(1) 収益費用中心観と引当金

引当金についての論議は、昭和初頭の「財務諸表準則」の時代から半世紀を超えて行われきた経緯等から、「古くて新しい難しい問題」などと、いろいろといわれた。現在、グローバル化の中、「引当金」は、「負債性」という予想に基づくものであるが、将来確実な「債務」という理念のみでは捉えきれないとして、否定されるが如き流れがみられ、見直しの対象として位置付けられようとしている。

元々、引当金項目は、基本的には適正な期間損益を計算するための貸方科目として、貸借対照表に計上され、同時に費用配分の原則に立脚した動態論の見地に立った発生主義による費用の見越しとして、借方科目の見積り計上であるとされてきた。ところが現在のグローバル化の流れのなか、IAS 第 37 号 14 項^①には、条件付で、引当金を認識すべき基準を設け、特に、負債の計上には、確実性のみられる債務性の「負債」としてみられるべきもの以外は、計上が認められないとし、確実に将来「債務性」として発生するとされるものを認める規定を随所に網羅している。

これは、流動著しい国際経済への対処の一環として、企業側の財務上に経営破綻や倒産などにより、将来、損害発生による関係債権や株主への損害発生を恐れることに対する以前に対処する会計基準による予防的な事前措置規定であるといえる。わが国の会計基準と比較して「債務」を「法的又は推定的」な面を強調し、債務決済が高い場合のみが「引当金」を認識すべきとして、確定的な「債務」としての「債務性」が明確にみられることを条件に、引当金基準を規定している。

企業会計原則注解には、現在の引当金計上につき債務性の確定的なものを対象とするような特段の規定はみられず、引当金の債務をIASのような「法的又は推定的」とするような規制はない。そのため、債務を契約や法律制定の対象とするような特別な引当金規制はみられず、確実的な「債務」履行の確約を強調するものはみられなかったため、引当金による債務履行に対処するには不十分な規定であるといえた。

引当金計上目的は、企業経営上の立場からは、次のようにいうことができる。企業自体の予算編成や原価管理など、将来の利益計画・予算計画などに採り入れられるべき重要な項目でもあるからであり、さらに、将来、予定支出や債務上の決済が確実とみられ、決済金額や補てん損失が多額であればあるほど、企業側が被るダメージ(被害)意識は大で、企業存続さえも危ぶまれることでもある。これら、一括的な損害を防御には、損害の発生を事前に予想して、「引当金」としての費用または損失を計上し、事前に均整に配分し、均等に分散しておく手立てが、損害発生を防ぐ会計上の必要な防御策でもある。

これらからも、引当金は「今なお新しい問題」として、検討し持続されるべき重要な

課題であると考え。したがって、現在、引当金については、国際会計基準の流れの中では、縮小、見直しの傾向ではあるが、企業側の会計上における引当金の適正利用に際して、その実用性はこれからも有効利用されるべきことから、引当金会計上の論題として、広く一般にも論議されるべきであるといえる。

さらに、会社法については、商法が会社法に代わった段階で会計については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として、企業会計の慣行の準拠、または斟酌規定を行われることになり、引当金経理は、企業会計原則と同様な基準として認められることとなった。従って、企業会計は収益費用中心観^②の立場としての解釈から、引当金会計については、損益法を採り入れたことといえることから、引き続き、わが国会計制度は収益費用中心観に依拠すべき引当金会計であるといえる^③。

しかるに、現在、引当金については、わが国の会計では国際会計基準への移行化の大きな変化に直面する中、会計上の引当金についても、収益費用中心観の立場から資産負債中心観への転換がみられるような傾向のなかで、会計制度にも波及する現実から、本論文でも、両者の立場について言及した。

引当金においては、その認識について2つのアプローチが成立する。一つは、収益費用中心観に基づきながら費用の認識に誘導されて引当金を計上する考え方で、もう一つは、資産負債中心観に基づきながら一定の負債の発生を認識することで引当金を計上する考え方である。前者を「損益法アプローチ」、後者を「財産法アプローチ」と定義して論を進めた。

資産負債中心観の立場が、企業会計原則、税法や金融商品取引法などにも波及すれば、わが国会計基準の認識を根本から否定し、同時に引当金会計認識を変える原因ともなる。従来の損益法アプローチそのものに固守することではなく、財産法アプローチについての論議は必要であろうが、しかし、わが国の会計上の基本的な基礎となる損益法アプローチの利用上の認識が欠かせなというこれまでの経緯がある。

引当金の認識は、まずは損益法アプローチが担い、会計上の必要条件として、収益費用中心観の立場で維持されるべきことが必要な対処法であると考えられてきた。特に、収益費用重視の立場の収益費用中心観は、企業会計原則、税法、金融商品取引法等の基本的規定であり、利益計算や配当金計上、また税額計算の基礎でもある。資産負債中心観の立場をとる「商法」規定でもみられるが、引当金規定の商法第287条ノ2規定の条文自体から読み取れるのは損益法アプローチ以外の解釈はみられない。

会計処理では、費用計上についての処理は貸借平均の原則から、借方科目から入り、その後貸方を表示する。複式簿記の原則は、借方認識優先という現れであり、発生による費用損失認識からが出发点である。引当金の認識は、基本的視点(発生主義・期間配分の原則、さらに収益費用対応の原則)が、引当金会計上の理論を支える。これらの基本的視点は、引当金の認識のすべてにおいて、費用損益を取込むことになる。したがって、損益法アプローチは、損益取引を重視する引当金会計の基本的原則であるといえる。

資産負債中心観に立脚する IFRS を中心とする国際会計は、時価評価を重視する立場は時代の潮流を取り込む手法であるといえるけれども、その実効性の発揮には、損益法アプローチによる処理手法の利用は欠かすことはできない。財産法アプローチの利点が、損益法アプローチのもつ特質と合致し、引当金計上の利用に有効に共生し、相互利用にかかる必要性の構築はみられるのであろうが、いずれが引当金会計上や引当金認識に重要視されるべきかについては、問題としてはあまりないといえる。

近年、わが国の会計は、商法を基軸に税法や証券取引法が渾然一体となり、複雑な会計基準がみられ、これに対応して引当金会計にも変革を余儀なくされた経緯等があった。ところが、国際会計に資産負債中心観の立場から、今までの収益費用中心観からの決別の傾向がみられるようになったが、それは、オフ・バランス取引の認識や経営に恣意性の介入する恐れを排除するなど、適正な会計処理の基本がおろそかになるという懸念がみられるとして、それに対処するためのものでもあった。

しかし、収益費用中心観は、企業会計原則注解 18 に引当金計上の要件を掲げ、引当金計上の条件を満たしたら、引当金計上を費用または損失として、販売費及び一般管理費や特別損失に計上できるなどの適切な対応を図っている。さらに、貸借対照表の負債の部に計上し、適正な期間損益計算のもとでの計上が認められている。長年、わが国の会計基準は、収益費用中心観の立場での処理対応で、たとえ商法の解釈が資産負債中心観の立場であったとしても、明確に財産法アプローチのみで損益法アプローチは採らないとするような具体的な規定はみられなかったことから、引当金会計について、収益費用中心観の立場をとる企業会計原則上の処理上で支障となるようなことはなかったと考えられる。

重ねて言及すると、資産負債中心観に立脚する「国際会計基準」においては、確実な財務諸表の把握を目途に、詳細な時価評価重視の立場は、時代の潮流を取り込む手法であるとはいえ、そのための実効性の発揮には、損益法アプローチによる処理方法の利用は欠かすことはできないのである。

収益費用中心観に基づく純損益の算定は、経過収益と経過費用損失の差であり、他方の資産負債中心観では期首と期末純財産の差額であるので、即座的な一瞥での利便性はみられるが、期間中の経過内容はみられず、また、経営内容の原因分析、利益計画・予算計画等の詳細は損益法による利用なくしては不可能であるといえる。これらから、収益費用中心観の立場か、資産負債中心観の立場のいずれかを問うのであれば、実務的利用効果は、相互利用における取り組がみられることが重要ではと思考する。

(2) 資産負債中心観と引当金

収益費用中心観と資産負債中心観の対立は、様々な会計領域で現れると思われるが、引当金をめぐっても、その認識について 2 つのアプローチが成立する。一つは、費用の

認識に誘導されて引当金を計上する思考、すなわち収益費用中心観であり、いま一つは、一定の要件を満たした負債の発生を認識することで引当金を計上する思考、すなわち資産負債中心観である。

同様に、引当金の測定についても基本的に 2 つの対立的な手法が成立する。前者の収益費用中心観では、将来の費用性支出を見積もり、それを費用原因が発生した会計期間に見越計上する方式であり、後者の資産負債中心観では、引当金の対象となる負債の市場価格、あるいは当該負債の決済に必要な将来支出の割引現在価値によって毎期の引当費用を測定する方式である。

そこで、引当金会計の現状はというと、周知のように、企業会計原則注解 18 は実質的には、機能しておらず、資産負債中心観でもって引当金を認識する思考へと変化している。この思考方法に基づく引当金会計基準の典型が、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」である⁽⁴⁾。

それによると、引当金は「時期又は金額が不確定な負債 (liability)」(para.10)であり、費用の相手勘定ではない。その「負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務 (obligation) で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予測されるもの」(para.10)と定義されている。

そして、IAS 第 37 号はこの定義に基づいて引当金の認識基準を次のように示している。

「引当金は、次の場合に認識されなければならない。(a) 企業が過去の事象の結果として現在の債務 (法的又は推定的) を有しており、(b) 当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ (c) 当該債務の金額について信頼できる見積りができる場合。これらの条件が満たされない場合は、引当金を認識してはならない。」(para.14)。

この引当金によって認識される債務は、当該企業がそれを履行する以外に現実的に採るべき手段がなく、そのために経済的便益が流出する可能性が高いものに限られる (para.23)。

即ち、事象は発生していても、将来発生する債務、あるいは企業が将来の行動を変えることで回避できる債務は引当金の対象にならない。

このように IAS 第 37 号は、各種の偶発債務の中から上記の基準を満たすものだけを引当金として認識し、それ以外の偶発債務は、資源の流出の可能性がほとんどない場合を除いて、その概要を財務諸表で開示するものとしている (para.86)。

このように負債の定義から入る引当金の説明では、負債の性質を持たない引当金は、すべて排除されてしまう。その際の負債とは、企業外部との関係で生じる法的債務に関心がある。これでは、フロー主体の損益計算を行う収益費用中心観での引当金は、認識されない。かかる中、ストックの変動(負債の発生)に基づいて引当金を認識し、その増減を費用として計上するのが資産負債中心観での引当金であるといえるが、かかる枠組

みの中でも収益費用中心観での引当金を認識できるのではないかとの試みを、本稿は行うものである。

(3) 沼田嘉穂氏の「会計負債」の理論による引当金の肯定

引当金について、企業外部との関連で生じる法率上の債務である「負債」を期間損益でみると「負債勘定」との認識で論じて、引当金計上の根拠について考察する。

法律上（民法、商法等）の負債とは、外部に対する金銭もしくはその他の財貨の支払いまたは役務の給付についての義務をいう。これは原則的にいえば、負債とは債務を意味する。ここで、引当金を論ずるに当たっては、まず会計上の負債の概念を明らかにすることが先決問題である。

企業と企業外部との関係で生じる法律上の債権債務を貸借対照表上の資産や負債と認識するだけではなく、会計期間という概念から生じる期間と期間との間に生じる債権債務である会計資産、会計負債も貸借対照表上の資産であり、負債であると自説を唱えられる沼田嘉穂氏（以下、「沼田氏」という。）の見解を見てみよう。なお、ここでは、会計負債についてのみ論考する。

沼田氏は、「従来、負債とは外部に対して後日支払を要する義務であると解された。全く法律的にはその通りである。併しこの法律的・通俗的解釈をそのまま会計と流用したために、会計負債についてこれを解釈できない場合を生じている。」⁽⁵⁾との考えを示し、貸借対照表の貸方である負債には、「会計負債」の認識が必要であるとする。この認識がないと、貸借対照表の全部の負債科目について全体的・統一的な解釈が成立しないとする⁽⁶⁾。例えば、修繕引当金、自家保険引当金のごときは、法律の意味からは負債ではない。しかし、氏の会計負債の概念からは、かかる引当金も当然会計負債となるとする⁽⁷⁾。

それでは、会計負債とは何か。一言でいえば、それは「期間的貸借概念としての負債」といえる。まず、第一に、会計上の資産・負債・資本を期間計算の立場から把握する。貸借対照表が期間計算の結果、決算末に作成されることから見ると、資産・負債・資本の有高は期間計算を前提として構成されている⁽⁸⁾。次に、資産・負債・資本の解釈を貸借関係から把握する。これは複式簿記の計算機構と一致するものであり、複式簿記の計算は貸借概念を離れては成立せず、よってこの立場から、資産・負債・資本の解釈がつけば、それは技術的にも妥当である⁽⁹⁾。

以上の前提から、「期間的貸借説」⁽¹⁰⁾ともいうべき解釈論を展開される。

企業の生命が永久的なものであり、その経済活動が永久に継続することを前提とするとき、各事業年度の計算は継続経営計算を基とした断片計算である。この断片計算を行うためには、次の事業年度への計算上の貸借を生ずる。即ち次の事業年度へ貸した計算が行われる場合、複式技術による貸借記入の上からは借方残高を生じ、次の事業年度か

ら借りた計算が行われる場合、貸方残高を生ずる。かくて、沼田教授のいわれる貸借とは、貸借記入の技術は一般と同じであるが、貸借を企業と外部との貸借関係とはみないで、企業計算の上で内部的に事業年度間の貸借とみる。すなわち、(1) 内部貸借であり、(2) 事業年度間の貸借である点が、いままでの貸借概念と異なるのであるとの見解である⁽¹¹⁾。

ここで、会計負債について、具体的な例を設けて説明してみよう。

- ① 支出の借り（債務：例えば買掛金）……債務は支出の次期からの借りである
- ② 給付・用役の借り（製品保証引当金）……修繕など給付、用役を行う義務を当期が負担する。よって、この引当金は、給付、用役の次期からの借りである。
- ③ 費用の借り（未払費用、修繕引当金、自家保険引当金）……修繕引当金は、当期に行うべき修繕が、何かの都合で行われず、次期に繰延べられたられた場合に生じるもので、当期からみると、次期からの修繕費の借りが行われた。自家保険引当金は、火災等によって発生するがいまだ事故が発生しないために費用の支払が行われず、結果として事故の発生しうる年度まで繰延べられるために発生するもので、次期以降からの費用の借りを意味する。
- ④ 収益の借り（前受収益）……収益の次年度からの借りである。

この例示 4 項目の借りは、いずれも負債を形成する。換言すれば、会計負債とはこの例示の 4 項目の次事業年度からの借りとしての本質を有するという⁽¹²⁾。

つまり、「会計が期間損益計算公準の上に立つ限り、会計負債とは当該事業年度が次事業年度（またはそれ以降）から支出、給付、用役、費用、収益の借りを意味するものであるとして、その概念構成をすべきである。」⁽¹³⁾。

以上のように、「期間的貸借概念としての負債」と理解すれば、引当金は、当然に、「会計負債」としての実質を有し、これを一般の負債（外部負債）から別扱いする必要がなくなる⁽¹⁴⁾。

いずれにしても、このような沼田氏の理解は、借方と貸方という二面しか有しない複式簿記の機構の中で、しかも貸借対照表の貸方は、負債と資本しか表示できないために、貸借対照表の貸方は、負債か資本の何れかに該当させなければならぬという会計の持つ特質の中での産物である。明らかに、負債と負債勘定は異なるものであり、複式簿記を前提とする会計計算は、期間損益計算を行うのであり、そのためには、負債と負債勘定とは異なることを解釈の基点に置き、会計上の負債、つまり会計負債は、期間と期間の貸借から生じる負債であることを問うている。

これらの問題としている資産負債中心観においても、会計負債が認められるのであれば、期間損益としての引当金は、積極的に解してその計上を認めるべきであるといえる。

(4) リスク・シェアリング会計による引当金の肯定

さらに、期間間における企業の株主相互間の利害調整の観点から、いわゆるリスク・シェアリング会計における引当金の会計負債としての引当金計上の是非につき論究した。

すでにみたように、負債勘定には、企業と企業外部との法的債務のみならず、同一企業内の当期と次期というような期間と期間の債務（当期の借り）、すなわち、会計負債も含むものと考えられる。会計負債とは、「債務は勿論その重要な部分であるが、これとともに『費用の次年度からの借り』もまた期間計算の上からは会計負債でなければならない」⁽¹⁵⁾。この両者の取引を記録することで、会計は正しい期間損益計算を行っているのである。

そこで、「期間的貸借概念としての負債」の認識の必要性を、さらに考えてみたい。

期間と期間との貸借という考え方が会計の本質として採用されているということは、企業会計をめぐる対立する利害関係者の利害をいかに調整するかという視点から、会計は、期間損益計算の会計構造の中でできあがっているものといえる。つまり、期間と期間という関係（ここでは仮に当期と次期とする）は、利害関係者を株主のみに限定すると、当期の株主と次期の株主との利益分配をめぐる秩序を形成しなければならない。次期に発生する損失を発生もしていない当期の損失として利益から控除されて、残りが利益分配されるようでは、当期の株主は損をし、次期の株主は当期の株主の犠牲のおかげで得をすることになる。これでは、会計の秩序は保たれないばかりか、正しい期間損益計算も成立しない。したがって、期間的貸借をめぐる会計秩序を維持するには、利益をどう分配するかではなく、損失を当期と次期の株主相互間で、どう負担し合うかでないといけない。

以上のような、期間と期間との株主相互間の利害の調整、しかも、利益ではなく損失の負担を分け合うところに期間損益計算の意義を見出して、制度会計の計算構造を究明しようとする会計をリスク・シェアリング会計といっている⁽¹⁶⁾。

引当金を計上した期間では、「（借方）〇〇引当金繰入×××（貸方）〇〇引当金×××」の会計処理がなされ、借方、引当金繰入の処理は、当期の利益を減額することにより、損失を当期が負担し、次期（正確には次期以降だが、便宜上、次期とする）に損失が実現するまで、留保される。この意味で、当期は次期に借りがあり、引当金は会計負債となるのである。

リスク・シェアリング会計では、引当金を繰入れ計上した当期の株主と留保された損失が実現した次期の株主とは、株主は異なっているが、株主相互間の利害調整はなされていると考えることになる。その理由は、損失が実現する次期において引当金繰入れの損失を負担させることを避けるため、いわばこの損失の準備として、その原因をもたらしたがゆえに収益をあげている当期に負担させることにより、期間相互の株主の調整

を図っているとみるべきであるからである⁽¹⁷⁾。つまり、「企業活動が将来の損失を発生させるものであるならば、それに対する負担と引当はなされなければならない。」⁽¹⁸⁾のである。

引当金は、費用が発生していないのに費用に計上し、外部に対する債務ではないのに負債として扱われ、負債勘定に計上される。そこで、かかる問題の解決方法として、借方の引当金繰入の計上を認めるためには、費用発生主義ではなく、発生主義を拡張して費用原因発生主義で解釈がなされている。もう一方の貸方の引当金の計上については、外部に対する負債ではないので、「負債性」引当金とネーミングして解決している。また、資産負債中心観を採ったからといっても、外部に対する法的負債でない以上は、計上できない。しかし、繰り返しになるが、企業活動が将来の損失を発生させるものであるならば、それに対する損失の負担とそれへの引当てはなされなければならないのである。

このジレンマへの対応が、沼田氏の主張する期間貸借概念としての会計負債の解釈理論であり、リスク・シェアリング会計の会計期間相互間の株主の利害調整の理論である。視点を変えれば、元来、複式簿記を前提に貸借対照表の資産、負債、資本（純資産）のそれぞれの勘定で処理するのであれば、負債勘定には、当然に外部との法的負債と内部での期間と期間の貸借から生じる会計負債は、含まれるものとする。正しい期間損益計算を標榜する会計においては、会計負債は必要な認識項目であるので、会計負債を排除する資産負債中心観である国際会計基準は、はじめから複式簿記をある意味で放棄しており、また正しい期間計算を行おうとする意思はないものと考えられる⁽¹⁹⁾。

（５）期間的貸借概念と会計上の負債

複式簿記の計算は、貸借概念を離れて成立せず、よって、この立場から、貸借対照表上の貸方である負債と資本の解釈が行われなければならない。この場合の負債は、もちろん負債勘定である。したがって、複式簿記を意識した会計であれば、外部との法的負債も内部での期間貸借から生じる会計負債も当然に、貸借対照表上の負債でなければならない。会計基準が求めている負債は、外部との法的負債であって、会計負債は入っていない。資産負債中心観の国際会計基準では、外部取引のみにおける会計であるといわれる簿記離れの会計基準だからであるといわれるのである。

しかし、収益費用中心観の引当金会計基準がストックに拘束されることなく、その認識対象を将来に向けて発生主義を拡張できるのに対して、資産負債中心観では、引当金の範囲を決算日時点で存在する義務に限定し、それによって財務諸表の客観性を保持しようとする基本思考である。期間的な貸借をも債権債務と認識するのであれば、資産負債中心観の会計を意識した負債、つまり負債勘定であれば、期間の借りとしての負債は、当然、考慮されるべきであり、そうでないと、正しい期間損益計算ができないと考える。

期間貸借概念から出てくる会計負債の考え方、また期間相互間の株主の利害調整のために損失を負担し合うリスク・シェアリング会計の考え方からは、当然に引当金は負債である。よって、期間的貸借を喪失したといえる資産負債中心観の負債概念を外部の法的負債に限定せず、期間借りである会計負債も負債と考えれば、引当金は、排除されるべきものではないのではといえる。

(注)

(1) IAS 第 37 号(引当金、偶発負債及び偶発資産)14 項の規定は、以下のとおりである。

引当金は、次の場合に認識されなければならない。

- a. 企業が過去の事象の結果として現在の債務(法的又は推定的)を有しており、
- b. 当該債務を決済するために、経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く
- c. 当該債務の金額について信頼性のある見積ができる場合

とし、これらの条件が満たされない場合には、引当金を認識してはならない。

(2) 松本敏史「引当金の認識と測定-4つの会計モデル-」『経営学論集』第 45 巻 3 号 2005 年 62 頁。

「損益法」は、また「収益費用中心観(revenue and expense view)」で、一方、「財産法」は、「資産負債中心観(asset and liability view)」である。これらの用語や概念については、藤井秀樹「会計観の選と概念フレームワークの構築—FASB 1976 年討議資料における二つの会計観について—」『経済論議』第 150 巻 1 号(京都大学経済学会、1992 年)、114-135 頁を参照した。

(3) 平井克彦「引当金会計論(6)・引当金と商法-」『経営論集』第 38 巻 2 号 21 頁。

(以下、上掲、『経営論集』補足文)

引当金の狭義説論者、商法学者久保欣哉教授は、「株式会社法の引当金、就中、負債性引当金の果たす機能に着目して解釈すべきで、合わせて計算書類の公示性の観点からも考慮すべきである。株式会社法の現状が期間損益計算を保証する方向に展開し、立法論はもとより解釈すれば可能な限り「損益法」を貫くのが正当であるから、・・引当金も、この観点から考察すれば足りると信ずる。引当金が評価性たると負債性たるとを問わず、費用の見積り計上ないし、少なくとも引当金は損益法の概念から期間損益計算の機能が存するとみるのが正当である(「法的概念としての引当金」『青山法学論集』第 4 巻 2 号 27 頁)」を引用され、大略、このように述べられた。即ち、商法の引当金の目的は、期間損益計算の思考を採用したので、商法の解釈にあたっては公正な会計慣行に従えば、「損益法」の立場も支持できるということであろう。もともとは、商法の意図は財産法的思考からでも、期間損益計算を重視できれば、結果は損益法に結着すると考える。

(4) 以下の IAS 第 37 号の記述は、日本公認会計士協会訳『国際会計基準書 2001』(同文館、平成 13 年) 677-709 ページを中心に、企業会計基準委員会「引当金に関する論点の整理」(平成 21 年 9 月 8 日)及び松本、前掲注(2)を参照にした。

- (5) 沼田嘉穂「期間的貸借概念と資産・負債・資本の実体」『會計』65巻2号、189-190頁。
- (6) 同上、184頁。
- (7) 同上、190頁。
- (8) 同上、184頁。
- (9) 同上、185頁。
- (10) 同上、185頁。
- (11) 同上、185頁。
- (12) 同上、189頁。
- (13) 沼田嘉穂『企業会計原則を裁く』（同文館出版、昭和54年）、169頁。
- (14) 沼田嘉穂『会社財務諸表論』（白桃書房、昭和47年）、107頁。
- (15) 沼田嘉穂「特定引当金」『産業経理』第37巻第12号（1977.12）、4頁。
- (16) リスク・シェアリング（risk sharing）会計は、藤田昌也氏によって提唱され、末永英男氏が補足されている。関係する文献は、以下のとおりである。
- ①藤田昌也『会計利潤論』（森山書店、1987年）。
 - ②———「制度会計の理論—リスク・シェアリング会計」『會計』142巻4号（1992年）
 - ③———「現代日本の会計制度の動向—会計の制度化」『会計理論学会年報』7号（1992年）
 - ④末永英男「リスク・シェアリング会計について—制度会計の新視点」『企業会計』49巻1号（1997年）
- (17) 末永英男「リスク・シェアリング会計について」『企業会計』第49巻第1号、82頁。
- (18) 藤田昌也「引当金考」『会計専門職紀要』（熊本学園大学大学院会計専門職研究科）第3号、10頁。
- (19) 安藤英義氏によれば、IFRSは直訳すれば国際財務報告基準であり、会計基準が、会計から報告へと変更されており、IFRSは、簿記に無関係であるとされる（安藤英義「簿記会計と財務報告はやがて別物？」『産業経理』69巻4号（2010.1）、3頁）。

【参考文献・論文等】

【著書】

- 新井清光『企業会計原則論』（森山書店、1985年）
——『日本会計・監査規範形成資料』（中央経済社、1989年）
——『現代会計学（第5版）』（中央経済社、2000年）
——『現代会計学（第7版）』（中央経済社、2003年）
伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』（日本経済新聞社、2012年）
稲垣富士男『財務諸表通論』（中央経済社、1996年）
上田明信『改正会社法と計算規定』（商事法務研究会、1963年）
植野郁太『基礎財務諸表論（改訂版）』（中央経済社、1988年）
内川菊義『引当金会計論』（森山書店、1985年）
——『引当金会計の基礎理論』（森山書店、1998年）
宇南山英夫『企業会計原則精解（改訂版）』（中央経済社、1977年）
江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール（10）—計算等（1）』（商事法務、2011年）
遠藤 孝『引当金会計制度の展開』（森山書店、1998年）
岡村忠生『法人税法講義（第3版）』（成文堂、2007年）
角瀬保雄『経済民主主義と企業会計』（税務経理協会、1984年）
金子 宏『租税法（第18版）』（弘文堂、2013年）
——『租税法（第22版）』（弘文堂、2017年）
上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法（8）』（有斐閣、1987年）
河野明史他『完全比較国際会計基準と日本基準』（雄松堂書店、2011年）
木村重義『会計原則コンメンタール』（中央経済社、1960年）
熊谷重勝『引当金会計の史的展開』（同文館出版、1993年）
久保欣哉『新株式会社社会計法』（中央経済社、1964年）
黒沢 清『精説企業会計原則』（中央経済社、1986年）
経済企画庁『現代日本経済の展開』（大蔵省印刷局、1976年）
會田義雄『会计学』（税務経理協会、1981年）
——『財務諸表論（全訂版）』（税務経理協会、1981年）
斉藤 奏『特定引当金の理論と実務』（商事法務研究会、1975年）
椎名市郎『現代財務諸表論の基礎理論』（税務経理協会、2004年）
寫村剛雄『会計制度史料訳解』（白桃書房、1985年）
新日本有限責任監査法人『完全比較国際会計基準と日本基準』（雄松堂書店、2011年）
菅原秀人『株式会社社会計論』（森山書店、1967年）
武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈（五訂版）』（財経詳報社、1993年）

- 武田昌輔編『DHC コメントール法人税法』（第一法規出版、2013年）
- 武田雄治『包括利益・過年度遡及の決算対応』（中央経済社、2011年）
- 武田隆二『会計学一般教程 第7版』（中央経済社、2008年）
- 『最新財務諸表論 第11版』（中央経済社 2008年）
- 田中誠二、吉永栄助、山村忠平『コメントール会社法』（勁草書房、1963年）
- 田中誠二・久保欣哉『新株式会社会計法』（中央経済社、1964年）
- 田中誠二・吉永栄助・山村忠平『四全訂コメントール会社法』（勁草書房、1984年）
- 田中弘、岡村勝義、田代樹彦、真鍋明裕、朴恩芝共著『国際会計基準を学ぶ』（税務経
理協会、2008年）
- 谷 保廣『IFRSと引当金会計』（清文社、2008年）
- 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』（中央経済社、1997年）
- 中井 稔『銀行経営と貸倒償却』（税務経理協会、2007年）
- 中村 忠『新版現代会計学（全訂版）』（白桃書房、1975年）
- 『現代会計学（全訂版）』（白桃書房、1977年）
- 『新株式会社会計の基礎』（白桃書房、1982年）
- 『新訂・現代会計学』（白桃書房、1982年）
- 『財務会計論』（国元書房、1984年）
- 『新版株式会社会計の基礎』（白桃書房、1988年）
- 日本公認会計士協会『会計・鑑査資料』（同文館、1977年）
- 日本公認会計士協会訳『国際会計基準書2001』（同文館、2001年）
- 沼田嘉穂『会社財務諸表論』（白桃書房、1972年）
- 『企業会計原則を裁く』（同文館出版、1979年）
- 服部榮三編『基本法コメントール会社法2〔第7版〕』（日本評論社、2001年）
- 平井克彦『新版引当金会計論』（白桃書房、1995年）
- 広瀬義州『財務会計』（中央経済社、2011年）
- 藤田昌也『会計利潤論』（森山書店、1987年）
- 細田末吉『引当金の経理実務』（日本経済新聞社、1983年）
- 山下勝治『財務諸表会計』（中央経済社、1974年）
- 山下寿文『偶発事象会計論（佐賀大学経済学会叢書）』（白桃書房、2002年）
- 『偶発事象会計の国際的調和化—米国基準・IAS・日本基準の比較』（同文館、
2000年）
- 横山和夫『引当金会計制度論』（森山書店、2013年）
- 若杉 明『新財務諸表論』（ビジネス教育出版社、1980年）
- 『現代会計論』（税務経理協会、1984年）
- 『現代制度会計論』（税務経理協会、1994年）

【論文】

- 新井清光「引当金規制について」『企業会計』第33巻5号（1981年）
- 安藤英義「簿記会計と財務報告はやがて別物？」『産業経理』69巻4号（2010年）
- 一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」『総合税制研究』No.12（2004年）
- 稲葉威雄「計算書類作戒の基準」『旬刊商事法務』第861号（1980年）
- 「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説-5-計算書類の公示・公開会計
監査人の地位」『旬刊商事法務』第862号（1980年）
- 井上久彌「部分貸倒れの認識と債権償却特別勘定—貸倒れとの接点を探る—」『税理』
第31巻3号（1988年）
- 居林次雄「改正商法下の企業の経理方針」『産業経理』4月号（1964年）
- 「10月決算を顧みて」『企業会計』第16巻4号（1964年）
- 上田明信「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案について-1---
特集・商法改正要綱試案その解説と問題点」『企業会計』第12巻12号（1960
年）
- 「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案について
-2(完)-」『企業会計』第12巻13号
- 内川菊義「評価性引当金と評価勘定」『同志社商学』第32巻3号（同志社大学商学会、
1980年）
- 「発生主義に対する二つの見解と引当金」『同志社商学』第49巻5、6号（同
志社大学商学会、1998年）
- 宇南山英夫「特定引当金に関する一考察（井上達雄博士古稀記念論文集）」『商学論纂』
（中央大学商学研究会）第19巻（1978年）
- 「引当金に関する一考察」『産業経理』第17巻11号（1957年）
- 江村 稔「期間費用の確定と引当金」『會計』80巻3号（1961年）
- 「引当金の本質と記載方法」『會計』88巻5号（1965年）
- 「引当金に関する商法改正試案の問題点（上）（下）」『旬刊商事法務』872
号（1980年）
- 「企業会計制度と商法」黒沢清編集『日本会計発達史』（同文館、1976年）
- 太田哲三「引当金の理論と実体」『企業会計』19巻12号（1967年）
- 鴻 常夫「商法等の一部を改正する法律案要綱について（下）」『旬刊商事法務』第900
号（1981年）
- 金子 宏「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策—」『租税法理論の形成と解明
（下）』（有斐閣、2010年）
- 「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」『ジュリスト』1219号（2002
年）
- 木村和三郎「発生主義会計」日本会計学会編『財務諸表論』（森山書店、1950年）
- 木村重義「引当金についての基本的考察」『企業会計』第16巻6号（1964年）
- 「引当金の会計基準」『企業会計』第15巻12号（1967年）
- 久保欣哉「法学的概念としての引当金」『青山法学論集』第4巻2号（1962年）
- 「改正法の引当金概念」『民商法雑誌』第86巻2号（1973年）
- 小宮 保「改正商法と税法との調整について」『企業会計』第20巻7号（1964年）
- 阪本安一「企業会計における引当金の概念」『税経通信』第38巻14号（1983年）

- 「会計理論の用具としての会計基礎概念と引当金」『税経通信』第39巻3号(1984年)
- 「商法貸借対照表上の負債および資本」『企業会計』第16巻8号(1959年)
- 「企業会計上の引当金—商法の理論と企業会計の理論」『企業会計』第34巻8号(1987年)
- 佐藤孝一「引当金の一般的性格について」『企業会計』15巻10号(1963年)
- 「引当金の基本的特質」『企業会計』16巻6号(1964年)
- 品川芳宣「法人税法における貸倒損失の計上時期」金子宏先生古希祝賀『公法学の法と政策 上巻』(有斐閣、2000年)
- 「法人税法における損金の本質」『税務会計研究』第8号(1994年)
- 「条件付債権放棄と貸倒損失の認定(東京地裁平成13.3.2判決)」『税研』第17巻1号(2001年)
- 庄司樹古「会計概念フレームワークにおける資産負債アプローチに関する考察」『経営論集』第8巻2号(北海学園大学学園経営学部出版所、2010年)
- 末永英男「放棄債権の貸倒損失の処理—東京地裁平成13年3月2日判決(平成9年(行ウ)第260号)について—」『熊本学園商学論集』第8巻2号(2001年)
- 「リスク・シェアリング会計について—制度会計の新視点」『企業会計』第49巻1号(1997年)
- 高須教夫「FASB 概念フレームワークにおける-資産 負債アプローチと収益費用アプローチ」『會計』第145巻1号(1994年)
- 高松和男「新商法下における引当金の表示」『企業会計』第15巻8号(1963年)
- 田口秀夫「引当金の理論と政策」『企業会計』第22巻7号(1970年)
- 竹下昌三「商法第287条ノ2の引当金(田中生夫教授退官記念号)」『岡山大学経済学会雑誌』第14巻3・4号(1983年)
- 武田昌輔「税法における引当金・準備金の問題--特集・引当金の論理をさぐる」『企業会計』第16巻6号(1964年)
- 「法人税法における『確定した債務』の研究」『税理』第21巻9号(1978年)
- 「総説(費用と損失)(法人税の損金の研究)」『日税研論集』第42号(1999年)
- 武田隆二「新引当金規定の比較研究--企業会計原則、商法引当金規定と新省令の引当金表示規定の総合検討(会計原則・商法規則の改正と実務解説<特集>)」『企業会計』第34巻7号(1982年)
- 「財産法の類概念と種概念」『會計』第84巻6号(1963年)
- 田中誠二「計算・公開試案についての問題点」『旬刊商事法務』第867号(1980年)
- 徳賀芳弘「引当金の認識と評価に関する一考察」『Discussion Paper No.2003-J-17』(日本銀行金融研究所、2003年)
- 中井 稔「貸付金の貸倒れと法人税法との関係--平成16.12.24最高裁判決についての検討」『税経通信』第60巻13号(2005年)
- 中島省吾「収益費用対応と引当金会計--特集・引当金の論理をさぐる」『企業会計』第16巻6号(1964年)
- 並木俊守「商法と法務省令における引当金の概念」『企業会計』第16巻6号(1964年)
- 日本公認会計士協会編「役員賞与の会計税務処理」『会社法施行後の計算書類』(日本

公認会計士協会、2010年)

- 沼田嘉穂「引当金を論攻する」『企業会計』第27巻1号(1975年)
- 「期間的貸借概念と会計資産・負債・資本の実体」『會計』第65巻2号(1954年)
- 「特定引当金(特定引当金批判<特集>)」『産業経理』第37巻12号(1977年)
- 番場嘉一郎「企業会計における最近の論点」『税経通信』第38巻14号(1983年)
- 平井克彦「引当金会計論における多数説と少数説」『明治大学社会学紀要』第29巻2号(明治大学出版会、1991年)
- 「引当金会計論(6)一引当金と商法一」『経営論集』第38巻2号(1995年)
- 藤田友治「引当金の論理(引当金・準備金・積立金に関する諸問題<特集>)」『會計』第125巻3号(1984年)
- 藤田昌也「制度会計の理論—リスク・シェアリング会計」『會計』第142巻4号(1992年)
- 「現代日本の会計制度の動向—会計の制度化」『会計理論学会年報』第7号(1993年)
- 「引当金考」『会計専門職紀要』第3号(熊本学園大学大学院会計専門職研究科、2012年)
- 細田末吉「最近の引当金論争とその基本的問題」『産業経理』第46巻4号(1987年)
- 前田庸、岩城謙二、細田末吉「商法等改正法案要綱の解説-3-会社の計算・公開等」『旬刊商事法務』第902号(1981年)
- 松本敏史「引当金の認識と測定—4つの会計モデル—」『経営学論集』第45巻3号(2005年)
- 味村 治「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の解説」『企業会計』第15巻第5号(1963年)
- 「引当金と商法」『企業会計』第19巻12号(1967年)
- 山下勝治「費用収益対応の原則」『体系近代会計学』第2巻(中央経済社、1959年)
- 「会計の引当金・商法の引当金」『企業会計』第15巻1号(1963年)
- 山下寿文「IFRSにおける非金融負債会計の動向：公開草案『IAS第37号における負債の測定』を中心として—」『佐賀大学経済論集』第43巻5号(2011年)
- 若杉 明「引当金会計の現代的意義—収益費用法と資産負債法に係わらせて—」『LEC会計学院紀要』第8号(2011年)
- 「修正企業会計原則をめぐる問題点(企業会計原則修正案をめぐる(特集))」『會計』第97巻2号(1970年)

【参考資料】

- 大蔵財務協会『平成24年度改正税法のすべて』(2012年)
- 経済安定本部企業会計基準審議会『税法と企業会計原則との調整に関する意見書』(195年)
- 企業会計基準委員会「引当金に関する論点の整理」(2009年)
- 「引当金に関する論点の整理」(2012年)

企業会計審議会答申「負債性引当金に係る企業会計原則の修正に関する解釈指針の 2、
企業会計原則注解 14 に定める負債性引当金以外の引当金の修正について」(1982 年)
企業会計審議会「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」
(1982 年)

経団連調査(1963 年 10 月期 1964 年 3 月期)決算諸表の引当金発表項目

国税庁「平成 10 年税制改正のすべて」(1998 年)

税制調査会「当面実施すべき税制改正に関する答申及びの審議の内容と経過の説明」
(1960 年 12 月)

————「昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議内容と経過の説明」(1965
年 12 月)

————「長期税制のあり方についての答申及びその審議内容と経過の説明」(1971
年)

————「税制の抜本的見直しについての答申」(1986 年)

————「平成 8 年 11 月法人課税小委員会報告」(1996 年)

日本会計研究学会「会計基礎概念スタディ・グループ」1983 年度中間報告「会計基礎概
念」(1983 年)

日本会計研究学会税務会計特別委員会「税法と引当金・準備金等に関する研究会」(1967
年)

日本公認会計士協会制度公開草案第 9 号「保証債務引当金の会計処理(中間報告)」(1980
年 7 月)

IAS 第 37 号(引当金、偶発負債及び偶発資産)14 項

IASB [1989], Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements. (July)

竹内昭夫ほか「座談会会社の計算・公開改正試案の重点解説(下)」『旬刊商事法務』第
860 号(1965 年)

番場嘉一郎ほか「座談会 引当金および準備金の検討」『産業経理』第 7 巻 1 号(1947
年)

山榘忠恕・中村忠・西山忠範・新井楷光「討論 引当金概念の純化のために」『企業会計』
第 19 巻 12 号(1967 年)

【判例等】

大判昭和 4 年 4 月 12 日、東京控判昭和 5 年 1 月 24 日(昭 4(ネ) 929 号)

大阪地裁昭和 33 年 7 月 31 日(行裁例集 9 巻 7 号)

静岡地裁昭和 33 年 9 月 5 日(行裁例集 9 巻 9 号 1)

東京地裁 25 判昭和 40 年 4 月 2 日(税務訴訟資料 54 号)

最高裁昭和 43 年 10 月 17 日判決(訟月第 14 巻第 12 号、1437 頁)

広島地裁昭和 46 年 7 月 1 日（税務訴訟資料 63 号）